

低炭素建築物認定マニュアル

第 12 版

発行 一般社団法人 住宅性能評価・表示協会

目 次

1 章 認定業務の概要	1
1. 認定手続の流れ	
2. 認定手続の内容	
3. 認定基準に関する審査の手順	
4. 認定通知書の作成	
2 章 認定基準（法第 5 4 条第 1 項第一号の基準）の概要	30
3 章 認定事項（法第 5 4 条第 1 項第一号の基準）の審査手順	44
1. 基準の適用	
2. 基準の概要	
3. 認定基準毎の審査手順	
4 章 認定基準の（法第 5 4 条第 1 項第一号の基準）毎のチェックシート	80
1. チェックシート一覧	
2. チェックシート	
5 章 参考資料	90
1. 規則様式・参考様式一覧	
2. 規則様式・参考様式	

（参考）改正告示等について

令和３年８月に開催された脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会において、「脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方」が公表され、これに基づく基準強化措置として、令和４年８月、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第３０条第１項第一号の規定に基づき、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令」（経済産業省・国土交通省令第１号）及び都市の低炭素化の促進に関する法律（以下「法」という。）第５４条第１項の規定に基づき、「建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に関する建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の全部を改正する告示」（経済産業省・国土交通省・環境省告示第１号）が公布された。

これにより、低炭素化基準告示においては、建築物の低炭素化の促進のための誘導すべきその他の基準（以下「その他の基準」という。）を除き、建築物省エネ法基準省令第１０条に規定するエネルギー消費性能誘導基準（以下「誘導基準」という。）に適合することを求めることとなった。ただし、共同住宅等における算定方法や増改築等の基準の一部等が誘導基準と異なることとなるため、注意する必要がある。

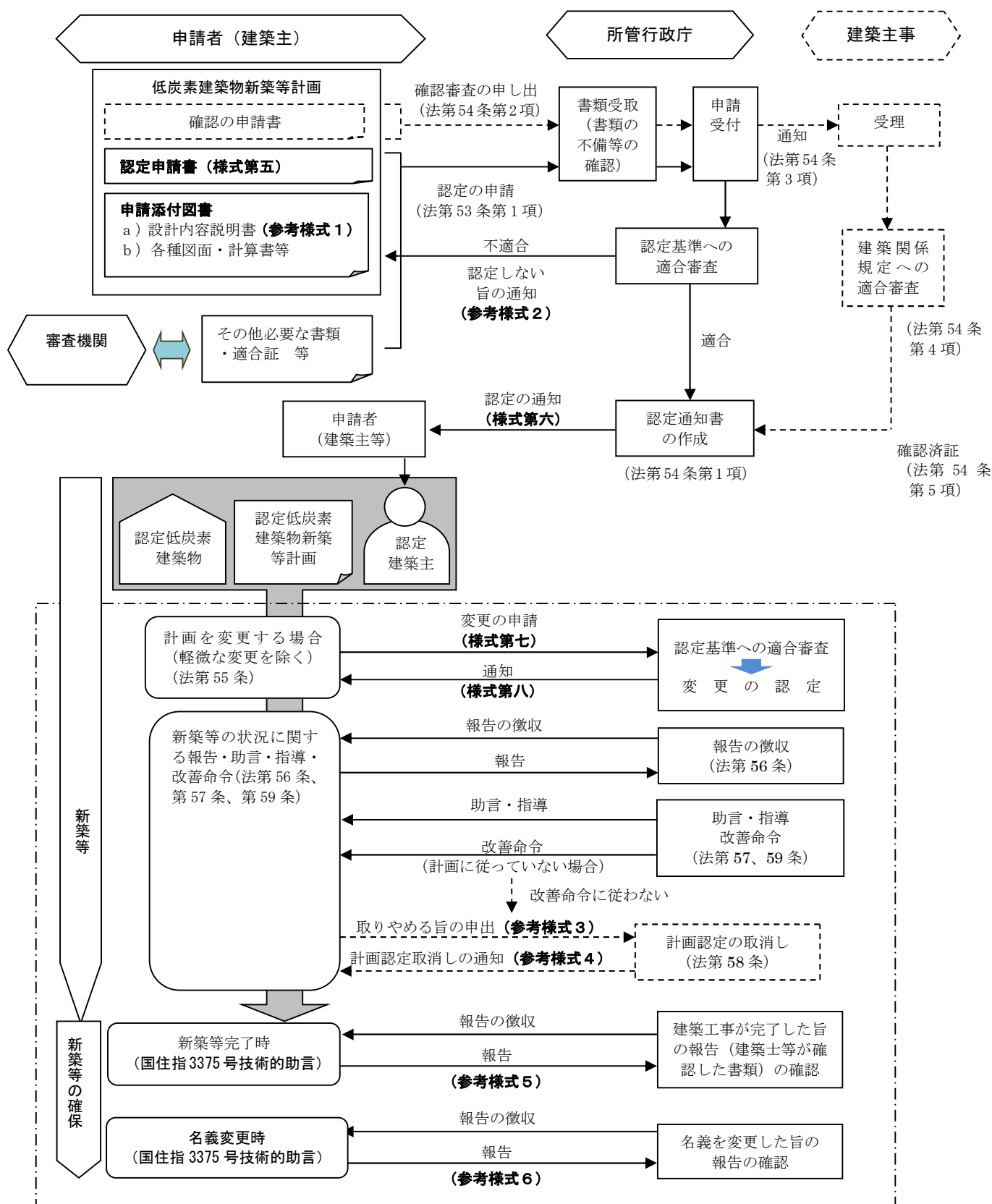
ここで、誘導基準においては、省エネ基準とエネルギー利用効率化設備の取り扱いが異なるため、誘導基準に用いられる設計一次エネルギー消費量が新たに「誘導設計一次エネルギー消費量」として位置づけられると共に、建築物の増築、改築又は修繕等（以下、増改築等）を行う際を対象とした、新たな部分適合の評価手法が設けられた。

1 章. 認定業務の概要

1 章. 認定業務の概要

1. 認定手続の流れ

※点線は建築確認を同時に申請する場合のフローを示す。



2. 認定手続の内容

認定、変更認定の手続の内容について、以下に整理する。

なお、所管行政庁においては、認定以降、変更認定や報告の徴収、助言・指導などが建築物単位で行われることになるため、認定後の的確な事務処理のために、認定低炭素建築物に係る基本的な情報を台帳等にて整理をしておくことが望ましい。

① 申請の受付

申請にあたっては、以下の書類の提出を求める。（規則第41条関係（以下「規則」という））

なお、申請を受理してから書類の不備等が認められると、申請者に対して認定しない旨の通知を行う必要があることから、図書の種類、部数等の形式的なものは申請受付前に確認しておく。また、すでに着工している場合は申請を行うことはできないため、注意を要する。

<申請に必要な図書>

- a. 規則様式第五による認定申請書（正本及び副本）
- b. 添付図書2部
 - ・設計内容説明書（参考様式1参照）
 - ・各種図面
 - ・計算書等（PAL*計算表、外皮平均熱貫流率、冷房期の平均日射熱取得率、一次エネルギー消費量の計算書、低炭素化に資する建築物であることを証明する書類等（令和4年国土交通省告示「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準」（以下本マニュアルにおいて「誘導仕様基準」という。））を用いる場合はあつては、誘導仕様基準に適合していることを明示した書類を含む。以下「計算書等」について同じ。）。
- c. その他必要な書類（所管行政庁が必要と認める図書）
 - 登録建築物エネルギー消費性能判定機関、登録住宅性能評価機関（以下「審査機関」という）の技術的審査を受けた場合における適合証等（技術的審査を受けた設計内容説明書を添付。この場合、b・設計内容説明書は省略することができる。）
 - 住宅型式性能認定書等
 - 以下に掲げるいずれかの書類を添付した場合、所管行政庁が不要と認める図書の提出を省略することができる。（登録住宅型式性能認定等機関が交付する

これと同等の確認書を含む。)

- ・住宅型式性能認定書（5-1 断熱等性能等級にあつては等級 5 以上、5-2 一次エネルギー消費量等級にあつては等級 6 以上のものに限る。以下「住宅型式性能認定書」について同じ。)

d. 建築確認に関する申請図書（法第 5 4 条第 2 項に基づき確認審査の申し出をする場合に提出する）

＜確認事項＞

提出された書類において、以下の事項について確認する。

- ・提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと
- ・申請に係る計画の内容に明らかな問題点がないこと
- ・申請に係る建築物が、着工（着手）前であること

提出された書類の内容に疑義がある場合は必要に応じて申請者等（技術的審査の適合証が添付されている場合は当該適合証を交付した審査機関を含む。）に説明を求め、誤りがある場合は訂正を求める。

確認審査の申し出を併せて受けた場合は、計画を建築主事に通知する。

② 審査の実施

①で提出された書類をもって速やかに審査を行う。

①で提出された書類の内容に疑義がある場合は必要に応じて申請者等に説明を求め、誤りがある場合は訂正を求める。

申請内容について、明らかな虚偽が認められた場合や認定基準に適合しないと認めた場合は、申請者に対し認定しない旨を通知する。（参考様式 2 参照）

③ 認定の通知

審査が完了し認定基準に適合すると認めた場合、申請者に対して認定した旨を通知する（様式第六参照）。この場合、申請書の副本及びその添付図書を 1 部添えるものとする。確認審査の申し出を併せて受けた場合は、法第 5 4 条第 4 項において準用する建築基準法第 1 8 条第 3 項に基づく確認済証が所管行政庁に交付されていることを確認した上で、認定を通知する。ただし、容積率緩和（低炭素建築物の床面積のうち、認定基準に適合させるための措置をとることにより通常の建築物の床面積を超えることとなる場合における政令で定める床面積を容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない（低炭素化に資する設備に係る床面積について、建築物の延べ面積の一定割合を限度として認められる）。）を活用する場合は、確認済証の交付前に、認定基準に適合することを確認する。

認定通知書の交付に際して、申請の別に応じた通知書を交付する。

④ 認定を受けた計画の変更の申請

認定の通知後に計画に記載されている内容について、変更申請がされた場合（軽微な変更は除く）の審査の実施方法は①から③までと同じとする。この場合、申請添付図書は以下のとおりとする。

a. 様式第七による変更認定申請書（正本及び副本）

b. 申請添付図書のうち、当該変更に係るもの2部

審査が完了した場合、申請者に対して変更認定を通知する（様式第八参照）。この場合、変更申請書の副本及びその添付図書を一部添えるものとする。

⑤ 認定申請の取り下げ

申請が取り下げられた場合は審査を中止して提出された関係図書を申請者に返却する。

〔 この場合、トラブル発生の防止のために、申請を取り下げる旨を記載した取下届等の提出を求めることが望ましい。 〕

⑥ 建築工事が完了した旨の報告の確認

認定を受けた低炭素建築物新築等計画に従って低炭素建築物が建築されることを確保するため、所管行政庁は、認定通知後、建築工事が完了した旨の報告を認定建築主より受けることになる。

認定建築主は、報告を行うためには着工時点から準備をしておく必要があることから、報告の徴収は、認定通知と同時期に行う（認定通知と同時に、工事完了時に報告することを求める。）ことが望ましい。

報告の内容としては、認定計画実施者の報告書（参考様式5参照）に、原則として、建築士による工事監理報告書などを添付することが考えられるが、これにより難しい場合は建設工事の受注者による発注者への工事完了の報告書などを添付して報告する。

⑦ 名義を変更した旨の報告の確認

認定建築主が計画に基づく建築物を譲受人に譲り渡した場合は、譲渡人又は譲受人は、単独で又は共同して当該建築物の名義を変更した旨の報告書（参考様式6参照）を所管行政庁に提出することになる。なお、この場合において、建築物の名義は計画に含まれないことから、計画の変更認定は必要ないこととなる。

⑧ 認定の取消しの通知

認定通知後、所管行政庁からの改善命令に対して違反が認められた場合、または、申

請者から低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等を取りやめる旨の申し出（参考様式3 参照）があった場合、認定の取り消しを行い、申請者にその旨を通知する。（参考様式4 参照）

3. 認定基準に関する審査の手順

低炭素建築物新築等計画の認定については、法第54条第1項第一号から第三号に認定基準が定められている。

- ① 建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第三号に規定するエネルギー消費性能基準を超え、かつ、建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合することと法第54条第1項第一号、建築物省エネ法第2条第1項第三号>

⇒「建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準」（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）
上記は、定量的評価項目（外皮基準及び一次エネルギー消費量基準）、選択的項目（再生可能エネルギー利用設備の導入、節水対策やエネルギーマネジメントなど法律や基本方針の趣旨を踏まえて取り組む措置）より構成される。

- ② 低炭素建築物新築等計画に記載された事項が基本方針に照らして適切なものであること
<法第54条第1項第二号>

⇒「都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針」（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第118号）

上記は、低炭素建築物の認定に関する基本的事項等である。

- ③ 資金計画が適切なものであること

<法第53条第2項第三号、法第54条第1項第三号>

認定審査にあたっては、審査機関による技術的審査を活用するか否かで審査手順が異なる。このため、具体的な審査の手順については、（１）技術的審査を活用しない場合、（２）技術的審査活用する場合に分けて以下に示す。

(1) 技術的審査を活用しない場合

審査機関による事前の技術的審査を活用せずに所管行政庁が認定を行なう場合は、1) 前提条件の確認、2) 認定基準への適合性の確認が行なわれた後、認定通知書が交付される。

【所管行政庁の業務】

1) 前提条件の確認

・申請物件が市街化区域等内に存することを、所在地と都市計画図とを照合すること等により確認（申請物件の所在地から自明である場合等を除く）

2) 認定基準への適合性の確認

・設計図書や省エネ計算書等から、申請物件が法第54条第1項各号の認定基準に適合することを確認



低炭素認定書の交付

1) 前提条件の確認＜法第53条第1項＞

市街化区域等（都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域の区域（同項に規定する区域区分に関する都市計画が定められていない同法第4条第2項に規定する都市計画区域にあつては、同法第8条第1項第一号に規定する用途地域が定められている土地の区域。））内であることを、申請物件の所在地と都市計画図等とを照合することにより確認する。ただし、申請物件の所在地から自明である場合等を除く。

2) 認定基準への適合性の確認＜法第54条第1項第一号～三号＞

設計図書や省エネ計算書等から、以下の対象範囲に応じて、申請物件が法第54条各号の認定基準に該当することの確認を行なう。

I. 一戸建ての住宅の認定として申請があつた場合

II. 共同住宅及び長屋（以下「共同住宅等」という。）、住宅及び非住宅用途の複合建築物（以下「複合建築物」という。）の住宅部分の認定として申請があつた場合

III. 複合建築物の認定として申請があつた場合

IV. 非住宅の単一用途あるいは複数用途の建築物（以下「非住宅建築物」という。）、複合建築物の非住宅部分の認定として申請があつた場合

申請対象毎の審査手順は、以下のとおりとする。

《Ⅰ. 一戸建ての住宅の認定として申請があった場合》

〔手順1〕申請書等と認定基準（法第54条第1項第一号の基準以外）との照合

- ① 低炭素建築物新築等計画に記載された事項が都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針に照らして適切なものであることを確認する。＜法54条第1項第二号＞
具体的には、都市緑地法の緑地保全地域、特別緑地保全地区、緑化地域若しくは緑地協定、生産緑地法（昭和49年法律第68号）の生産緑地地区、建築基準法（昭和25年法律第201号）の建築協定、条例による緑地の保全に関する制限等の内容に適合しているかを確認する。または、都市施設である緑地の区域内でないかどうか確認する。
受付の際に必要な情報となるため、所管行政庁は申請者に対しインターネット等で情報公開を行うことが望ましい。
- ② 申請書等において、低炭素化のための建築物の新築等に係る資金計画が適切に設定されていることを確認する。＜法54条第1項第三号＞
- ③ その他国土交通省令で定めること（工事の着手予定時期及び完了予定時期の予定）が適切に設定されていることを確認する。＜法53条第2項第四号＞

〔手順2〕設計内容説明書等と認定基準（法第54条第1項第一号の基準）との照合

設計内容説明書等において、住宅の仕様等及び設備が法第54条第1項第一号に定める基準に適合していることを確認する。

具体的には、「a. 外皮性能の基準」、「b. 一次エネルギー消費量の基準」及び「c. その他の基準」の手順により、認定基準に適合することを確認する。

a. 外皮性能の基準

外皮性能に関する確認は次の〔手順2a-1〕及び〔手順2a-2〕、又は〔手順2a-3〕による。

〔手順2a-1〕計算結果と基準値との照合

外皮平均熱貫流率（ U_A 値）及び冷房期の平均日射熱取得率（ η_{AC} 値）の計算書により求められた計算結果について、計算条件及び計算過程を確認するとともに、基準値への適合を判断する。

〔手順2a-2〕計算内容と設計内容説明書との照合

〔手順2a-1〕において、計算書により確認された事項と、設計内容説明書に記載された事項とを照合する。

〔手順2a-3〕設計仕様と誘導仕様基準との照合

設計内容説明書に記載された各部位の仕様が、建築物の種類や構造・工法に応じて定める誘導仕様基準に適合しているかを判断する。

b. 一次エネルギー消費量の基準

一次エネルギー消費量の基準に関する確認は次の〔手順 2 b-1〕及び〔手順 2 b-2〕、又は〔手順 2 b-3〕による。

〔手順 2 b-1〕 計算結果と基準値との照合

住宅用一次エネルギー消費量の計算支援プログラムにより求められた計算結果について、入力諸元を確認するとともに、基準値への適合を判断する。

〔手順 2 b-2〕 計算内容と設計内容説明書との照合

〔手順 2 b-1〕において、住宅用計算支援プログラムに入力した内容と、設計内容説明書に記載された事項とを照合する。

〔手順 2 b-3〕 設備仕様と誘導仕様基準との照合

設計内容説明書に記載された各設備の性能・仕様が、設備機器の種類等に応じて定める誘導仕様基準に適合しているかを判断する。

c. その他の基準

その他の基準に関する確認は次の〔手順 2 c-1〕及び〔手順 2 c-2〕による。

〔手順 2 c-1〕 その他の措置と基準との照合

設計内容説明書により、①再生可能エネルギー利用設備が導入されていることの確認、②低炭素化促進設計一次エネルギー消費量が低炭素化促進基準一次エネルギー消費量を超えないことの確認、③「節水に関する取組」、「雨水等の利用のための設備の設置」、「エネルギー管理に関する取組」、「再生可能エネルギー発電設備と連系した定置型蓄電池の設置」、「ヒートアイランド対策」、「劣化対策」、「木造住宅又は木造建築物」、「高炉セメント等」、「V 2 H 充放電設備の設置」の 9 項目のうち 1 つ以上適合していることの確認、の 3 つの確認を行う。

もしくは、建築物の総合的な環境性能評価を行い、標準的な建築物と比べて低炭素化に資する建築物であること（例えば、C A S B E E による評価で A ランクを取得したものなど、所管行政庁が認めるもの）を確認する。

〔手順 2 c-2〕 その他の措置の内容と設計内容説明書との照合

〔手順 2 c-1〕において、実施したその他の措置の内容が設計内容説明書に記載された事項と一致していること、その他の基準への適合要件を満たしていることの照合を行う。

〔手順 3〕 設計内容説明書とその他添付図書との照合

各基準について、設計内容説明書の記載内容の信頼性を確認するために、その他添付図書との照合を行う。

〔手順4〕 認定の確定

a. 全ての認定基準において適合することが確認された場合

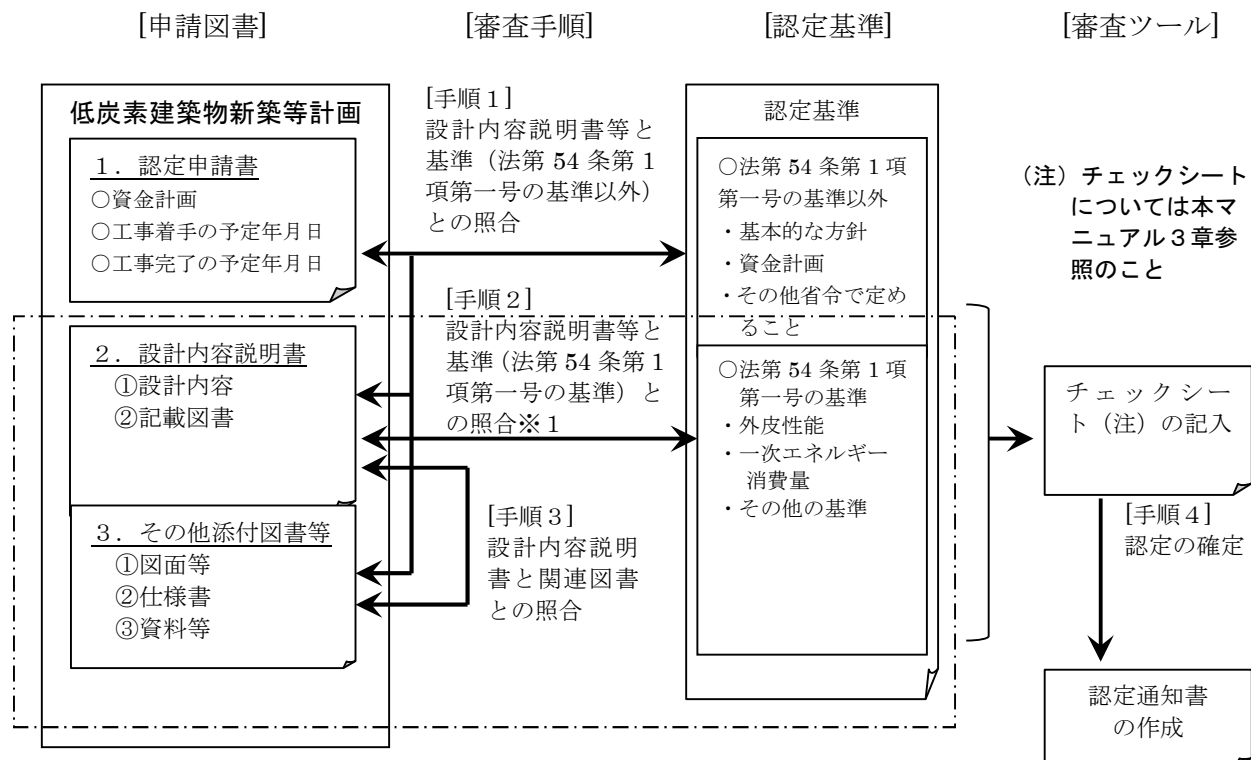
審査の結果、全ての認定基準において適合することが確認された場合は、認定通知書の作成を行う。

b. 適合しない部分が確認された場合

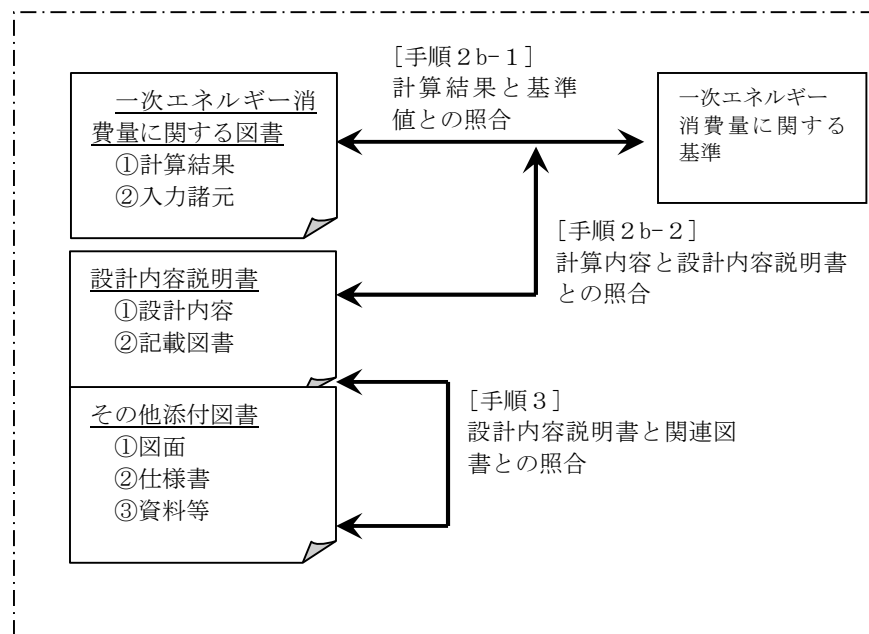
審査の結果、認定基準に適合しないことが確認された場合は、次の手順を踏まえ、申請者に認定しない旨を通知することが望ましい。

- | | | |
|---|--|---|
| { | <p>i) 設計内容が適合しているものの、一部明らかな記載ミス等がある場合</p> <p>申請者が記載内容の修正を行った場合はその修正箇所を確認し、申請時の内容に基づき改めて審査を行い、その結果で判断する。</p> | } |
| { | <p>ii) 設計内容が適合していない場合</p> <p>申請者に設計変更をする意思があるかどうか確認し、申請者が設計変更した場合は、再審査を行う。</p> <p>設計変更の意思がない場合は、認定しない旨を申請者に通知する。</p> | } |

<認定基準の適合判定の基本的な流れ（一戸建ての住宅の認定）>



※1 認定基準のうち、住宅用一次エネルギー消費量の計算支援プログラムの確認は以下の通り



《Ⅱ．共同住宅等、複合建築物の住宅部分の認定として申請があった場合》

〔手順1〕申請書等と認定基準（法第54条第1項第一号の基準以外）との照合

《Ⅰ．一戸建ての住宅の認定として申請があった場合》と同じ。

〔手順2〕設計内容説明書等と認定基準（法第54条第1項第一号の基準）との照合

設計内容説明書等において、建築物の仕様等及び設備が法第54条第1項第一号に定める基準に適合していることを確認する。

具体的には、「a. 外皮性能の基準」、「b. 一次エネルギー消費量の基準」及び「c. その他の基準」の手順により、認定基準に適合することを確認する。

a. 外皮性能の基準

住戸部分の外皮性能に関しては、《Ⅰ．一戸建ての住宅の認定として申請があった場合》と同じ。ただし、共用部分には外皮性能の基準は適用されない。

b. 一次エネルギー消費量の基準

一次エネルギー消費量の基準に関する確認は次の〔手順2b-1〕及び〔手順2b-2〕による。共用部分が存する場合は、共用部分の一次エネルギー消費量を含む。

〔手順2b-1〕計算結果と基準値との照合

住戸部分にあつては住宅用一次エネルギー消費量の計算支援プログラムにより求められた計算結果（各住戸の一次エネルギー消費量全体の合計）、共用部分にあつては非住宅用一次エネルギー消費量の計算支援プログラム（標準入力法）により求められた計算結果、それぞれの入力諸元を確認するとともに、住戸部分と共用部分の設計値の合計と、それぞれの基準値の合計を比較し、基準への適合を判断する。

なお、住戸部分に誘導仕様基準を用いた場合、住戸部分の確認は《Ⅰ．一戸建ての住宅の認定として申請があった場合》〔手順2b-3〕により行い、共用部分についてののみ設計値と基準値の比較を行い、基準への適合を判断する。

〔手順2b-2〕計算内容と設計内容説明書との照合

〔手順2b-1〕において、それぞれの計算支援プログラムに入力した内容と、設計内容説明書に記載された事項とを照合する。

c. その他の基準

その他の基準に関する確認は次の〔手順2c-1〕及び〔手順2c-2〕による。

〔手順2c-1〕その他の措置と基準との照合

設計内容説明書により、①再生可能エネルギー利用設備が導入されていることの確認、②「節水に関する取組」、「雨水等の利用のための設備の設置」、「エネルギー管理に関する取組」、「再生可能エネルギー発電設備と連系した定置型蓄電池の設置」、「ヒートアイランド対策」、「劣化対策」、「木造住宅又は木造建築物」、「高炉セメント等」、「V2H充放電設備の設置」の9項目のうち1

つ以上適合していることの確認、の2つの確認を行う。

もしくは、建築物の総合的な環境性能評価を行い、標準的な建築物と比べて低炭素化に資する建築物であること（例えば、CASBEEによる評価でAランクを取得したものなど、所管行政庁が認めるもの）を確認する。

〔手順2c-2〕その他の措置の内容と設計内容説明書との照合

〔手順2c-1〕において、実施したその他の措置の内容が設計内容説明書に記載された事項と一致していること、その他の基準への適合要件を満たしていることの照合を行う。

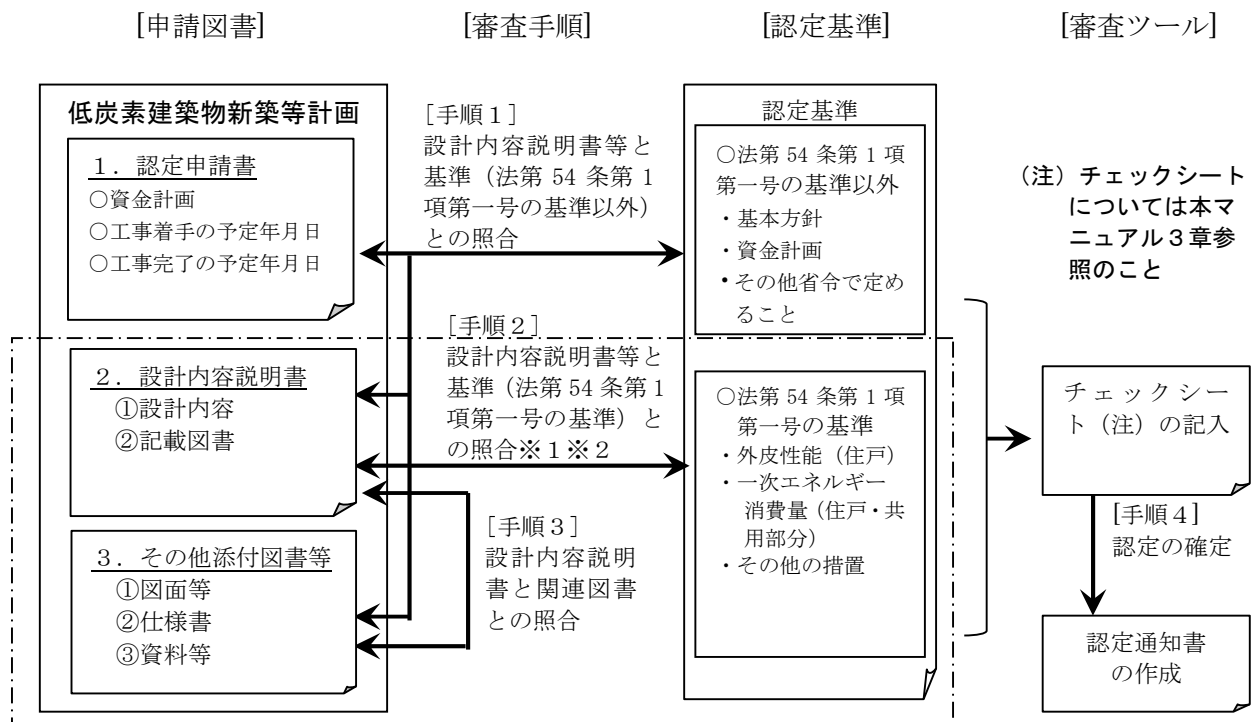
〔手順3〕設計内容説明書とその他添付図書との照合

《Ⅰ．一戸建ての住宅の認定として申請があった場合》と同じ。

〔手順4〕認定の確定

《Ⅰ．一戸建ての住宅の認定として申請があった場合》と同じ。

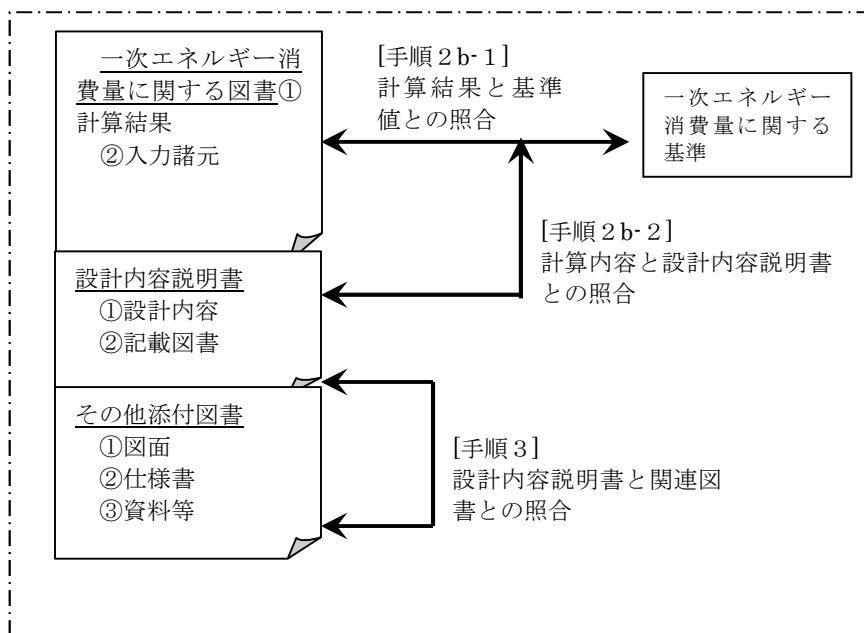
<認定基準の適合判定の基本的な流れ（共同住宅等の建築物認定）>



※1 認定基準のうち、住戸部分の住宅用一次エネルギー消費量の計算支援プログラムによる確認の流れは《Ⅰ．一戸建ての住宅の認定として申請があった場合》と同じ

※2 認定基準のうち、共用部分の非住宅用一次エネルギー消費量の計算支援プログラム

(標準入力法)の確認は以下の通り



<共同住宅等の住戸部分の審査について>

共同住宅等における住戸部分の審査については、同一計画（同一の平面計画や仕様等。以下同じ。）の住戸を以下のような考え方でまとめて審査を行うと効率的である。ただし、同一計画の住戸であっても、住戸位置（最上階か中間階かなどの上下位置及び妻側か中間かなどの平面位置）によって外皮性能や一次エネルギー消費量が変わりうることに注意が必要である。

- a. 同一計画となる複数の住戸を一つの住戸グループとしてまとめ、各住戸グループに属する住戸の番号が対照できる一覧表を作成する。
- b. 住戸グループ毎に設計内容説明書と基準とを照合し、認定基準に適合しているかどうか確定する。
- c. bのグループ毎の審査結果をaで作成した一覧表に記載し、基準に適合していることを確認する。

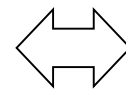
本マニュアルの4章において、共同住宅等の住戸部分は、上記の考え方に基づきチェックシートが構成されている。審査の実務においてこれらを参考にし、審査業務の効率化に活用されたい。

以上の考え方にもとづく共同住宅等の住戸部分の審査イメージを次に示す。

【a】

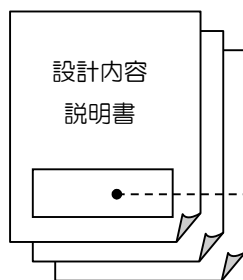
外皮性能 住戸グループ番号毎の評価		
住戸グループ番号	該当住戸 NO	備 考
NO.1	101,102	
	201,202	
	301,302	
	103,104	
02	203,204	

グループ分
けの確認



図面等

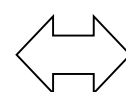
【b】



設計内容
説明書

外皮性能 住戸グループ No.1 の設計内容表(イメージ)	
説明事項	設計内容
1. U_A 値	・ 計算結果 ・ ...
2. η_{AC} 値	・ 計算結果 ・ ...
3. 各部仕様	・ 計算条件となる仕様 ・ ...
...	

基準と
照合



認定基準



チェック
シート

同一計画毎に住戸番号を整理
し、設計内容をまとめて記述
する

審査結果を一覧で記載し、各住
戸が基準に適合しているか確
認する

共同住宅等の各住戸評価 総括表(イメージ)						
	外皮性能	一次消費 エネルギー	その他措置			
			...	...	...	...
101	適合	〇〇,〇〇GJ				
102	適合	〇〇,〇〇GJ				
103	適合					

《Ⅲ. 複合建築物の認定として申請があった場合》

〔手順1〕申請書等と認定基準（法第54条第1項第一号の基準以外）との照合

《Ⅰ. 一戸建ての住宅の認定として申請があった場合》と同じ。

〔手順2〕設計内容説明書等と認定基準（法第54条第1項第一号の基準）との照合

設計内容説明書等において、建築物の仕様等及び設備が法第54条第1項第一号に定める基準に適合していることを確認する。

具体的には、「a. 外皮性能の基準」、「b. 一次エネルギー消費量の基準」及び「c. その他の基準」の手順により、認定基準に適合することを確認する。ただし、審査機関の技術的審査による適合証がある場合は、審査等の簡略を行うことができる。

a. 外皮性能の基準

①住戸部分の外皮性能に関しては、《Ⅰ. 一戸建ての住宅の認定として申請があった場合》と同じ。ただし、住宅用途の共用部分には外皮性能の基準は適用されない。ここで、共用部分の属する用途については、建築物省エネ法の取り扱いと同様に国土交通省告示第265号に基づくこととなる。

②非住宅部分の外皮性能に関する確認は次の〔手順2a-1〕及び〔手順2a-2〕による。

〔手順2a-1〕計算結果と基準値との照合

非住宅用の一次エネルギー消費量の計算支援プログラム等のPAL*計算結果について、入力諸元を確認するとともに、基準値等への適合を判断する。

〔手順2a-2〕計算内容与设计内容説明書との照合

〔手順2a-1〕において、計算支援プログラム等に入力した内容と、設計内容説明書に記載された事項とを照合する。

b. 一次エネルギー消費量の基準

一次エネルギー消費量の基準に関する確認は次の〔手順2b-1〕及び〔手順2b-2〕による。

〔手順2b-1〕計算結果と基準値との照合

一次エネルギー消費量の計算支援プログラム等により求められた計算結果（住戸部分、住宅用途の共用部分、非住宅部分の一次エネルギー消費量全体の合計）について、入力諸元を確認するとともに、基準値への適合を判断する。

なお、住戸部分に誘導仕様基準を用いた場合、住戸部分の確認は《Ⅰ. 一戸建ての住宅の認定として申請があった場合》〔手順2b-3〕により行い、共用部分及び非住宅部分について、設計値と基準値の比較を行い、基準への適合を判断する。

さらに、非住宅部分に用いる一次エネルギー消費量の計算支援プログラムの種類によっては、誘導仕様基準と同様に共用部分と非住宅部分を分けて基準への適合判断を行う場合もある（詳細は3章の審査手順を参照。）。

〔手順 2 b-2〕 計算内容と設計内容説明書との照合

〔手順 2 b-1〕において、計算支援プログラム等に入力した内容と、設計内容説明書に記載された事項とを照合する。

c. その他の基準

その他の基準に関する確認は次の〔手順 2 c-1〕及び〔手順 2 c-2〕による。

〔手順 2 c-1〕 その他の措置と基準との照合

設計内容説明書により、①再生可能エネルギー利用設備が導入されていることの確認、②「節水に関する取組」、「雨水等の利用のための設備の設置」、「エネルギー管理に関する取組」、「再生可能エネルギー発電設備と連系した定置型蓄電池の設置」、「ヒートアイランド対策」、「劣化対策」、「木造住宅又は木造建築物」、「高炉セメント等」、「V 2 H 充放電設備の設置」の 9 項目のうち 1 つ以上適合していることの確認、の 2 つの確認を行う。

もしくは、建築物の総合的な環境性能評価を行い、標準的な建築物と比べて低炭素化に資する建築物であること（例えば、C A S B E E による評価で A ランクを取得したものなど、所管行政庁が認めるもの）を確認する。

〔手順 2 c-2〕 その他の措置の内容と設計内容説明書との照合

〔手順 2 c-1〕において、実施したその他の措置の内容が設計内容説明書に記載された事項と一致していること、その他の基準への適合要件を満たしていることの照合を行う。

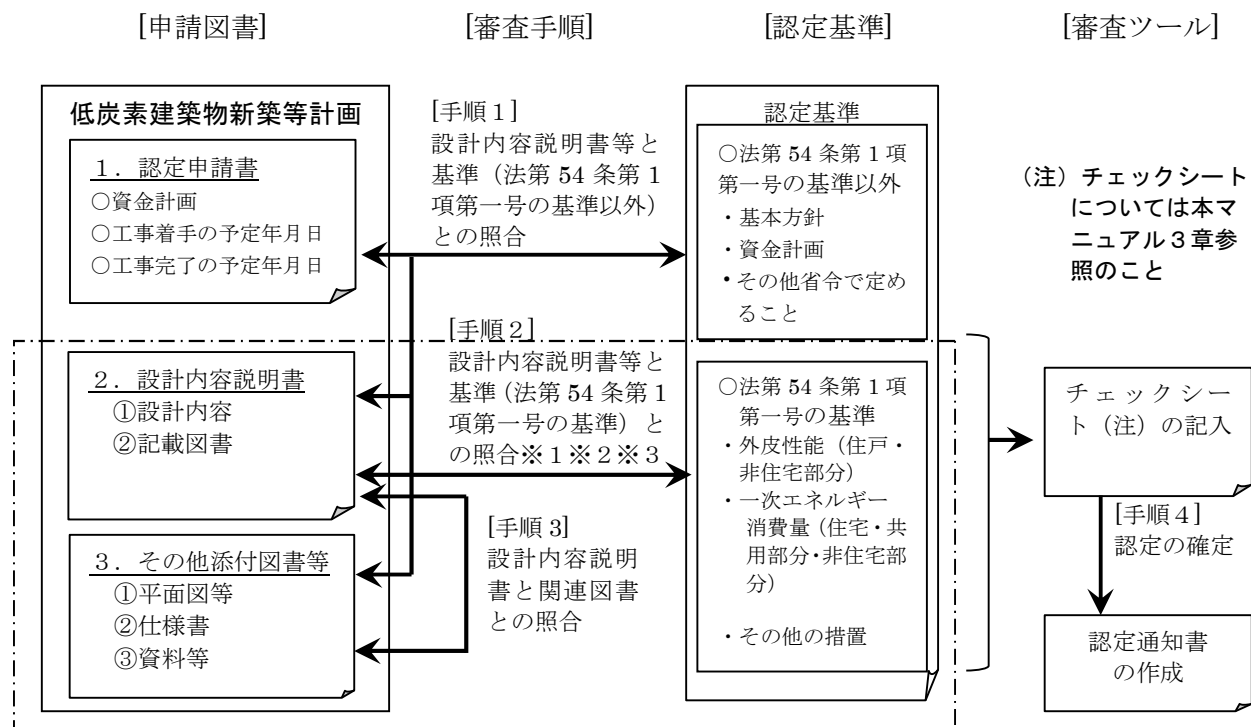
〔手順 3〕 設計内容説明書とその他添付図書との照合

《 I . 一戸建ての住宅の認定として申請があった場合 》と同じ。

〔手順 4〕 認定の確定

《 I . 一戸建ての住宅の認定として申請があった場合 》と同じ。

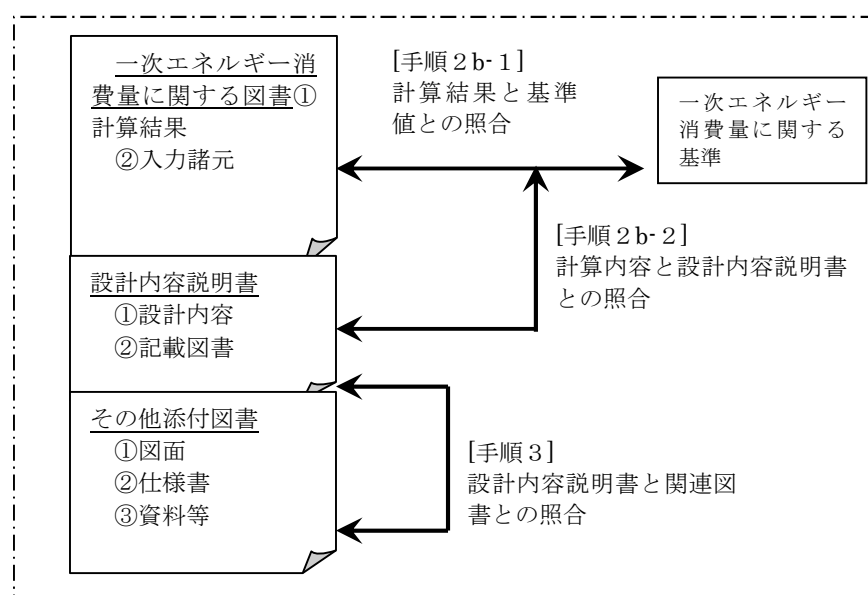
<認定基準の適合判定の基本的な流れ（複合建築物の認定）>



※1 認定基準のうち、住戸部分の住宅用一次エネルギー消費量の計算支援プログラムによる確認の流れは「Ⅰ. 一戸建ての住宅の認定として申請があった場合」と同じ

※2 認定基準のうち、共用部分の非住宅用一次エネルギー消費量の計算支援プログラム（標準入力法）による確認の流れは「Ⅱ. 共同住宅等の認定として申請があった場合」と同じ

※3 認定基準のうち、非住宅部分の非住宅用一次エネルギー消費量の計算支援プログラム等による確認の流れは以下の通り



《Ⅳ. 非住宅建築物、複合建築物の非住宅部分の認定として申請があった場合》

〔手順１〕申請書等と認定基準（低炭素建築物新築等の基準以外）との照合

《Ⅰ. 一戸建ての住宅の認定として申請があった場合》と同じ。

〔手順２〕設計内容説明書等と認定基準（低炭素建築物新築等の基準）との照合

設計内容説明書等において、建築物の仕様等及び設備が建築物の仕様等及び設備が法第54条第1項第一号に定める基準に適合していることを確認する。

具体的には、「a. 外皮性能の基準」、「b. 一次エネルギー消費量の基準」及び「c. その他措置基準」の手順により、認定基準に適合することを確認する。ただし、審査機関の技術的審査による適合証がある場合は、審査等の簡略を行うことができる。

a. 外皮性能の基準

外皮性能に関する確認は次の〔手順2 a-1〕及び〔手順2 a-2〕による。

〔手順2 a-1〕計算結果と基準値との照合

非住宅用の一次エネルギー消費量の計算支援プログラム等のPAL*計算結果について、入力諸元を確認するとともに、基準値等への適合を判断する。

〔手順2 a-2〕計算内容と設計内容説明書との照合

〔手順2 a-1〕において、計算支援プログラム等に入力した内容と、設計内容説明書に記載された事項とを照合する。

b. 一次エネルギー消費量の基準

一次エネルギー消費量の基準に関する確認は次の〔手順2 b-1〕及び〔手順2 b-2〕による。

〔手順2 b-1〕計算結果と基準値との照合

非住宅用の一次エネルギー消費量の計算支援プログラム等により求められた計算結果について、入力諸元を確認するとともに基準値等への適合を判断する。

〔手順2 b-2〕計算内容と設計内容説明書との照合

〔手順2 b-1〕において、計算支援プログラム等に入力した内容と、設計内容説明書に記載された事項とを照合する。

c. その他の基準

その他の基準に関する確認は次の〔手順2 c-1〕及び〔手順2 c-2〕による。

〔手順2 c-1〕その他の措置と基準との照合

設計内容説明書により、①再生可能エネルギー利用設備が導入されていることの確認、②「節水に関する取組」、「雨水等の利用のための設備の設置」、「エネルギー管理に関する取組」、「再生可能エネルギー発電設備と連系した定置型蓄電池の設置」、「ヒートアイランド対策」、「劣化対策」、「木造住宅又は木造建築物」、「高炉セメント等」、「V2H充放電設備の設置」の9項目のうち1つ以上適合していることの確認、

の2つの確認を行う。

もしくは、建築物の総合的な環境性能評価を行い、標準的な建築物と比べて低炭素化に資する建築物であること（例えば、CASBEEによる評価でAランクを取得したものなど、所管行政庁が認めるもの）を確認する。

〔手順2c-1〕その他の措置の内容と設計内容説明書との照合

〔手順2c-1〕において、実施したその他の措置の内容が設計内容説明書に記載された事項と一致していること、その他の基準への適合要件を満たしていることの照合を行う。

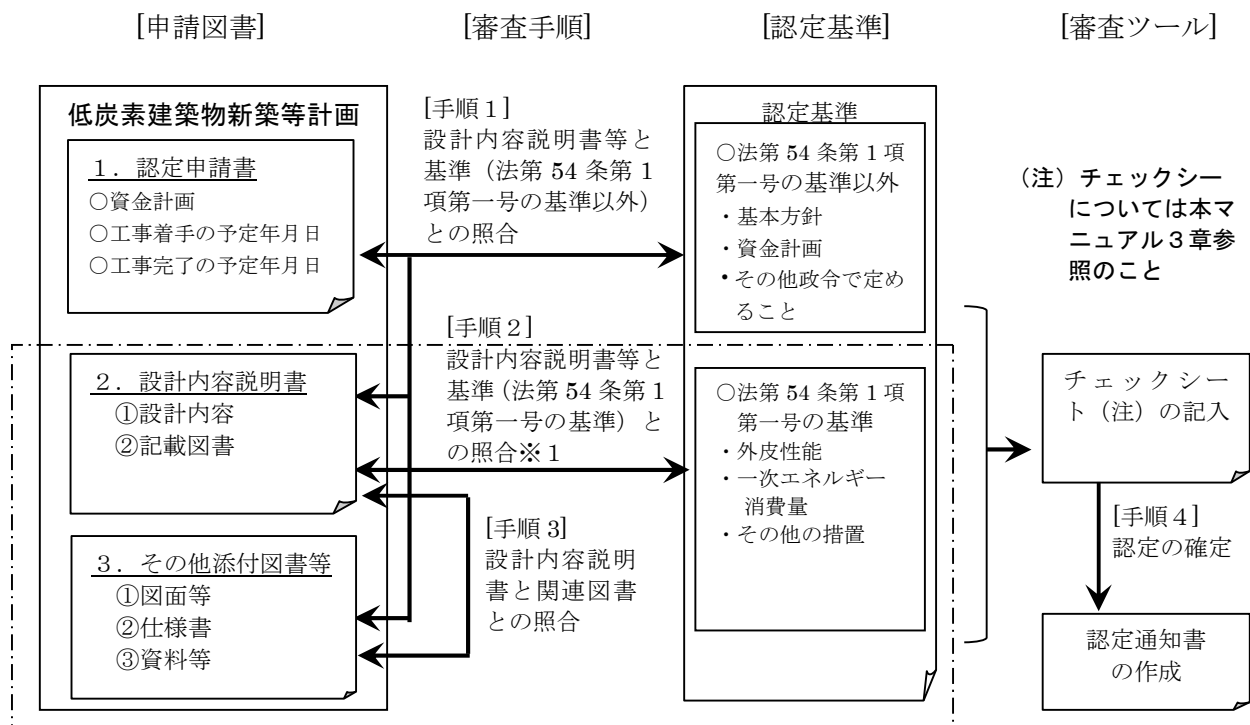
〔手順3〕設計内容説明書とその他添付図書との照合

≪Ⅰ. 一戸建ての住宅の認定として申請があった場合≫と同じ。

〔手順4〕認定の確定

≪Ⅰ. 一戸建ての住宅の認定として申請があった場合≫と同じ。

<認定基準の適合判定の基本的な流れ（非住宅建築物の認定）>



※1 認定基準のうち、非住宅部分の非住宅用一次エネルギー消費量計算支援プログラム等による確認の流れは≪Ⅲ. 複合建築物の認定として申請があった場合≫と同じ

(2) 審査機関による事前の技術的審査を活用する場合

審査機関による技術的審査を活用する場合は、審査機関において、1) 前提条件の確認及び2) 認定基準への適合性の確認が行なわれ、技術的審査適合証が交付される。

その上で、申請者は所管行政庁に認定申請を行い、所管行政庁において、3) 前提条件の確認、4) 認定基準への適合性の確認が行なわれ、認定通知書が交付される。

【技術的審査機関の業務】

1) 前提条件の確認

- ・ 依頼者または代理者に、以下の事を確認することにより、申請物件が市街化区域等内に存することを確認

(i) 市街化区域内等内の建築物が認定対象である旨を理解していること

(ii) 依頼のあった建築物の所在地が市街化区域内であること

2) 認定基準への適合性の確認

- ・ 設計図書や省エネ計算書等から、申請物件が法第54条第1項各号の認定基準に適合することを確認

技術的審査適合証の交付

【所管行政庁の業務】

3) 前提条件の確認

- ・ 申請物件が市街化区域等内に存することを、所在地と都市計画図とを照合すること等により確認（申請物件の所在地から自明である場合等を除く）

4) 認定基準への適合性の確認

- ・ 技術的審査適合証から、申請物件が法第54条第1項各号の認定基準に適合することを確認

低炭素認定書の交付

【技術的審査機関における確認】

1) 前提条件の確認＜法第53条第1項＞

- ・ 依頼者又は代理者に、以下の点を確認することにより、申請物件が市街化区域等内に存することを確認

(i) 市街化区域内等内の建築物が認定対象である旨を理解していること

(ii) 依頼のあった建築物の所在地が市街化区域等内であること。

2) 認定基準への適合性の確認＜法第54条第1項第一号～三号＞

(1) 2) に同じ

【所管行政庁における確認】

3) 前提条件の確認

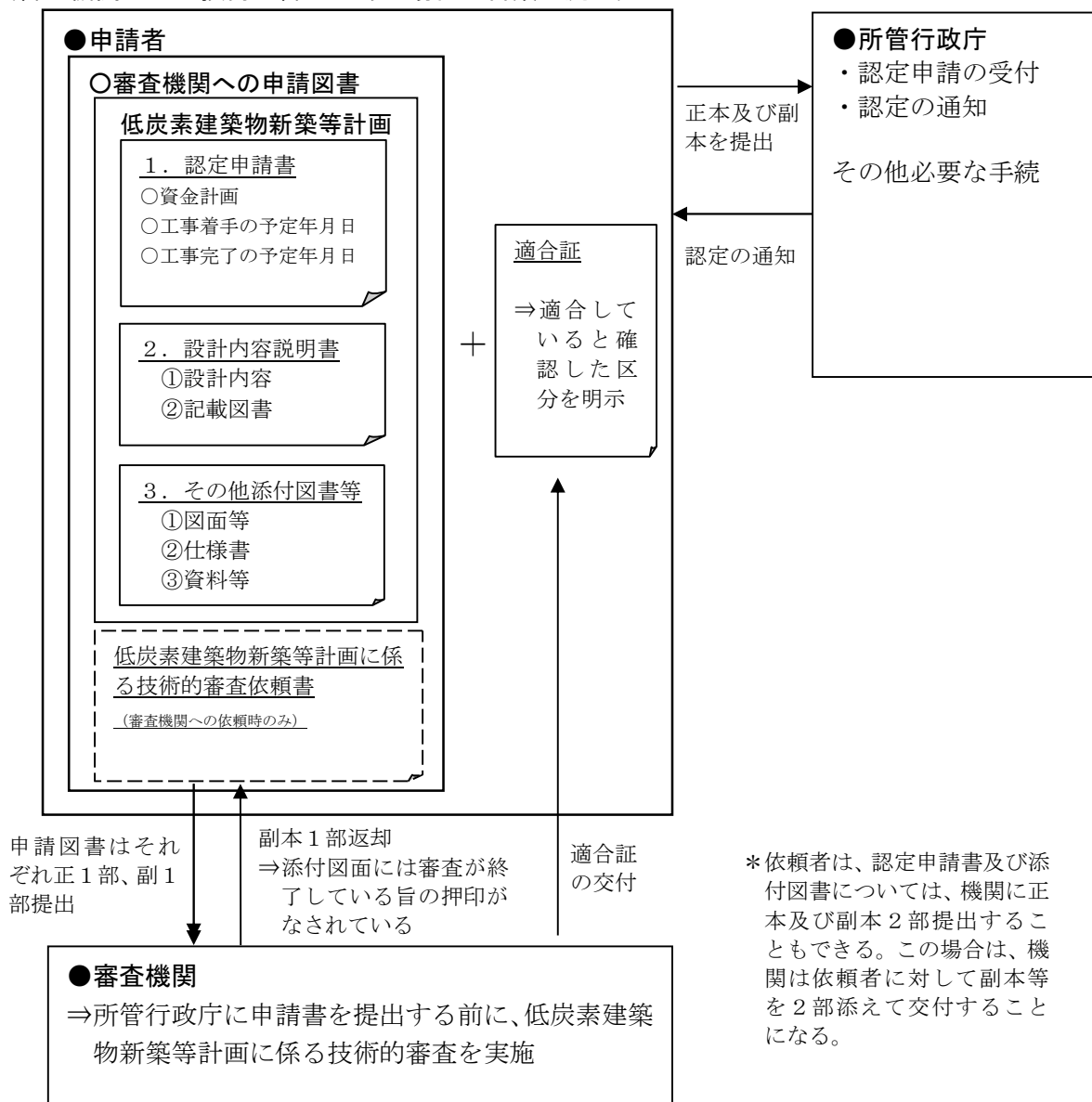
- ・市街化区域等（都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域の区域（同項に規定する区域区分に関する都市計画が定められていない同法第4条第2項に規定する都市計画区域にあつては、同法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている土地の区域。））内であることを、申請物件の所在地と都市計画図等とを照合することにより確認する。ただし、申請物件の所在地から自明である場合等を除く。

4) 認定基準への適合性の確認＜法第54条第1項第一号～三号＞

- ・技術的審査適合証等から、申請物件が法第54条第1項各号の認定基準に適合することを確認する。この時、添付図書に審査機関による技術的審査が終了した旨の確認印があることを併せて確認する。

なお、審査機関による事前の技術的審査を活用する場合の具体的な審査の手順は、技術的審査を活用しない場合の手順のうち、〔手順2〕設計内容説明書等と認定基準（低炭素建築物新築等の基準）との照合の審査等の簡略を行うことができるとともに、〔手順3〕設計内容説明書とその他添付図書との照合については、提出された添付図書に審査機関による技術的審査が終了した旨の確認印を確認することで足りることとなる。

〔審査機関による技術的審査がある場合の書類の流れ〕



(3) 認定審査基準等のまとめ

建築物の用途に応じ、適用できる計算方法は下表のとおりとなっている。

表 1-3-1 対象建築物の用途等に応じた適用可能な計算方法

対象建築物	適用基準		計算方法等	誘導基準における適用可否
一戸建ての住宅	外皮 (U_A 、 η_{AC})		非住宅・住宅計算方法	○
			住宅仕様基準（省エネ基準）	×
			住宅仕様基準（誘導仕様基準）	○
	一次エネルギー消費量		非住宅・住宅計算方法	○
			住宅仕様基準（省エネ基準）	×
			住宅仕様基準（誘導仕様基準）	○
共同住宅等	外皮 (U_A 、 η_{AC})	住戸	非住宅・住宅計算方法【住戸評価】	○
			住宅仕様基準（省エネ基準）	×
			住宅仕様基準（誘導仕様基準）	○
	一次エネルギー消費量	住戸	非住宅・住宅計算方法	○
			住宅仕様基準（省エネ基準）	×
			住宅仕様基準（誘導仕様基準）	○
		共用部分	通常の計算法（標準入力法）	○
			モデル建物法	×
			モデル建物法（小規模版）	×
非住宅	外皮（PAL*）・ 一次エネルギー消費量		通常の計算法（標準入力法）	○
			モデル建物法	○
			モデル建物法（小規模版）	×

(※)住宅用途の共用部分が存する場合、当該共用部分を計算等から除外することは出来ない。

なお、対象建築物の用途に応じた各計算法の適合すべき水準は、住宅用途にあつては表 1-3-2、非住宅用途にあつては表 1-3-3 となる。

ただし、住宅用途における誘導仕様基準は、基準で定める仕様への適合により判断することが出来る。

表 1-3-2 住宅用途における適合すべき水準

			誘導基準		省エネ基準	
外皮基準（強化外皮基準）			U_A	η_{AC}	U_A	η_{AC}
地 域 の 区 分	1 地域		0.40	－	0.46	－
	2 地域		0.40	－	0.46	－
	3 地域		0.50	－	0.56	－
	4 地域		0.60	－	0.75	－
	5 地域		0.60	3.0	0.87	3.0
	6 地域		0.60	2.8	0.87	2.8
	7 地域		0.60	2.7	0.87	2.7
	8 地域		－	6.7	－	6.7
一次エネルギー消費量基準			誘導 BEI=0.8 以下		BEI=1.0 以下	

※ 共同住宅の共用部分には外皮基準は適用されない。

※ BEI とは、その他一次エネルギー消費量を除く設計一次エネルギー消費量を、その他一次エネルギー消費量を除く基準一次エネルギー消費量で除した値をいう。

※ 誘導 BEI とは、再生可能エネルギー及びその他一次エネルギーを除く設計一次エネルギー消費量を、その他一次エネルギー消費量を除く基準一次エネルギー消費量で除した値をいう。

表 1-3-3 非住宅用途における適合すべき水準

		誘導基準	省エネ基準
外皮基準 PAL*		1.0 以下	適用除外
一次エネルギー消費量の水 準	事務所等、学校等 工場等	0.6 以下 (再エネ除き)	1.0 以下 (再エネ含み)
	ホテル等、病院等 百貨店等、飲食店等、 集会所等	0.7 以下 (再エネ除き)	

※ BPI とは、年間熱負荷係数（PAL*）について設計値を基準値で除した数値をいう。

なお、低炭素建築物の認定は、新築のみではなく増築、改築又は修繕等（以下「増改築等部分」という。）工事を行う建築物も認定の対象となる。その場合の基準の適用に際しては、新築された日によって基準の適用が異なるため注意する必要がある。

具体的には、

- ① 令和 4 年 10 月 1 日時点で現に存する建築物の増改築等をする場合であって、増改築部分が誘導基準に適合する場合

対象となる建築物全体と増改築等部分について、対象となる建築物の用途に応じ、表 1－3－4 のとおり基準が適用されることとなる。

表 1－3－4 増改築等における基準の適用（令和 4 年 10 月 1 日時点で現に存する建築物）

適用範囲		住宅	非住宅
建築物全体	外皮	省エネ基準適合	適用除外
	一次エネ	BEI=0.9 以下	省エネ基準適合
増改築等部分	外皮	誘導仕様基準適合	適用除外
	一次エネ	誘導仕様基準適合	誘導基準適合

- ② 令和 4 年 10 月 1 日時点で現に存する建築物の増改築等であって、①以外の場合増改築等部分及び既存部分を問わず、建築物全体として低炭素認定基準に適合していることが必要となる。
- ③ 令和 4 年 10 月 1 日以前に認定を受けた建築物の計画を変更する場合当初認定時の基準に適合すればよいこととする。

（４）登録住宅型式性能認定等機関の発行する認定書等を活用する場合

法第 5 4 条第 1 項第一号に係る審査に当たり、品確法に基づく登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書（これと同等の確認書等を含む。）を活用することができる。

ただし、例えば 5－1 断熱等性能等級の住宅型式認定書により強化外皮基準（等級 5 以上）への適合を確認した場合、外皮性能等の基本情報の入力が必要となる住宅用一次エネルギー消費量の計算支援プログラムが使用できないため、住宅全体としての住宅型式認定書が使用されることはほとんど無いと考えられる。

一方、壁や屋根等の部位の仕様に応じてあらかじめ熱貫流率等の計算を行った、住宅部分の住宅型式認定書（以下「部分型式」という。）は使用されることが想定される。部分型式が使用された場合は、当該部分についてあらかじめ必要な計算は行われているため、認定書に記載された数値等を用いて計算等を行うことができる。

4. 認定通知書の作成

審査の手続きを終え、認定が確定した場合は認定通知書の作成を行う。

- ・定められた手順に従い、認定番号、認定年月日を記入する。
- ・認定通知書を交付する所管行政庁の名称を記入する。
- ・申請者の氏名又は名称、申請年月日、申請者の住所、認定に係る建築物の位置、構造については申請書から転記する。
- ・確認審査の申し出を併せて受けた場合で、建築主事から確認済証の交付を受けた場合においては、確認番号、確認年月日、建築主事の氏名を記入する。

2 章. 認定基準（法第 5 4 条第 1 項第一号の基準）の概要

2章. 認定基準（法第54条第1項第一号の基準）の概要

建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二条第一項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準を超え、かつ、建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準

【解説】

法第54条第1項第一号に係る具体的な認定基準は、

- ① 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準を超えること
- ② 建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準に適合すること

の2つの基準により構成されているが、前者については建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準、つまり通常の省エネ基準で定める性能を超えることを求めている。

後者の、建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（低炭素誘導基準）は、「建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準」（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）において定めており、具体的な内容は以下の通りとなっている。

外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準

【解説】

令和4年10月1日の低炭素誘導基準の改正の施行により、一戸建ての住宅及び共同住宅等にあつては「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）（「基準省令」という。）第10条第二号、複合建築物にあつては基準省令第10条第三号に基づき、強化外皮基準（非住宅用途は従前と変更無し。）に適合することが必要となった。

なお、外皮性能を示す指標については、これまで通り非住宅用途に関しては地域の区分や物性値等の計算条件を住宅と統一した外皮基準 PAL*（パルスター）、住宅用途については外皮平均熱貫流率（ U_A 値）及び冷房期の平均日射取得率（ η_{AC} ）を用いることとなるが、住宅用途に関しては令和4年10月に誘導仕様基準が設けられたことを受け、当該仕様基準を活用することも可能となっている。

非住宅用途に係る「PAL*」基準では、建築物の用途が審査上必要な情報となってくる。そのため、審査に際しては、建築物の用途を適切に判断することが必要となる。

上記外皮性能に関する計算方法等は、建築物省エネ法と同一となっているので、詳細は建築物省エネ法に係る説明資料や解説書等を参照して頂きたい。

一次エネルギー消費量に関する基準

【解説】

省エネ基準における当該指標の性能水準は、外皮性能と同様に、基準省令第10条に定める建築物エネルギー消費性能誘導基準を準用するとともに、住宅用途に関しては誘導仕様基準を用いることも可能となっている。

具体的な性能レベルとしては、基準で定めるその他エネルギー消費量を除き、住宅用途では省エネ基準で定めている基準一次エネルギー消費量と比べ20%、非住宅用途では非住宅部分の事務所等、学校等、工場等にあつては40%、ホテル等、病院等、百貨店等、飲食店等、集会所等にあつては30%を減ずることが必要となる。

また、ここでの一次エネルギー消費量の算定にあつては、太陽光発電によるエネルギー削減量を計算に含めることはできず、エネルギー効率化設備のうちコージェネレーション設備によるエネルギー消費量の削減量のみが考慮できることとなるため、併せて注意が必要となる。

建築物の低炭素化の促進のために誘導すべきその他の基準

次の第1又は第2に定める基準のいずれかに適合すること。ただし、都市の低炭素化の促進に関する法律（以下「法」という。）第53条第1項の規定による認定の申請をしようとする建築物が複合建築物全体である場合は、非住宅部分及び住宅部分について、それぞれ第1又は第2に定める基準のいずれかに適合すること。

第1 次の1及び2に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該第1又は2に定める基準に適合すること。

- 1 非住宅建築物及び共同住宅等 次の（1）及び（2）に適合するものであること。
 - （1）再生可能エネルギー源（太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギーとして永続的に利用することができると認められるものをいう。）の利用に資する設備（以下第1において「再生可能エネルギー利用設備」という。）が設けられていること。

—略—

- 2 一戸建ての住宅 次の（1）及び（2）に適合するものであること。
 - （1）1（1）及び（2）に掲げる基準に適合すること
 - （2）低炭素化促進設計一次エネルギー消費量（イに定める方法により算出した数値をいう。）が、低炭素化促進基準一次エネルギー消費量（ロに定める方法により算出した数値をいう。）を超えないこと。

イ 低炭素化促進設計一次エネルギー消費量の算出方法

法第53条第1項の規定による認定の申請をしようとする住宅（以下第1において「認定申請住宅」という。）の低炭素化促進設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとし、小数点第二位を切り上げた数値とする。

$$E_T = (E_H + E_C + E_V + E_L + E_W - E_S - E_R + E_M) \times 10^{-3}$$

この式において E_T 、 E_H 、 E_C 、 E_V 、 E_L 、 E_W 、 E_S 、 E_R 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- E_T : 低炭素化促進設計一次エネルギー消費量 (単位 1 年につきギガジュール)
 E_H : 基準省令第 4 条第 1 項の暖房設備の設計一次エネルギー消費量 (単位 1 年につきメガジュール)
 E_C : 基準省令第 4 条第 1 項の冷房設備の設計一次エネルギー消費量 (単位 1 年につきメガジュール)
 E_V : 基準省令第 4 条第 1 項の機械換気設備の設計一次エネルギー消費量 (単位 1 年につきメガジュール)
 E_L : 基準省令第 4 条第 1 項の照明設備の設計一次エネルギー消費量 (単位 1 年につきメガジュール)
 E_W : 基準省令第 4 条第 1 項の給湯設備の設計一次エネルギー消費量 (単位 1 年につきメガジュール)
 E_S : 基準省令第 13 条第 1 項のエネルギー利用効率化設備による誘導設計一次エネルギー消費量の削減量 (単位 1 年につきメガジュール)
 E_R : 再生可能エネルギー利用設備を用いて得られるエネルギー量 (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項 (平成 28 年国土交通省告示 265 号) の規定により基準省令第 4 条第 1 項の設計一次エネルギー消費量の算出で勘案したものを除く。) (単位 1 年につきメガジュール)
 E_M : 基準省令第 4 条第 1 項のその他一次エネルギー消費量 (単位 1 年につきメガジュール)

ロ 低炭素化促進基準一次エネルギー消費量の算出方法

認定申請住宅の低炭素化促進基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとし、小数点第二位を切り上げた数値とする。

$$E_{ST} = ((E_H + E_C + E_V + E_L + E_W) \times 0.5 + E_M) \times 10^{-3}$$

この式において、 E_T 、 E_H 、 E_C 、 E_V 、 E_L 、 E_W 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- E_{ST} : 低炭素化促進基準一次エネルギー消費量 (単位 1 年につきギガジュール)
 E_{SH} : 基準省令第 5 条第 1 項の暖房設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 1 年につきメガジュール)
 E_{SC} : 基準省令第 5 条第 1 項の冷房設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 1 年につきメガジュール)
 E_{SV} : 基準省令第 5 条第 1 項の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 1 年につきメガジュール)
 E_{SL} : 基準省令第 5 条第 1 項の照明設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 1 年につきメガジュール)
 E_{SW} : 基準省令第 5 条第 1 項の給湯設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 1 年につきメガジュール)
 E_M : 基準省令第 5 条第 1 項のその他一次エネルギー消費量 (単位 1 年につきメガジュール)

【解説】

一戸建ての住宅にあっては、次の①②に該当すること。共同住宅等、複合建築物及び非住宅建築物にあっては、①に該当することが必要となる。

① 再生可能エネルギー利用設備を導入すること。

下表に示す再生可能エネルギー源を利用するための設備（以下本マニュアルにおいて「再生可能エネルギー利用設備」という。）を導入すること。ただし、一次エネルギー消費量の計算支援プログラムにおいて、全ての設備がエネルギー削減効果を計算上見込める訳ではないため注意が必要となる。なお、複合建築物においては、住宅部分と非住宅部分の両方において、再生可能エネルギー利用設備が導入されている必要がある。

また、再生可能エネルギー利用設備は、建築物に設置されていること、又は接続されているもの（ただし敷地内に設置されるものに限る）とし、いわゆるオフサイトは認めないものとする（全量を売電するものも排除しない）。

表 2－1－1 再生可能エネルギー利用設備

再生可能エネルギー利用設備※	エネルギー削減効果の反映の可否
太陽光発電設備	○
風力・水力・バイオマス等を利用する発電設備	－
太陽熱・地中熱を利用する設備	○
河川水熱等を利用する設備	－
薪・ペレットストーブ等	○
※大気熱を利用したヒートポンプ設備は、再生可能エネルギー利用設備には該当しない。	

② 基準で定めるエネルギー削減量に適合すること

一戸建ての住宅においては、低炭素化促進設計一次エネルギー消費量が低炭素化促進基準一次エネルギー消費量を超えないことが必要となる。

ここでの算定に際しては、誘導基準への適合確認と異なり、再生可能エネルギー利用設備（太陽光発電設備等）による削減量も含めることが可能である。

また、表 2－1－1 に記載する再生可能エネルギー利用設備による一次エネルギー消費量削減効果の算出が行える場合、当該一次エネルギー削減量を自家消費、全量あるいは一部を販売する等の別に関わらず、すべてを設計一次エネルギー消費量から減ずることができる。

- (2) 次のイからリまでに掲げる項目のうち、いずれかの項目に適合すること。
- イ 節水に関する取組について、次のいずれかに該当すること。
- (イ) 設置する便器の半数以上に節水に資する便器が採用されていること。

【解説】

次のいずれかに該当すること。

① JIS A 5207 : 2011 で規定する節水形大便器の認証を受けたもの。ただし、「節水Ⅰ形大便器」の場合は、フラッシュバルブ式の大便器に限る。

② ①と同等以上の節水性能を有するものとして、JIS A 5207 : 2011 で規定する「洗浄水量」が6.5リットル以下でかつJIS A 5207 : 2011 に規定する「洗浄性能」及び「排出性能」に適合するもの。又はフラッシュバルブ式の大便器のうち、JIS A 5207 : 2011 で規定する「洗浄水量」が8.5リットル以下でかつJIS A 5207 : 2011 に規定する「洗浄性能」及び「排出性能」に適合するもの。なお、JIS A 5207 : 2019 に依る場合は、「洗浄性能」及び「排出性能」のうち、「ボールパス性能」及び「大洗浄排出性能」に適合するものとする。また、和風便器についてJIS A 5207 : 2019 に依る場合は、附属書Cのうち、ボールパス性能、洗浄性能及び排出性能に適合するものとする。

一戸建て住宅の認定の場合は住宅内に設置する便器の半数以上、共同住宅、複合建築物及び非住宅建築物の認定の場合は、設置する便器総数の半数以上が節水に資する便器であることが求められる。住戸を含む建築物の認定の場合は、住宅部分に設置する便器総数の半数以上が節水に資する便器であれば、住宅部分において一項目適合となり、非住宅部分に設置する便器総数の半数以上が節水に資する便器であれば非住宅部分において一項目適合となる。

- (ロ) 設置する水栓の半数以上に節水に資する水栓が採用されていること。

【解説】

次のいずれかに該当すること。

① 以下に掲げる水栓のうち、公益財団法人日本環境協会のエコマーク認定を取得したもの。

節水コマ内蔵水栓、定流量弁内蔵水栓、泡沫機能付水栓、湯水混合水栓（サーモスタット式）、湯水混合水栓（シングルレバー式）、時間止め水栓、定量止め水栓、自閉水栓、自動水栓（自己発電機構付、AC100Vタイプ）、手元一時止水機構付シャワーヘッド組込水栓

② ①と同等以上の節水性能を有するものとして、以下に掲げる水栓。

イ) 節水が図れるコマを内蔵する節水コマ内蔵水栓であって、普通コマに対する吐水量が、水圧0.1MPaにおいて、ハンドル120°開時、20～70%以下で、且つ、ハンドル全開時は70%以上であるもの。又は、JIS B 2061 に規定する「節水コマを組み込んだ水栓の吐水性能」に適合するもの。

ロ) 流量制限部品（定流量弁、圧力調整弁等）を内蔵する水栓であって、ハンドル全開時、水圧0.1～0.7MPaにおいて、適正吐水流量が8L/分以下であるもの。

ハ) 節水の図れる吐水形態（泡沫、シャワー等）を採用する水栓であって、通常吐水に対する吐水量が、水圧0.1～0.7MPaにおいて、ハンドル全開時、20%以上の削減効果があること。

ニ) JIS B 2061 「給水栓」の定義によるサーモスタット湯水混合水栓であって、2ハンドル混合栓に対する使用水量比較において同等以上の削減効果のあるものとして、JIS B 2061 に規定する「給水栓の自動温度調整性能」に適合するもの。

ホ) JIS B 2061 「給水栓」の定義によるシングル湯水混合水栓であって、2ハンドル混合栓に対する使用水量比較において同等以上の削減効果のあるものとして、JIS B 2061 に規定す

る「給水栓の水栓の構造」に適合するもの。

へ) 設定した時間に達すると自動的に止水する機構を有する時間止め水栓であって、次の性能を有するもの。

|(設定時間－実時間)/設定時間| ≤ 0.05

ト) 設定した量を吐水すると自動的に停止する機構を有する定量止め水栓であって、JIS B 2061に規定する「給水栓の定量止水性能」に適合するもの。

チ) レバーやハンドルなどを操作すれば吐水し、手を離せば一定量を吐水した後に自動的に止水し、止水までの吐水量が調節できる機構を有するもの。

リ) 手をかざして自動吐水し、手を離すと自動で2秒以内に止水する機構を有する自動水栓であって、水圧0.1～0.7MPaにおいて、吐水量が5L/分以下であるもの。

ヌ) シャワーヘッド又は水栓本体に設置もしくは使用者の操作範囲に設置されたタッチスイッチ、開閉ボタン、センサー等での操作又は遠隔操作により、手元又は足元で一時的に止水、吐水の切り替えができる構造を有するもの。

一戸建て住宅の認定の場合は住宅内の台所、浴室、洗面室に設置する水栓の半数以上、共同住宅、複合建築物及び非住宅建築物の認定の場合は、設置する水栓総数（住宅については台所、浴室、洗面室に設置するもの）の半数以上が節水に資する水栓であることが求められる。住戸を含む建築物の認定の場合は、住宅部分に設置する水栓総数（台所、浴室、洗面室に設置するもの）の半数以上が節水に資する水栓であれば、住宅部分において一項目適合となり、非住宅部分に設置する水栓総数の半数以上が節水に資する水栓であれば非住宅部分において一項目適合となる。

(ハ) 定置型の電気食器洗い機が設けられていること。ただし、共同住宅等及び複合建築物については、住戸の半数以上に設けられていること。

【解説】

一戸建て住宅、共同住宅及び複合建築物の住戸部分における、定置型（ビルトイン型）で給湯設備に接続されている電気食器洗い機であること。

共同住宅及び複合建築物の認定の場合は、総住戸数の半数以上（共用部に設置したものは除く。）に上記の電気食器洗い機が設置されていれば、住宅部分において一項目適合となる。

ロ 雨水、井戸水又は雑排水の利用のための設備が設けられていること。

【解説】

雨水及び雑排水においては、容量が80リットル以上の貯水槽を設置し、取水場所又は集水場所から貯水槽まで、及び貯水槽から利用場所までの間、建築基準法第2条3号に定める建築設備としての配管が接続されていること。

井戸水においては、井戸等から井戸水を取水する設備を有し、利用可能な状態であること。

配置図等において、雨水等を利用するため、雨樋などに接続した貯水タンクの位置の確認ができることが必要となる。使用場所、配管経路等を図面等に明示することが必要である。

ハ エネルギー管理に関する取組について、次のいずれかに該当すること。

(イ) HEMS（住宅の所有者が使用する空気調和設備、照明設備等の電力使用量等の住宅のエネルギー消費量に関する情報について、個別に計測、蓄積及び表示をすることが可能で、その電力使用を調整するための制御機能を有するホームエネルギー管理システムをいう。）が設けられていること。ただし、共同住宅等及び複合建築物については、住戸の半数以上に設けられていること。

【解説】

次の①から④までのすべてに該当するHEMSが、一戸建ての住宅の認定の場合は当該住宅に、共同住宅等及び複合建築物の認定の場合は総住戸の半数以上に、設置されていることが必要となる。

なお、複合建築物の認定の場合は、HEMSが総住戸の半数以上又は住宅部分に棟としてBEMSを設置されていることが必要となる。

- ① 住宅全体に加え、分岐回路単位、部屋単位、機器単位、発電量、蓄電量・放電量のいずれかについて、電力使用量のデータを取得し、その計測または取得の間隔が30分以内であること。
- ② 住宅内において、電力使用量の計測データを表示することができること。
- ③ HEMS機器により測定したデータの保存期間が、次のいずれかであること。
 - ・表示する電力使用量の所定時間単位が1時間以内の場合は、1ヶ月以上
 - ・表示する電力使用量の所定時間単位が1日以内の場合は、13か月以上
- ④ ECHONET Liteによる電力使用の調整機能（自動制御や遠隔制御等、電力使用を調整するための制御機能）を有すること。

(ロ) BEMS（空気調和設備、照明設備等の電力使用量等の建築物のエネルギー消費量に関する情報について、個別に計測、蓄積及び表示をすることが可能で、その電力使用を調整するための制御機能を有するビルエネルギー管理システムをいう。）が設けられていること。

【解説】

次の①から④までのすべてに該当するBEMSが、共同住宅等の住棟の認定の場合は棟として設置され、住戸を含む建築物の認定の場合は非住宅部分に棟として設置されていることが必要となる。

- ① 建築物全体に加え、空調、照明、動力幹線、電灯幹線のいずれかについて、BEMS機器により電力使用量のデータを取得し、その計測または取得の間隔が、30分以内であること。
- ② 電力使用量等の計測データを表示することができること。
- ③ 計測データについて、13か月以上の保存及び閲覧ができること。
- ④ 電気空調のon/off並びに設定変更、及び照明の調光並びにon/off等の制御を行う機能を有すること。

ニ 太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備と連系した蓄電池（床に据え付けるものに限る。）が設けられていること。ただし、共同住宅等及び複合建築物については、住戸の半数以上に設けられていること。

【解説】

「都市の低炭素化の促進に関する法律」や基本方針の趣旨を踏まえ、省資源、創エネルギーと合わせた蓄エネルギーの推進は重要である。太陽光等の再生可能エネルギー源を利用した発電設備及びそれと連系した定置型の蓄電池の設置についても、その一つとして付加的に評価し、災害等の停電時の非常時電源、かつ将来の分散型エネルギーマネジメントにおいて自立的運用が可能な蓄電池を評価する。「太陽光発電システム等の再生可能エネルギーを利用した発電設備と連系した蓄電池（床に据え付けるものに限る。）であること」のうち、「床に据え付ける」とは、床に据えて動かないように置くことをいい、いわゆる据置型又は定置型の蓄電池を想定している。蓄電池の種類としては、リチウムイオン電池、鉛蓄電池、ナトリウム硫黄電池等がある。

申請に際しては、発電場所、蓄電池設置場所、配線経路等を図面に明示することが必要である。また、共同住宅等及び複合建築物の認定の場合は、総住戸の半数以上又は共用部（総住戸の半数以上に蓄電した電力を供給できるものに限る。）に、再生可能エネルギーを利用した発電設備と連系した定置型の蓄電池が設置されていれば、住宅部分において一項目適合となる。

ホ ヒートアイランド対策に関する取組について、次のいずれかに該当すること。
(イ) 敷地面積に対する緑地、水面等の面積割合が 10%以上であること。

【解説】

(1) 次式で算出される緑化等面積率が 10%以上であること。建築物として適合していることが必要となる。

緑化施設の緑化面積の算定は、原則として都市緑地法に基づく方法とし、以下の方法とする。

$$\text{緑化等面積率} = \text{緑化面積} / \text{敷地面積} \times 100$$

緑化面積とは、緑化施設の水平投影面積を合計したものとする。緑化施設とは以下に示すものであり、緑化施設は当該建築物の空地、その他の屋外に設けられるものに限り、建築物の内部空間に設けられたものは含まない。

【緑化施設】

- | | |
|------------------|---------------------|
| ・ 樹木 | ・ 地被植物 |
| ・ 花壇、その他これに類するもの | ・ プランタ、コンテナ等 |
| ・ 棚もの | ・ 水流、池、その他これらに類するもの |
| ・ 園路、土留その他の施設 | |

緑化施設の水平投影面積の算定は、原則として都市緑地法に基づく方法とし、以下にその概要を示す。

< 樹木の水平投影面積（樹冠面積） >

次に示す①~③の算出方法のうち、いずれかの方法に従って算出する。

① 樹冠の水平投影面積の合計

樹木ごとの樹冠の水平投影面積を合計する。ただし、樹冠が重なる場合は重複して計上することとはできない。なお、樹冠投影面積は植栽時の実際の水平投影面積とする。

②樹高に応じた「みなし樹冠」の水平投影面積の合計

樹木の樹高に応じて右表に示す半径の円形の樹冠を持つものとみなし、この「みなし樹冠」の水平投影面積を合計する。ただし、「みなし樹冠」が重なる場合や地被植物等と重なる部分については、重複して計上することはできない。

植栽時の樹高	みなし樹冠の半径
4.0m以上	2.1m
2.5m以上 4.0m未満	1.6m
1.0m以上 2.5m未満	1.1m

※この算出方法は、樹木の樹高が1m以上のものに限る。

③一定の条件を満たす植栽基盤の水平投影面積の合計

下記に示す密度以上で植栽されており、かつ、その部分の形状やその他の条件に応じて適切な配置で植栽されている場合は、樹木が生育するための植栽基盤の水平投影面積を、緑化施設の面積とすることができる。

満たすべき植栽密度： $A \leq 18T_1 + 10T_2 + 4T_3 + T_4$

A：当該部分の水平投影面積（㎡）

T₁：高さ4m以上の樹木の本数

T₂：高さ2.5m以上4m未満の樹木の本数

T₃：高さ1m以上2.5m未満の樹木の本数

T₄：高さ1m未満の樹木の本数

※樹木の高さは植栽時のものとする。

<地被植物の水平投影面積>

地被植物が成長時に覆うものと計画した範囲の水平投影面積とする。ただし、他の植物と重なる部分については、重複を省いて面積を合計する。

<花壇、その他これに類するものの水平投影面積>

草花やその他これに類する植物が生育するための土壌、あるいはその他の資材で表面が被われている部分の水平投影面積とする。ただし、他の緑化施設の水平投影面積との重複を省く。

<プランタ・コンテナ等の水平投影面積>

プランタやコンテナ等の容量が概ね100リットル以上の場合に算出する。算出方法は、植栽が樹木の場合は前述した樹木の水平投影面積の算出方法②に、地被植物の場合は前述した地被植物の水平投影面積の算出方法に準ずるものとする。

<棚ものの水平投影面積>

植物が成長時に覆うものとして計画した範囲の水平投影面積とする。ただし、他の植物と重なる部分については、重複を省いて面積を合計する。

<水流、池、その他これらに類するものの水平投影面積>

水流、池、その他これらに類するもので、樹木や植栽等と一体となって自然的環境を形成しているものについての水平投影面積とする。ただし、他の緑化施設の水平投影面積との重複を省く。

<園路、土留その他の施設>

園路、土留その他の施設の水平投影面積とする。ただし、樹木、地被植物、花壇、その他これに類するもの、水流、池、その他これらに類するものを合計した面積の4分の1を超えない範囲とする。また、これらの水平投影面積と重複して計上することはできない。

なお、当該項目に係る用語を次の通り定義する。

樹 木：地上部の一部が木質化している植物。

地 被 植 物：シバ、クローバーなどの草本やササ類、シダ植物、コケなど、地面を低く面的に覆う植物。

花 壇：草花を植えるために、土を盛り上げたり仕切を設けたりしたもの。年間を通じて

適宜植え替えなどを行うことにより、概ね6ヶ月以上植物が植栽された状態にあるものを言う。

棚 も の : フジ棚、ブドウ棚、ヘチマ棚など、棚上に植物を仕立てるもので、アーチ状のものを含む。

水流、池 : 樹木、植栽等と一体となって自然的環境を形成しているものに限る。修景のための浅い水盤や水泳プールのような人工的な水面や流れは含まない。

園路、土留、その他の施設 :

園路、土留、樹木や植栽等と一体となった小規模な広場等が含まれる。

植栽基盤 : 樹木や地被植物の生育基盤で、一定の厚みを持つ土壌等のこと。プランタやコンテナ等の容器に土壌等を入れたものは、安定的に設置するもの(容量が概ね100リットル以上)を対象とする。

樹 冠 : 樹木の上部についている枝と葉の集まり。

樹冠投影面積 : 樹木が生長した時点を想定した樹冠の水平投影面積。

地 上 : 地面と一体となっている人工地盤を含む。

(ロ) 日射反射率の高い舗装材により被覆した面積の敷地面積に対する割合が10%以上であること。

【解説】

- (2) 次式で算出される日射反射面積率が10%以上であること。建築物として適合していることが必要となる。

日射反射面積率 = 高反射性(低日射吸収率)舗装面積 / 敷地面積 × 100

高反射性(低日射吸収率)舗装面積とは、高反射性(低日射吸収率)舗装材により舗装された地表面面積とする。高反射性(低日射吸収率)舗装材は、JIS K 5602 で規定する試験方法(JIS K 5602 は塗膜の性能を規定したものであり、「塗膜」を「舗装材」に読み替える。)に基づく日射反射率が明度に関わらず50%以上であることに適合すること。

(ハ) 緑化等の対策をした面積の屋根面に対する割合が20%以上であること。

【解説】

- (3) 次式で算出される屋根緑化等面積率が20%以上であること。

【1】一戸建ての住宅及び共同住宅等の認定の場合

屋根緑化等面積率 = 屋根緑化面積 / 屋根面積 × 100

【2】非住宅建築物の認定の場合

屋根緑化等面積率 = 屋根緑化面積又は日射反射率の高い屋根材の採用面積の合計 / 屋根面積 × 100

【3】複合建築物の認定の場合

最上階が住宅の場合は【1】式にて、非住宅建築物の場合は【2】式にて算出

屋根緑化面積とは、屋根や屋上における緑化施設の水平投影面積の合計とし、屋根面積も同様に水平投影面積で算出する。緑化施設とは、(1)で示す緑化施設を指し、水平投影面積の算出方法もこれに準じること。

なお、非住宅建築物の認定の場合における日射反射率の高い屋根材としては、次の①、②のいずれかに該当するものをいう。

- ① JIS K 5675 に適合する屋根用高日射反射率塗料又は同等の性能及び品質の塗料で被覆された屋根材。

②JIS K 5602 で規定する試験方法（JIS K 5602 は塗膜の性能を規定したものであり、「塗膜」を「防水シート」に読み替える。）に基づく近赤外域（780nm～2500nm）における日射反射率が50%以上である JIS A 6008 に適合する合成高分子系ルーフィングシート又は同等の性能と品質を有するもの。該当する製品としては、例えば合成高分子ルーフィング工業会規格（KRS-S-001 高反射率防水シート）に適合した製品等があげられる。

(二) 緑化の対策をした面積の外壁面積に対する割合が10%以上であること。

【解説】

(4) 次式で算出される壁面緑化面積率が10%以上であること。

緑化施設の採用面積の算定は、原則として都市緑地法に基づく方法とし、以下の方法とする。

壁面緑化面積率＝壁面緑化の採用面積の合計／外壁面積×100

①垂直壁面の場合

壁面緑化の採用面積は、緑化施設が整備された外壁直立部分の水平投影の長さの合計（m）に1.0（m）を乗じた値とする。ただし、同一壁面の複数箇所を緑化した場合などで、水平投影をした場合に重なる部分については重複できないものとする。

②傾斜壁面の場合

壁面緑化の採用面積は、水平投影面積とし、「緑化施設が整備された外壁直立部分の水平投影の長さの合計（m）」に1.0（m）を乗じた値と比較して面積の大きい値を採用する。

なお、緑化に使用する植物として1年草は含まず、外壁面積には扉や窓等を含むこととする。

(ホ) (イ)の割合、(ロ)の割合、(ハ) の割合の2分の1及び(二)の割合の合計が10%以上であること。

【解説】

(5) (イ)で規定する緑化等面積率、(ロ)で規定する日射反射面積率、(ハ) で規定する屋根緑化等面積率の2分の1及び(二)で規定する壁面緑化面積率の合計が10%以上であること。

緑化等面積率 + 日射反射面積率

+ 屋根緑化等面積率×1／2 + 壁面緑化面積率 ≥ 10%

ヘ 日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に定める劣化対策等級に係る評価が等級3に該当すること。

【解説】

次のいずれかに該当すること。また、住宅の用途に供する部分を含まない非住宅建築物は対象外となる。

- ① 日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に規定する劣化対策等級3に適合すること。
- ② 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法第87号）に規定する長期優良住宅建築等計画の認定を取得している又は認定基準に適合していること。

ト 木造住宅又は木造建築物であること。

【解説】

半数以上の階の主要構造部（建築基準法第2条第5号の定義による。）が木造であること。

チ 高炉セメント又はフライアッシュセメントが構造耐力上主要な部分に使用されていること。

【解説】

次のいずれかのセメントが構造耐力上主要な部分のいずれかに用いられていること。

- ① JIS R 5211：2009 に規定する高炉セメント。
- ② JIS R 5213：2009 に規定するフライアッシュセメント。
- ③ 高炉スラグ、フライアッシュを混和材として利用したセメント。ただし、混和材の質量割合が高炉スラグにあつては JIS R 5211:2009、フライアッシュにあつては JIS R 5213:2009 に規定する以上のものに限る。

リ V2H充放電設備（建築物から電気自動車若しくはプラグインハイブリット自動車（以下第1において「電気自動車等」という。）に電気を供給するための設備又は電気自動車等から建築物に電気を供給するための設備をいう。）が設けられていること。

【解説】

EVやPHEVに充放電を行うための設備が1台以上設置されていることが必要となる。

なお、ここではV2H（EV/PHEVへの充電のみではなく、EV/PHEVに蓄えた電力を建築物側でも使用できる給電機能を有する方式。）のみではなく、EV/PHEVへの充電のみに供する設備（専用充電設備にあつては、駐車スペース近傍に設けられたものに限る。）であっても良いこととしている。

第2 建築物の総合的な環境性能評価に基づき、標準的な建築物と比べて低炭素化に資する建築物として、法第53条第1項に規定する所管行政庁が認めるものとする。

【解説】

標準的な建築物と比べて、低炭素化に資する建築物として所管行政庁が認めるものとする。例えば、建築環境総合性能評価システム「CASBEE」に基づき環境効率BEEのランクがA以上、又はライフサイクルCO₂（温暖化影響チャート）のランクが☆☆☆以上を取得していることなどが目安として考えられるが、所管行政庁が認めるものであることが前提となるため、本項目を利用する際は事前に建設地の所管行政庁に確認を行う必要がある。

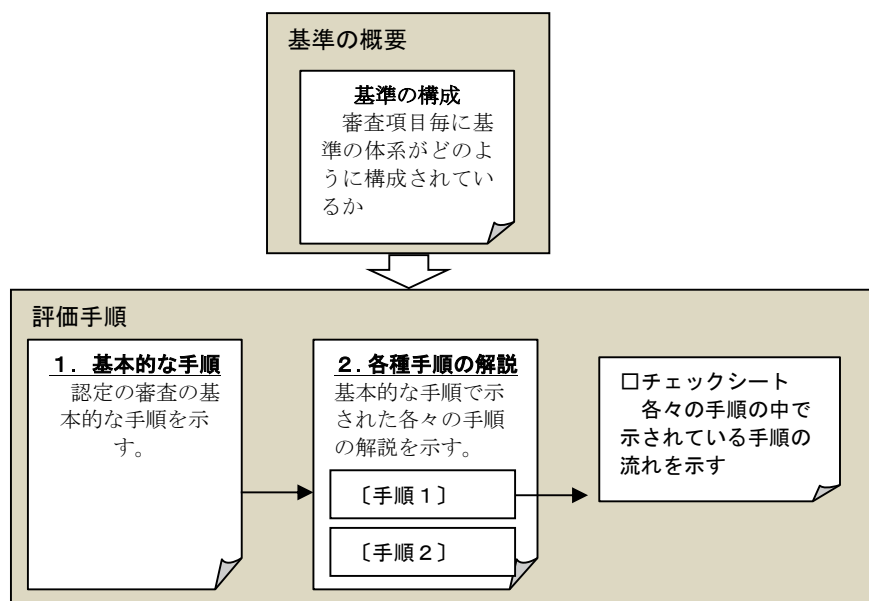
3 章. 認定事項（法第 5 4 条第 1 項第一号の基準）毎の審査手順

3 章. 認定事項毎の審査手順

【本章の見方】

本章は、認定対象となる建築物の用途に応じた法第54条第1項第一号に係る認定基準毎の審査手順を示すものである。

構成としては、最初に申請の別に応じた「基準の適用」の解説を行った上、各適用基準を大きく「基準の概要」と「審査手順」とに分けて解説を行っている。



1. 基準の適用

適合すべき基準については、申請の別に応じて下図フローに示すとおりⅠ～Ⅳに分けられる。

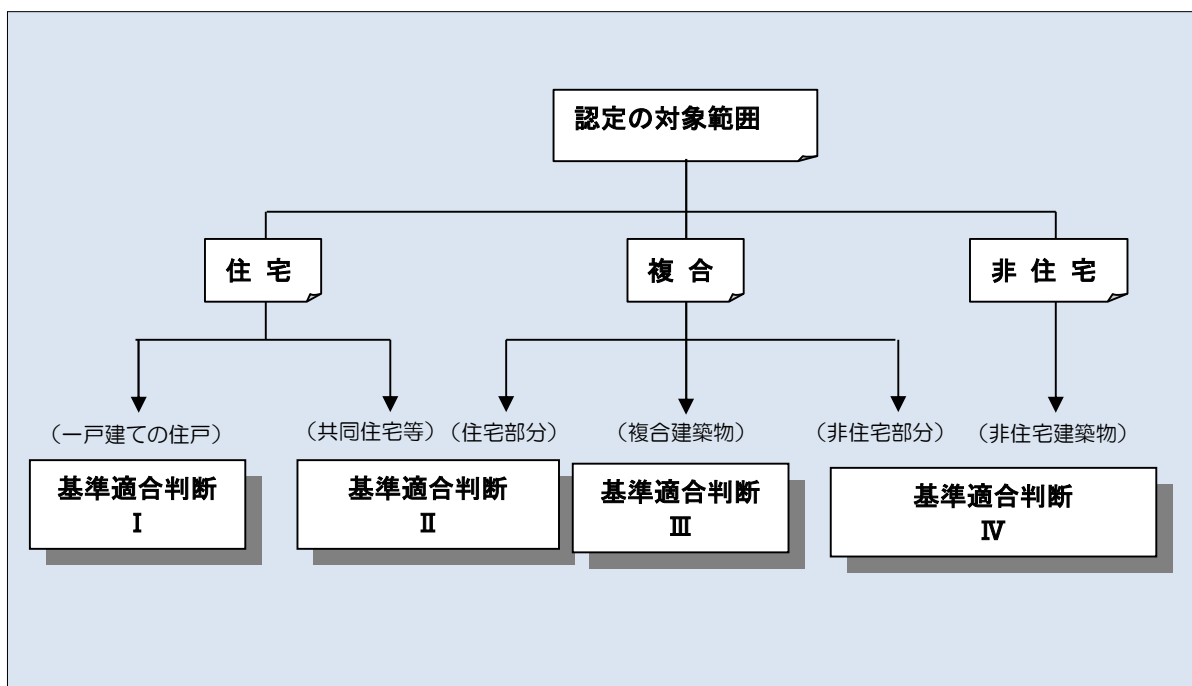
一戸建ての住宅の認定においては（基準適合判断Ⅰ）、一次エネルギー消費量及び外皮性能について設計値が誘導基準値以下となること、かつその他の基準について適合することが求められる。

共同住宅等の認定の場合（基準適合判断Ⅱ）、一次エネルギー消費量については、各住戸及び共用部分における設計値の合計が、各住戸及び共用部分における誘導基準値の合計以下となること、また、外皮性能について各住戸の設計値が強化外皮基準値以下となること、かつその他の基準について適合することが求められる。

次に、複合建築物の認定の場合（基準適合判断Ⅲ）は、一次エネルギー消費量について、各住戸及び住宅共用部分、非住宅部分における設計値の合計が、それぞれの誘導基準値の合計以下となることが必要となる（非住宅部分の計算にモデル建物法を使用する場合、設計値及び誘導基準値の表示が行われないため、住宅部分、非住宅部分で適合していることが必要となる。）。また、外皮性能については、各住戸の設計値が強化外皮基準値以下、非住宅部分の設計値が基準値以下となること、かつその他の基準について住宅部分及び非住宅部分のそれぞれが適合することが求められる。

最後に、非住宅建築物の認定の場合（基準適合判断Ⅳ）、一次エネルギー消費量について各用途における設計値の合計が誘導基準値の合計以下となること、外皮性能について設計値が基準値以下となること、かつその他の基準について適合することが求められる。

◆申請の別に応じた基準適用フロー（令和４年１０月１日以降の新築）



【基準適合判断Ⅰ】

○一戸建ての住宅

- 適合判断
- ・一次エネルギー消費量について、
誘導設計値 $\leq$ 誘導基準値、
又は、誘導仕様基準に適合していること
 - ・外皮性能について、
 U_A 値設計値 $\leq$ U_A 値強化外皮基準値 かつ
 η_{AC} 値設計値 $\leq$ η_{AC} 値強化外皮基準値、
又は、誘導仕様基準に適合していること
 - ・その他の低炭素化に資する措置について適合すること。
うち再生可能エネルギー利用設備を含めた一次エネルギー消費量は、
低炭素化促進設計値 $\leq$ 低炭素化促進基準値 を満たすこと

【基準適合判断Ⅱ】

○共同住宅等・複合建築物の住宅部分

- 適合判断
- ・認定対象建築物における一次エネルギー消費量について、
 Σ (各住戸誘導設計値) の合計 Σ (各住戸誘導基準値) の合計、
+ $\leq$ +
 Σ (共用部誘導設計値) の合計 Σ (共用部誘導基準値) の合計
又は、
誘導仕様基準に適合していること かつ
 Σ (共用部誘導設計値) の合計 $\leq$ Σ (共用部誘導基準値) の合計
 - ・各住戸における外皮性能について、
 U_A 値設計値 $\leq$ U_A 値強化外皮基準値 かつ
 η_{AC} 値設計値 $\leq$ η_{AC} 値強化外皮基準値、
又は、誘導仕様基準に適合していること
 - ・住棟全体で、その他の低炭素化に資する措置について適合すること。

【基準適合判断Ⅲ】

○複合建築物

適合判断 ・認定対象建築物について（イ）かつ（ハ）又は（ロ）かつ（ハ）に適合すること。

（イ）

・非住宅部分の一次エネルギー消費量

Σ （非住宅の誘導設計値）の合計 $\leq$ Σ （非住宅誘導基準値）の合計、
又は 誘導 BEIm $\leq$ 誘導 BEIm の基準値

・住宅部分の一次エネルギー消費量

Σ （各住戸誘導設計値）の合計 Σ （各住戸誘導基準値）の合計
+ $\leq$ +
 Σ （共用部誘導設計値）の合計 Σ （共用部誘導基準値）の合計、
又は
誘導仕様基準に適合していること かつ
 Σ （共用部誘導設計値）の合計 $\leq$ Σ （共用部誘導基準値）の合計

注 非住宅において、2以上の用途に供する場合の誘導基準値は、各用途の誘導基準一次エネルギー消費量の合計の値とする。

（ロ）

Σ （非住宅誘導設計値）の合計 Σ （非住宅誘導基準値）の合計
+ $\leq$ +
 Σ （各住戸誘導設計値）の合計 Σ （各住戸誘導基準値）の合計
+ $\leq$ +
 Σ （共用部誘導設計値）の合計 Σ （共用部誘導基準値）の合計

注 住宅部分（各住戸および住宅共用部の誘導設計一次エネルギー消費量の合計）と、非住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量がそれぞれ誘導基準値以下であることが前提となる。

（ハ）

・非住宅部分の外皮性能について、

外皮性能設計値（PAL*） $\leq$ 外皮性能基準値（PAL*）、
又は BPIIm $\leq$ 1.0

・各住戸における外皮性能について、

U_A 値設計値 $\leq$ U_A 値強化外皮基準値 かつ
 η_{AC} 値設計値 $\leq$ η_{AC} 値強化外皮基準値、
又は、誘導仕様基準に適合していること

・住宅部分、非住宅部分、それぞれに対して、その他の低炭素化に資する措置について適合すること。

【基準適合判断Ⅳ】

○非住宅建築物・複合建築物の非住宅部分

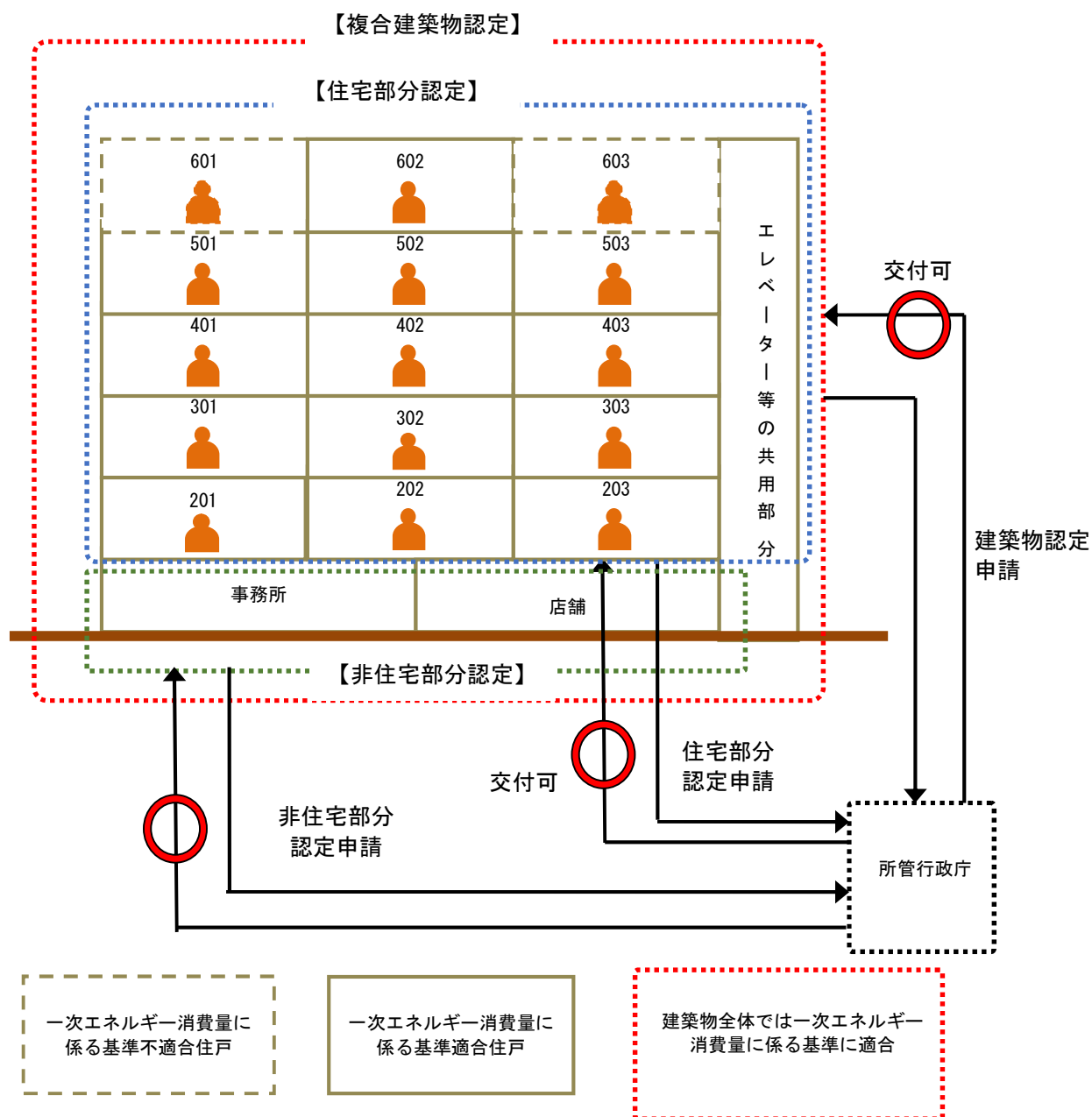
適合判断 ・認定対象建築物における一次エネルギー消費量について、
 $\Sigma(\text{非住宅誘導設計値})$ の合計 $\leq$ $\Sigma(\text{非住宅誘導基準値})$ の合計 又は
誘導 BEIm $\leq$ 誘導 BEIm の基準値

注 非住宅において、2以上の用途に供する場合の誘導基準値は、各用途の誘導基準一次エネルギー消費量の合計値とする。

・外皮性能について
外皮性能設計値 (PAL*) $\leq$ 外皮性能基準値 (PAL*) 又は
BPI_m $\leq$ 1.0

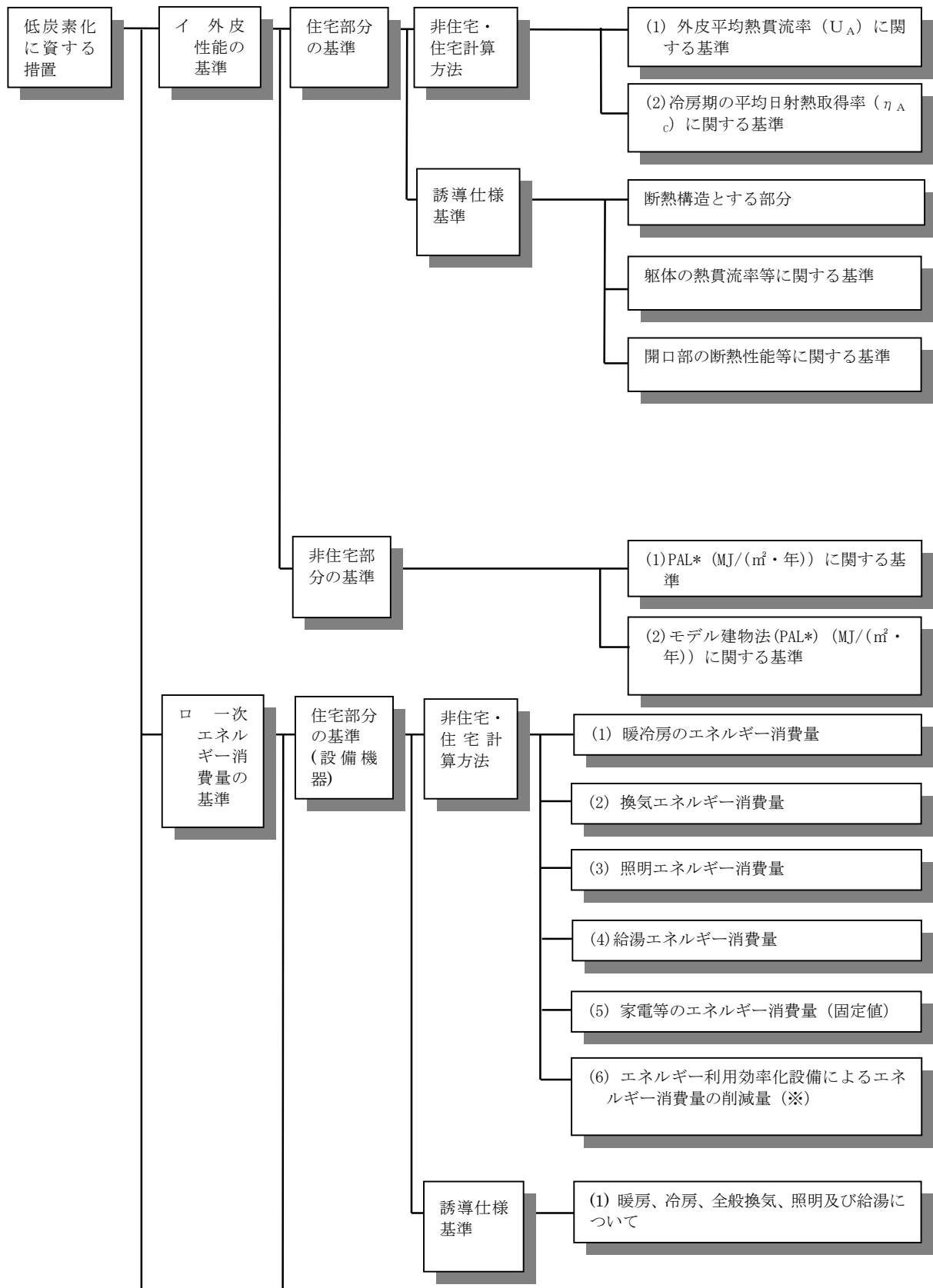
・建築物全体に対して、その他の低炭素化に資する措置について適合すること。

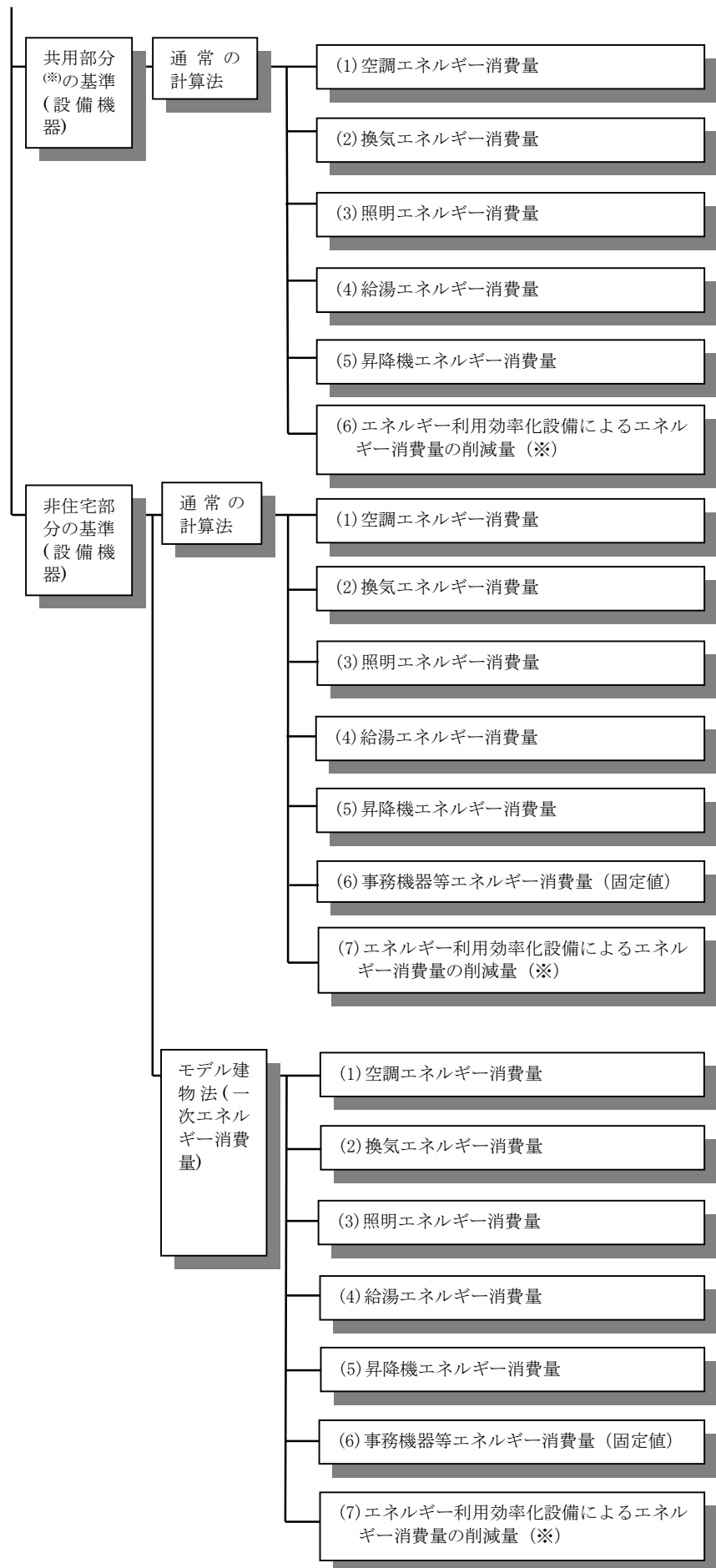
■住宅部分を含む複合建築物の場合

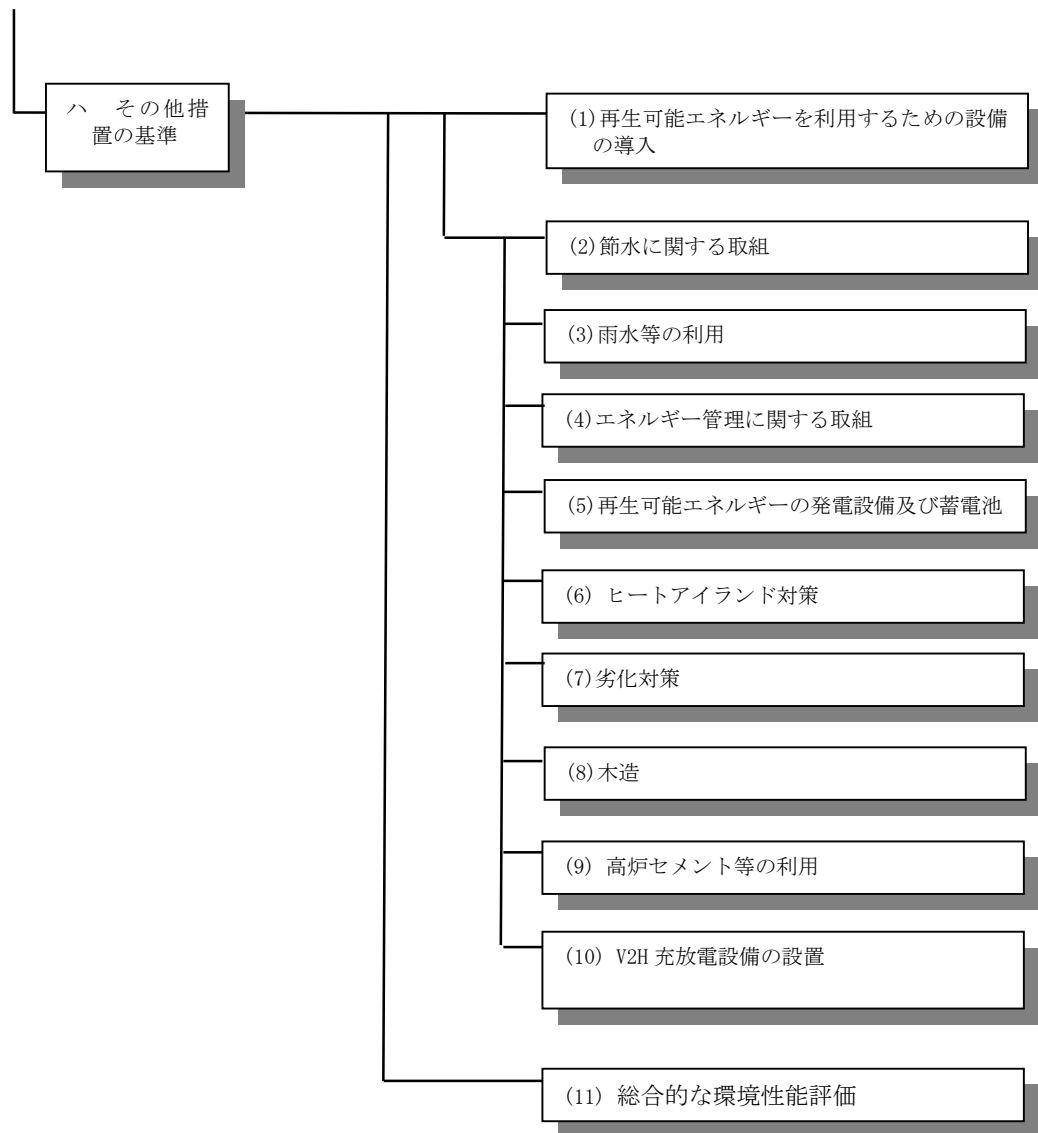


2. 基準の概要

《基準の構成》







(※) エネルギー利用効率化設備のうち、コージェネレーション設備に限る。

3. 認定基準毎の審査手順

ここでは、認定基準毎の基本的な審査手順を示し、各手順の解説を行なう。

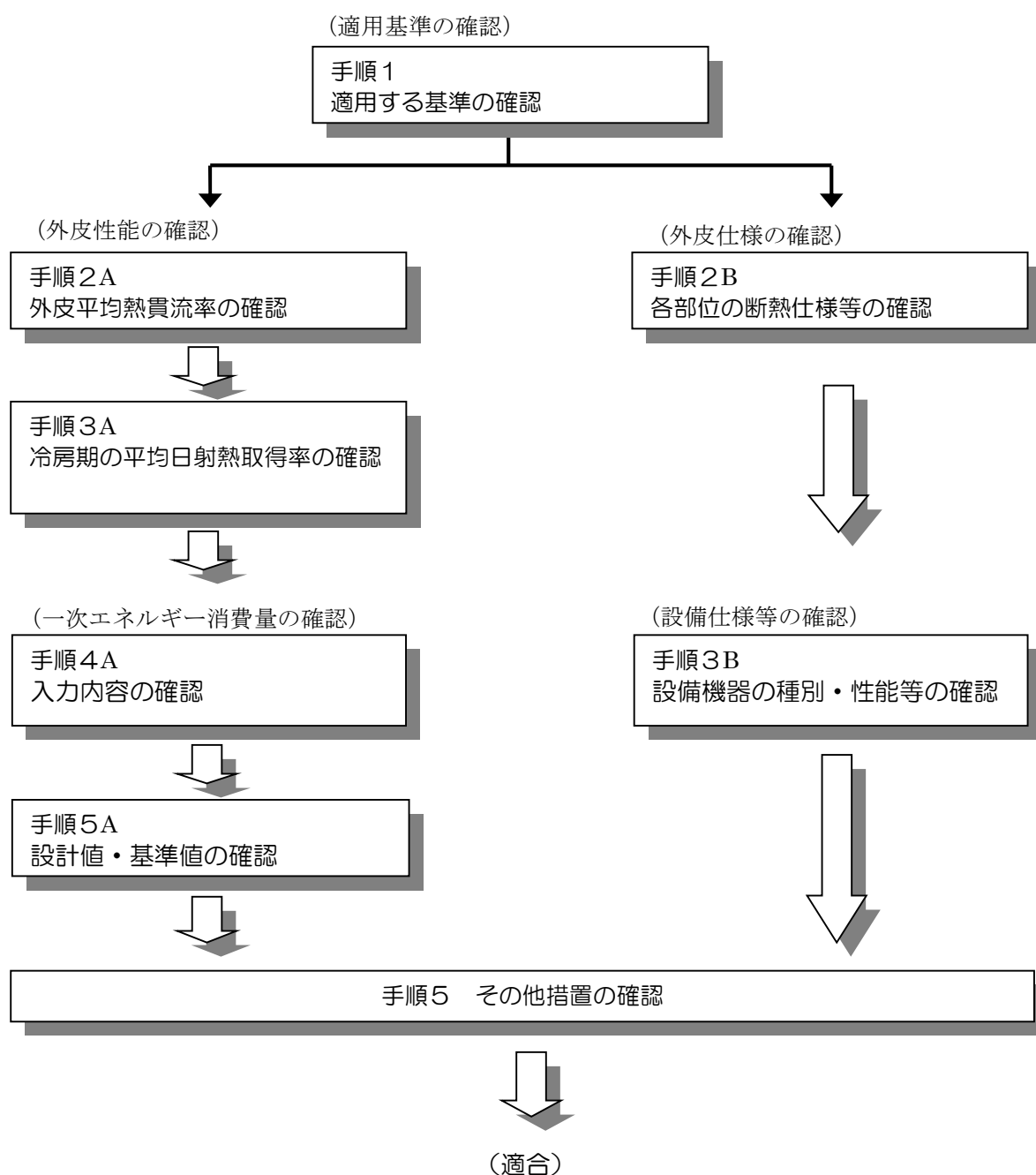
前述のとおり、認定の対象となる建築物の用途や建て方ごとに基準が異なるため、審査を行なう際は、建築物の用途等に応じて、審査を行なっていくこととなる。

本項における、各審査対象に応じた、審査手順の項は以下のとおり。

- ・一戸建ての住宅の認定として申請があった場合
⇒ 3－1（基準適合判断Ⅰ）へ
- ・共同住宅等、複合建築物の住宅部分の認定として申請があった場合
⇒ 3－2（基準適合判断Ⅱ）へ
- ・複合建築物の認定として申請があった場合
⇒ 3－3（基準適合判断Ⅲ）へ
- ・非住宅建築物、複合建築物の非住宅部分の認定として申請があった場合
⇒ 3－4（基準適合判断Ⅳ）へ

3-1. 低炭素建築物（一戸建ての住宅）に関する認定の審査手順

1. 基本的な手順



チェックシートリスト

（性能ルート）

手順	チェックシート
手順 1 適用する基準の確認	総括
手順 2A 外皮平均熱貫流率の確認	住戸Ⅰ
手順 3A 冷房期の平均日射熱取得率の確認	住戸Ⅰ
手順 4A 各住戸の入力内容の確認	住戸Ⅰ
手順 5A 設計値・基準値の確認	住戸Ⅰ
手順 6 その他の措置の確認	その他

（仕様ルート）

手順	チェックシート
手順 1 適用する基準の確認	総括
手順 2B 各部位の断熱仕様等の確認	住戸Ⅱ
—	—
手順 3B 設備機器の種別・性能等の確認	住戸Ⅱ
—	—
手順 6 その他の措置の確認	その他

2. 各手順の解説

－適用基準の確認－

〔手順1〕：適用する基準の確認

申請に用いる基準が、以下のいずれかを確認する

- ① 非住宅・住宅計算法（性能ルート）
- ② 誘導仕様基準（仕様ルート）

※1 外皮性能の確認に誘導仕様基準を用いた上、計算支援プログラムを用いて一次エネルギー消費量の確認をすることも可能

チェックシート 住戸 I

＜性能ルート＞

－外皮性能の確認－

〔手順2A〕：外皮平均熱貫流率の確認

- ① 計算結果の確認

- イ 当該住宅の外皮平均熱貫流率 U_A の計算結果を確認する。
- ロ 適用される外皮平均熱貫流率の基準値を確認する。
- ハ 当該住宅の外皮平均熱貫流率 U_A が該当する基準値を下回っているか確認する。

チェックシート 住戸 I

- ② ①が適切な計算方法で算定されているか確認する。

- イ 各部位の熱貫流率の確認

- ・断面構成に応じた計算を行っているか、非住宅・住宅計算法に定める部位別仕様表（以下「部位別仕様表」という。）の値を使用しているかを確認する。
- ・計算による場合は正しい計算内容か、部位別仕様表による場合は使用している値が図面の仕様と整合しているかを確認する。

- ロ 各部位の面積の確認

- ・断熱構造とすべき熱的境界の設定が正しいかを確認する。
- ・計算内容と図面等の記載が整合していることを確認する。

- ハ イ及びロの計算数値を使用した計算内容の確認

イ及びロの数値を使用し、外皮平均熱貫流率 U_A を正しく計算により求めているかを確認する。

チェックシート 住戸 I

※ただし、8地域において U_A の基準値は設けられていない。

〔手順3A〕：冷房期の平均日射熱取得率の確認

- ① 計算結果の確認

- イ 当該住宅の冷房期の平均日射熱取得率 η_{AC} の計算結果を確認する。

- ロ 適用される冷房期の平均日射熱取得率の基準値を確認する。な

チェックシート 住戸 I

お、暖房期に関しては基準値が設けられていない。 ハ 当該住宅の冷房期の平均日射熱取得率 η_{AC} が該当する基準値を下回っているか確認する。 ② ①が適切な計算方法で算定されているか確認する。 イ 各部位の冷房期の日射熱取得率の確認 ・計算内容と図面等の内容が整合していることを確認する。 ・各部位の冷房期の日射熱取得率の計算が正しいかを確認する。 ロ 各部位の面積の確認 ・計算内容と図面等の内容が整合していることを確認する。 ・各部位の方位に応じた面積の計算が正しいかを確認する。 ハ イ及びロの計算数値を使用した計算結果の確認 イ及びロの計算数値を使用し、冷房期の平均日射熱取得率 η_{AC} を正しく計算により求めているかを確認する。 ニ 一次エネルギー消費量算出に用いる、暖冷房の平均日射熱取得率 η_{AC}、η_{AH} を正しく計算により求めているかを確認する。 ※ただし、1地域から4地域において η_{AC} の基準値は設けられていない。	チェックシート 住戸 I
—一次エネルギー消費量の確認— 〔手順4A〕：入力内容の確認 当該住宅の基本条件及び使用している設備機器を確認し、住宅用一次エネルギー消費量の計算支援プログラムに入力した設備機器等と一致することを確認する。 ※住宅に係る設備機器性能の確認については性能証明書等で確認するほか、一般社団法人住宅性能評価・表示協会ホームページ上にある、温熱設備機器等ポータルで確認することもできる。（以下同じ。）	チェックシート 住戸 I
〔手順5A〕：基準値・設計値の確認 計算支援プログラム等の出力結果により、一次エネルギー消費量の設計値が、基準値を下回っていることを確認する。	チェックシート 住戸 I
<仕様ルート> —外皮仕様の確認— 〔手順2B〕：各部位の断熱仕様の確認	
① 熱的境界の確認 住宅の室内外を分ける熱的境界の位置を確認する。 ② ①で確認した熱的境界となる外壁、屋根、天井、床等の部位につい	チェックシート 住戸 II

て、以下の仕様基準への適合ルートに応じた適合を確認する。また、木造以外の部位については、構造熱橋部が適切な仕様となっていることを併せて確認する。

イ 部位の熱貫流率による基準の確認

- ・部位の断面構成に応じた計算を行っているか、非住宅・住宅計算方法に定める部位別仕様表（以下「部位別仕様表」という。）の値を使用しているかを確認する。
- ・計算による場合は正しい計算内容か、部位別仕様表による場合は使用している値が図面の仕様と整合しているかを確認する。

ロ 部位の断熱材の熱抵抗による基準の確認

- ・部位で使用する断熱材の種別が図面の仕様と整合しているかを確認する。
- ・断熱材の種別に応じた熱物性値や、使用する厚さ等に応じ適切に計算が行われているかを確認する。

③ ①で確認した熱的境界となる開口部について、以下の熱貫流率等の性能が、仕様に適合していることを確認する。

イ 開口部の熱貫流率

- ・開口部の熱貫流率について、用いている性能証明ルートを確認する。
- ・確認したルートによる開口部の熱貫流率が、地域の区分及び建築物の種類に応じた熱貫流率の基準値以下であることを確認する。

ロ 開口部の日射遮蔽措置

- ・開口部の日射遮蔽措置について、付属部材による措置か窓・ガラス性能による措置かを確認する。
- ・窓・ガラス性能による措置の場合、用いている性能証明ルートを確認する。
- ・確認したルート等による開口部の日射遮蔽措置が、地域の区分及び建築物の種類に応じた仕様に適合していることを確認する。

－設備仕様等の確認－

〔手順3B〕：設備機器の種別・性能等の確認

住宅で使用する暖房設備、冷房設備、全般換気設備、照明設備及び給湯設備について、基準で定める仕様又は住宅用一次エネルギー消費量の計算支援プログラムにより同等性の確認を行った仕様となっていることを確認する。

住宅用一次エネルギー消費量の計算支援プログラムにより同等性の確

チェックシート 住戸Ⅱ

認を行う場合は、必要な手順により入力等を行っていることを併せて確認する。

－その他の措置の確認－

〔手順6〕：その他の措置の確認

その他の措置に関し、①及び②から⑩中でいずれか1つに適合するか、若しくは⑪総合的な環境性能に関して、所管行政庁の認めるものとして適合しているかを確認する。

チェックシート その他

① 再生可能エネルギー利用設備の導入

- イ 再生可能エネルギー利用設備を導入していること。
- ロ 低炭素化促進設計一次エネルギー消費量が低炭素化促進基準一次エネルギー消費量を超えないこと。

② 節水に資する機器を設置

- イ 節水トイレの設置
- ロ 節水水洗の設置
- ハ 電気食器洗い機の設置

③ 雨水、井戸水又は雑排水利用

④ エネルギー管理に関する取組

- イ HEMS

⑤ 再生可能エネルギー発電設備と連系した定置型蓄電池の設置

⑥ ヒートアイランド

- イ 敷地緑化等
- ロ 敷地の高反射性舗装
- ハ 屋上緑化等
- ニ 壁面緑化
- ホ イ・ロ・ハ・ニの組み合わせによる措置

⑦ 劣化対策 等級3

⑧ 木造住宅又は木造建築物

⑨ 高炉セメント等

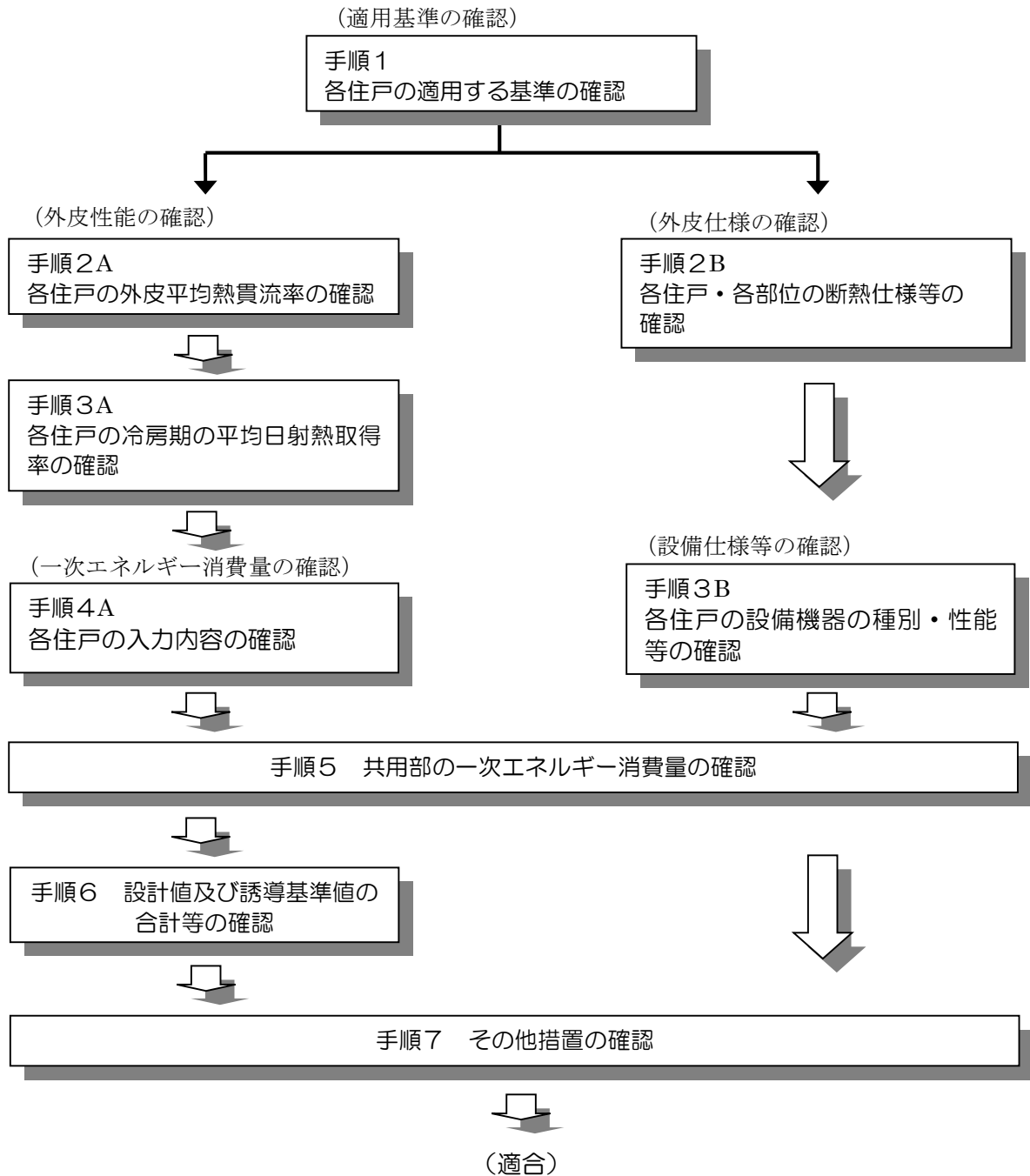
- イ 高炉セメント
- ロ フライアッシュセメント
- ハ 高炉スラグ又はフライアッシュを混和剤として利用したセメント

⑩ V2H充放電設備の設置

⑪ 総合的な環境性能評価

3－2. 低炭素建築物（共同住宅等、複合建築物の住宅部分）に関する認定の審査手順

1. 基本的な手順



チェックシートリスト

(性能ルート)

手順	チェックシート
手順1 各住戸の適用する基準の確認	総括
手順2A 各住戸の外皮平均熱貫流率の確認	住戸Ⅰ
手順3A 各住戸の冷房期の平均日射熱取得率の確認	住戸Ⅰ
手順4A 各住戸の入力内容の確認	住戸Ⅰ
手順5 共用部の一次エネルギー消費量の確認	共用部
手順6A 設計値及び誘導基準値の合計の確認	共用部
手順7 その他の措置の確認	その他

(仕様ルート)

手順	チェックシート
手順1 各住戸の適用する基準の確認	総括
手順2B 各住戸・各部位の断熱仕様等の確認	住戸Ⅱ
—	—
手順3B 各住戸の設備機器の種別・性能等の確認	住戸Ⅱ
手順5 共用部の一次エネルギー消費量の確認	共用部
—	—
手順7 その他の措置の確認	その他

2. 各手順の解説

〔手順1〕：各住戸の適用する基準の確認	
各住戸の申請に用いる基準が、以下のいずれかを確認する ① 非住宅・住宅計算法（性能ルート） ② 誘導仕様基準（仕様ルート） ※1 外皮性能の確認に誘導仕様基準を用いた上、計算支援プログラムを用いて一次エネルギー消費量の確認をすることも可能	チェックシート 総括
－外皮性能の確認－	
〔手順2A〕：各住戸の外皮平均熱貫流率の確認	
① 計算結果の確認 - イ 各住戸の外皮平均熱貫流率U_Aの計算結果を確認する。 - ロ 適用される外皮平均熱貫流率の基準値を確認する。 - ハ 各住戸の外皮平均熱貫流率U_Aが該当する基準値を下回っているか確認する。 ② ①が適切な計算方法で算定されているか確認する。 - イ 各部位の熱貫流率の確認 ・断面構成に応じた計算を行っているか、非住宅・住宅計算法に定める部位別仕様表（以下「部位別仕様表」という。）の値を使用しているかを確認する。 ・計算による場合は正しい計算内容か、部位別仕様表による場合は使用している値が図面の仕様と整合しているかを確認する。 - ロ 各部位の面積の確認 ・断熱構造とすべき熱的境界の設定が正しいかを確認する。 ・計算内容と図面等の記載が整合していることを確認する。 - ハ イ及びロの計算数値を使用した計算内容の確認 - イ及びロの数値を使用し、外皮平均熱貫流率U_Aを正しく計算により求めているかを確認する。 ※ただし、8地域においてU_Aの基準値は設けられていない。	チェックシート 住戸 I
〔手順3A〕：各住戸の冷房期の平均日射熱取得率の確認	
② 計算結果の確認 - イ 各住戸の冷房期の平均日射熱取得率η_{AC}の計算結果を確認する。 - ロ 適用される冷房期の平均日射熱取得率の基準値を確認する。なお、暖房期に関しては基準値が設けられていない。 - ハ 各住戸の冷房期の平均日射熱取得率η_{AC}が該当する基準値を下回っているか確認する。	チェックシート 住戸 I

- ② ①が適切な計算方法で算定されているか確認する。
- イ 各部位の冷房期の日射熱取得率の確認
- ・計算内容と図面等の内容が整合していることを確認する。
 - ・各部位の冷房期の日射熱取得率の計算が正しいかを確認する。
- ロ 各部位の面積の確認
- ・計算内容と図面等の内容が整合していることを確認する。
 - ・各部位の方位に応じた面積の計算が正しいかを確認する。
- ハ イ及びロの計算数値を使用した計算結果の確認
- イ及びロの計算数値を使用し、冷房期の平均日射熱取得率 η_{AC} を正しく計算により求めているかを確認する。
- ニ 一次エネルギー消費量算出に用いる、暖冷房の平均日射熱取得率 η_{AC} 、 η_{AH} を正しく計算により求めているかを確認する。

※ただし、1地域から4地域において η_{AC} の基準値は設けられていない。

ー一次エネルギー消費量の確認ー

〔手順4A〕：各住戸の入力内容の確認

各住戸の基本条件及び使用している設備機器を確認し、一次エネルギー消費量の計算支援プログラム等に入力した設備機器等と一致することを確認する。

チェックシート 住戸Ⅰ

<仕様ルート>

ー外皮仕様の確認ー

〔手順2B〕：各住戸・各部位の断熱仕様等の確認

- ① 熱的境界の確認
- 住戸の室内外を分ける熱的境界の位置を確認する。
- ② ①で確認した熱的境界となる外壁、屋根、天井、床等の部位について、以下の仕様基準への適合ルートに応じた適合を確認する。また、木造以外の部位については、構造熱橋部が適切な仕様となっていることを併せて確認する。
- イ 部位の熱貫流率による基準の確認
- ・部位の断面構成に応じた計算を行っているか、非住宅・住宅計算方法に定める部位別仕様表（以下「部位別仕様表」という。）の値を使用しているかを確認する。
 - ・計算による場合は正しい計算内容か、部位別仕様表による場合は使用している値が図面の仕様と整合しているかを確認する。
- ロ 部位の断熱材の熱抵抗による基準の確認
- ・部位で使用する断熱材の種別が図面の仕様と整合しているかを

チェックシート 住戸Ⅱ

確認する。 ・断熱材の種別に応じた熱物性値や、使用する厚さ等に応じ適切に計算が行われているかを確認する。 ③ ①で確認した熱的境界となる開口部について、以下の熱貫流率等の性能が、仕様に適合していることを確認する。 イ 開口部の熱貫流率 ・開口部の熱貫流率について、用いている性能証明ルートを確認する。 ・確認したルートによる開口部の熱貫流率が、地域の区分及び建築物の種類に応じた熱貫流率の基準値以下であることを確認する。 ロ 開口部の日射遮蔽措置 ・開口部の日射遮蔽措置について、付属部材による措置か窓・ガラス性能による措置かを確認する。 ・窓・ガラス性能による措置の場合、用いている性能証明ルートを確認する。 ・確認したルート等による開口部の日射遮蔽措置が、地域の区分及び建築物の種類に応じた仕様に適合していることを確認する。	
－設備仕様等の確認－	
<u>〔手順3B〕：各住戸の設備機器の種別・性能等の確認</u>	
各住戸で使用する暖房設備、冷房設備、全般換気設備、照明設備及び給湯設備について、基準で定める仕様又は住宅用一次エネルギー消費量の計算支援プログラムにより同等性の確認を行った仕様となっていることを確認する。 住宅用一次エネルギー消費量の計算支援プログラムにより同等性の確認を行う場合は、必要な手順により入力等を行っていることを併せて確認する。	チェックシート 住戸Ⅱ
<性能ルート・仕様ルート共通>	
－共用部の一次エネルギー消費量の確認－	
<u>〔手順5〕：共用部分の入力内容の確認</u>	
共用部分で使用している設備機器等を確認し、一次エネルギー消費量の計算支援プログラム（標準入力法）に入力した設備機器等と一致することを確認する。なお、住戸部分に仕様基準を用いている場合、共用部分に関して、計算支援プログラム等の出力結果により、一次エネルギー消費量の	チェックシート 共用部

設計値が、誘導基準値を下回っていることを確認する。

<性能ルート>

ー一次エネルギー消費量の設計値・誘導基準値の合計の確認ー

〔手順6A〕：設計値・誘導基準値の合計の確認

計算結果の確認

チェックシート 共用部

- イ 各住戸及び共用部分を別々に算出した計算支援プログラム等の出力表の誘導基準値を合計する。
- ロ 各住戸及び共用部分を別々に算出した計算支援プログラム等の出力表の設計値を合計する。
- ハ 建築物全体の一次エネルギー消費量の設計値が建築物全体の誘導基準値を下回っていることを確認する。

<性能ルート・仕様ルート共通>

ーその他の措置の確認ー

〔手順6〕：その他の措置の確認

その他の措置に関し、①及び②から⑩の中でいずれか1つに適合するか、若しくは⑪総合的な環境性能に関して、所管行政庁の認めるものとして適合しているかを確認する。

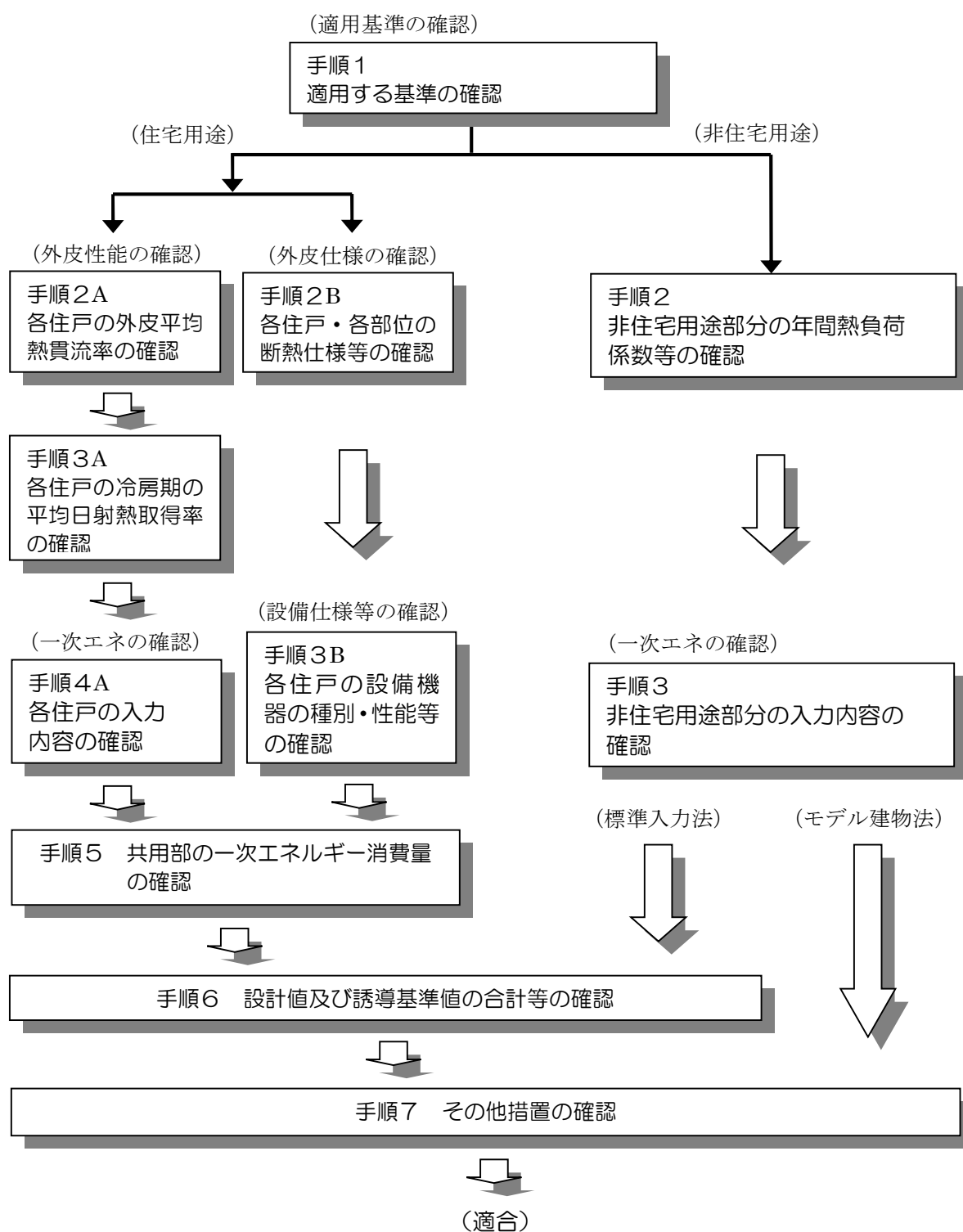
チェックシート その他

- ① 再生可能エネルギー利用設備の導入
 - 再生可能エネルギー利用設備を導入していること。
- ② 節水に資する機器を設置
 - イ 節水トイレの設置
 - ロ 節水水洗の設置
 - ハ 電気食器洗い機の設置
- ③ 雨水、井戸水又は雑排水利用
- ④ エネルギー管理に関する取組
 - イ HEMS
 - ロ BEMS
- ⑤ 再生可能エネルギー発電設備と連系した定置型蓄電池の設置
- ⑥ ヒートアイランド
 - イ 敷地緑化等
 - ロ 敷地の高反射性舗装
 - ハ 屋上緑化等
 - ニ 壁面緑化
 - ホ イ・ロ・ハ・ニの組み合わせによる措置
- ⑦ 劣化対策 等級3
- ⑧ 木造住宅又は木造建築物

- ⑨ 高炉セメント等
 - イ 高炉セメント
 - ロ フライアッシュセメント
 - ハ 高炉スラグ又はフライアッシュを混和剤として利用したセメント
- ⑩ V 2 H 充放電設備の設置
- ⑪ 総合的な環境性能評価

3-3. 低炭素建築物（複合建築物）に関する認定の審査手順

1. 基本的な手順



チェックシートリスト

住宅用途部分

非住宅用途部分

(性能ルート)

(仕様ルート)

手順	チェックシート	手順	チェックシート
手順1 適用する基準の確認	総括	手順1 適用する基準の確認	総括
手順2A 各住戸の外皮平均熱貫流率の確認	住戸Ⅰ	手順2B 各住戸・各部位の断熱仕様等の確認	住戸Ⅱ
手順3A 各住戸の冷房期の平均日射熱取得率の確認	住戸Ⅰ	—	—
手順4A 各住戸の入力内容の確認	住戸Ⅰ	手順3B 各住戸の設備機器の種類・性能等の確認	住戸Ⅱ
手順5 共用部の一次エネルギー消費量の確認	共用部	手順5 共用部の一次エネルギー消費量の確認	共用部
手順6 設計値及び誘導基準値の合計の確認	共用部	手順6 設計値及び誘導基準値の合計の確認	共用部
手順7 その他の措置の確認	その他	手順7 その他の措置の確認	その他

手順	チェックシート
手順1 適用する基準の確認	総括
手順2 非住宅用途部分の年間熱負荷係数等の確認	非住宅Ⅰ 又は 非住宅Ⅱ
—	—
手順3 非住宅用途部分の入力内容の確認	非住宅Ⅰ 又は 非住宅Ⅱ
—	—
手順6 設計値及び誘導基準値の合計の確認 (標準入力法による場合のみ)	共用部
手順7 その他の措置の確認	その他

2. 各手順の解説

〔手順1〕：適用する基準の確認

住宅用途、非住宅用途のそれぞれについて、申請に用いる基準が、以下のいずれかを確認する

① 住宅用途

- イ 非住宅・住宅計算法（性能ルート）
- ロ 誘導仕様基準（仕様ルート）

※1 外皮性能の確認に誘導仕様基準を用いた上、計算支援プログラムを用いて一次エネルギー消費量の確認をすることも可能

② 非住宅用途

- イ 標準入力法
- ロ モデル建物法

<住宅用途部分>

ー外皮性能の確認ー

〔手順2A〕：各住戸の外皮平均熱貫流率の確認

① 計算結果の確認

- イ 各住戸の外皮平均熱貫流率 U_A の計算結果を確認する。
- ロ 適用される外皮平均熱貫流率の基準値を確認する。
- ハ 各住戸の外皮平均熱貫流率 U_A が該当する基準値を下回っているか確認する。

② ①が適切な計算方法で算定されているか確認する。

イ 各部位の熱貫流率の確認

- ・断面構成に応じた計算を行っているか、非住宅・住宅計算法に定める部位別仕様表（以下「部位別仕様表」という。）の値を使用しているかを確認する。
- ・計算による場合は正しい計算内容か、部位別仕様表による場合は使用している値が図面の仕様と整合しているかを確認する。

ロ 各部位の面積の確認

- ・断熱構造とすべき熱的境界の設定が正しいかを確認する。
- ・計算内容と図面等の記載が整合していることを確認する。

ハ イ及びロの計算数値を使用した計算内容の確認

- イ及びロの数値を使用し、外皮平均熱貫流率 U_A を正しく計算により求めているかを確認する。

※ただし、8地域において U_A の基準値は設けられていない。

チェックシート 総括

チェックシート 住戸 I

〔手順3A〕：各住戸の冷房期の平均日射熱取得率の確認	
③ 計算結果の確認 イ 各住戸の冷房期の平均日射熱取得率 η_{AC} の計算結果を確認する。 ロ 適用される冷房期の平均日射熱取得率の基準値を確認する。なお、暖房期に関しては基準値が設けられていない。 ハ 各住戸の冷房期の平均日射熱取得率 η_{AC} が該当する基準値を下回っているか確認する。 ② ①が適切な計算方法で算定されているか確認する。 イ 各部位の冷房期の日射熱取得率の確認 ・計算内容と図面等の内容が整合していることを確認する。 ・各部位の冷房期の日射熱取得率の計算が正しいかを確認する。 ロ 各部位の面積の確認 ・計算内容と図面等の内容が整合していることを確認する。 ・各部位の方位に応じた面積の計算が正しいかを確認する。 ハ イ及びロの計算数値を使用した計算結果の確認 イ及びロの計算数値を使用し、冷房期の平均日射熱取得率 η_{AC} を正しく計算により求めているかを確認する。 ニ 一次エネルギー消費量算出に用いる、暖冷房の平均日射熱取得率 η_{AC}、η_{AH} を正しく計算により求めているかを確認する。 ※ただし、1地域から4地域において η_{AC} の基準値は設けられていない。 —一次エネルギー消費量の確認—	チェックシート 住戸Ⅰ
〔手順4A〕：各住戸の入力内容の確認	
各住戸の基本条件及び使用している設備機器を確認し、一次エネルギー消費量の計算支援プログラム等に入力した設備機器等と一致することを確認する。 ＜住宅用途部分・仕様ルート＞ —外皮仕様の確認—	チェックシート 住戸Ⅰ
〔手順2B〕：各住戸・各部位の断熱仕様等の確認	
① 熱的境界の確認 住戸の室内外を分ける熱的境界の位置を確認する。 ② ①で確認した熱的境界となる外壁、屋根、天井、床等の部位について、以下の仕様基準への適合ルートに応じた適合を確認する。また、	チェックシート 住戸Ⅱ

木造以外の部位については、構造熱橋部が適切な仕様となっていることを併せて確認する。

イ 部位の熱貫流率による基準の確認

- ・部位の断面構成に応じた計算を行っているか、非住宅・住宅計算方法に定める部位別仕様表（以下「部位別仕様表」という。）の値を使用しているかを確認する。
- ・計算による場合は正しい計算内容か、部位別仕様表による場合は使用している値が図面の仕様と整合しているかを確認する。

ロ 部位の断熱材の熱抵抗による基準の確認

- ・部位で使用する断熱材の種別が図面の仕様と整合しているかを確認する。
- ・断熱材の種別に応じた熱物性値や、使用する厚さ等に応じ適切に計算が行われているかを確認する。

③ ①で確認した熱的境界となる開口部について、以下の熱貫流率等の性能が、仕様に適合していることを確認する。

イ 開口部の熱貫流率

- ・開口部の熱貫流率について、用いている性能証明ルートを確認する。
- ・確認したルートによる開口部の熱貫流率が、地域の区分及び建築物の種類に応じた熱貫流率の基準値以下であることを確認する。

ロ 開口部の日射遮蔽措置

- ・開口部の日射遮蔽措置について、付属部材による措置か窓・ガラス性能による措置かを確認する。
- ・窓・ガラス性能による措置の場合、用いている性能証明ルートを確認する。
- ・確認したルート等による開口部の日射遮蔽措置が、地域の区分及び建築物の種類に応じた仕様に適合していることを確認する。

－設備仕様等の確認－

〔手順3B〕：各住戸の設備機器の種別・性能等の確認

各住戸で使用する暖房設備、冷房設備、全般換気設備、照明設備及び給湯設備について、基準で定める仕様又は住宅用一次エネルギー消費量の計算支援プログラムにより同等性の確認を行った仕様となっていることを確認する。

住宅用一次エネルギー消費量の計算支援プログラムにより同等性の確認を行う場合は、必要な手順により入力等を行っていることを併せて確認

チェックシート 住戸Ⅱ

する。

<非住宅用途部分>

ー外皮性能の確認ー

〔手順2〕：非住宅用途部分の年間熱負荷係数等の確認

① 計算方法の確認

非住宅用途部分の計算法として、標準入力法又はモデル建物法のいずれの非住宅用一次エネルギー消費量の計算支援プログラムを使用しているかを確認する。

チェックシート 総括

② 標準入力を使用する場合

イ 計算結果の確認

PAL*の計算結果と基準値を比較する。

ロ イが適切な計算方法で算定されているか確認する。

チェックシート 非住宅Ⅰ

③ モデル建物法を使用する場合

イ 計算結果の確認

BPI_Mの計算結果が、用途ごとに1.0を下回っていることを確認する。

ロ イが適切な計算方法で算定されているか確認する。

チェックシート 非住宅Ⅱ

ー一次エネルギー消費量の確認ー

〔手順3〕：非住宅部分の入力内容の確認

① 標準入力法、もしくは、モデル建物法なのかを確認する。

チェックシート 総括

② 標準入力法による場合は、非住宅用途の室がもれなく入力されているかを確認する。

チェックシート 非住宅Ⅰ

③ モデル建物法による場合は、計算対象非住宅用途に応じた適切なモデル建物用途が選択されていることを確認する。

チェックシート 非住宅Ⅱ

④ 当該非住宅用途部分で使用している設備機器等を確認し、非住宅用一次エネルギー消費量の計算支援プログラム等に入力した設備機器等と、一致することを確認する。

チェックシート 非住宅Ⅰ

チェックシート 非住宅Ⅱ

<性能ルート・仕様ルート共通>

ー共用部の一次エネルギー消費量の確認ー

〔手順5〕：共用部分の入力内容の確認

共用部分で使用している設備機器等を確認し、一次エネルギー消費量の計算支援プログラム（標準入力法）に入力した設備機器等と一致することを確認する。

チェックシート 共用部

なお、住戸部分に仕様基準を用い、かつ、非住宅用途部分にモデル建物法を用いている場合、共用部分に関して、計算支援プログラム等の出力結果により、一次エネルギー消費量の設計値が、誘導基準値を下回っていることを確認する。

ー一次エネルギー消費量の設計値・誘導基準値の合計の確認ー

〔手順6〕：設計値・誘導基準値の合計の確認

計算結果の確認

チェックシート 共用部

① 住宅用途部分

イ 各住戸及び共用部分を別々に算出した計算支援プログラム等の出力表の誘導基準値を合計する。

ロ 各住戸及び共用部分を別々に算出した計算支援プログラム等の出力表の設計値を合計する。

② 非住宅用途部分

イ 非住宅用途部分の計算支援プログラム（標準入力法）の出力表の誘導基準値を合計する。

ロ 非住宅用途部分の計算支援プログラム（標準入力法）の出力表の設計値を合計する。

③ 設計値と誘導基準値の確認

建築物全体の一次エネルギー消費量の設計値の合計が、建築物全体の誘導基準値の合計を下回っていることを確認する。

<全ての用途>

ーその他の措置の確認ー

〔手順7〕：その他の措置の確認

その他の措置に関し、①及び②から⑩中でいずれか1つに適合するか、若しくは⑪総合的な環境性能に関して、所管行政庁の認めるものとして適合しているかを確認する。

チェックシート その他

① 再生可能エネルギー利用設備の導入

再生可能エネルギー利用設備を導入していること。

② 節水に資する機器を設置

イ 節水トイレの設置

ロ 節水水洗の設置

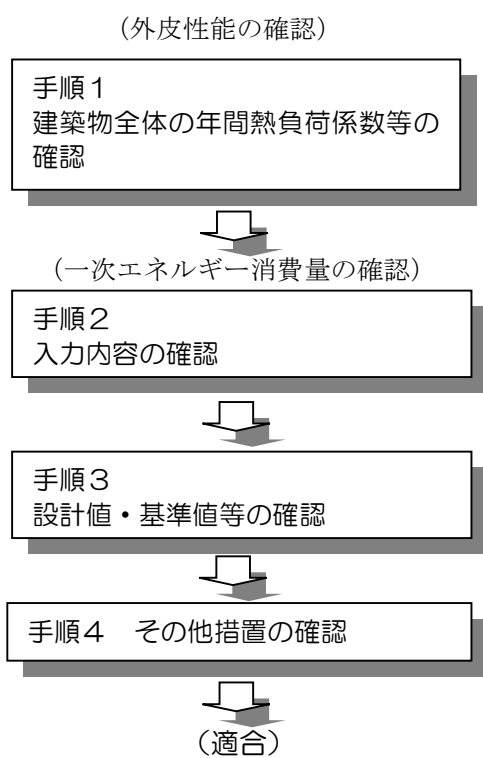
ハ 電気食器洗い機の設置

③ 雨水、井戸水又は雑排水利用

- ④ エネルギー管理に関する取組
 - イ HEMS
 - ロ BEMS
- ⑤ 再生可能エネルギー発電設備と連系した定置型蓄電池の設置
- ⑥ ヒートアイランド
 - イ 敷地緑化等
 - ロ 敷地の高反射性舗装
 - ハ 屋上緑化等
 - ニ 壁面緑化
 - ホ イ・ロ・ハ・ニの組み合わせによる措置
- ⑦ 劣化対策 等級3
- ⑧ 木造住宅又は木造建築物
- ⑨ 高炉セメント等
 - イ 高炉セメント
 - ロ フライアッシュセメント
 - ハ 高炉スラグ又はフライアッシュを混和剤として利用したセメント
- ⑩ V2H充放電設備の設置
- ⑪ 総合的な環境性能評価

3-4. 低炭素建築物（非住宅建築物、複合建築物の非住宅部分）に関する認定の審査手順

1. 基本的な手順



チェックシート リスト

手 順	チェックシート
手順1 年間熱負荷係数 の等確認	総括及び 非住宅Ⅰ 又は 非住宅Ⅱ
手順2 入力内容の確認	非住宅Ⅰ 又は 非住宅Ⅱ
手順3 設計値・基準値等 の確認	非住宅Ⅰ 又は 非住宅Ⅱ
手順4 その他の措置の 確認	その他

2. 各手順の解説

ー外皮性能の確認ー

〔手順1〕：建築物全体の年間熱負荷係数等の確認

- ① 計算方法の確認
 計算法として、標準入力法又はモデル建物法のいずれの非住宅用一次エネルギー消費量の計算支援プログラムを使用しているかを確認する。
- ② 標準入力を使用する場合
 イ 計算結果の確認
 P A L*の計算結果と基準値を比較する。
 ロ イが適切な計算方法で算定されているか確認する。
- ③ モデル建物法を使用する場合
 イ 計算結果の確認
 B P I_Mの計算結果が、用途ごとに1.0を下回っていることを確認する。
 ロ イが適切な計算方法で算定されているか確認する。

チェックシート 総括

チェックシート 非住宅Ⅰ

チェックシート 非住宅Ⅱ

ー一次エネルギー消費量の確認ー

〔手順2〕：入力内容の確認

- ① 標準入力法、もしくは、モデル建物法なのかを確認する。
- ② 標準入力法による場合は、建築物の室がもれなく入力されているかを確認する。
- ③ モデル建物法による場合は、計算対象建築物の用途に応じた適切なモデル建物用途が選択されていることを確認する。
- ④ 当該非住宅用途部分で使用している設備機器等を確認し、非住宅用一次エネルギー消費量の計算支援プログラム等に入力した設備機器等と、一致することを確認する。

チェックシート 総括

チェックシート 非住宅Ⅰ

チェックシート 非住宅Ⅱ

チェックシート 非住宅Ⅰ

チェックシート 非住宅Ⅱ

〔手順3〕：設計値・基準値等の確認

- 計算結果の確認
- 建築物全体の設計値が建築物全体の誘導基準値を下回っていることを確認する。
- また、モデル建物法による場合は、モデル建物用途ごとにB E I_mが用途に応じた誘導基準値を下回っていることを確認することとなる。

チェックシート 共用部Ⅰ

チェックシート 非住宅Ⅱ

〔手順4〕：その他の措置の確認

その他の措置に関し、①及び②から⑩⑨中でいずれか1つに適合するか、若しくは⑩総合的な環境性能に関して、所管行政庁の認めるものとして適合しているかを確認する。

- ① 再生可能エネルギー利用設備の導入
再生可能エネルギー利用設備を導入していること。
- ② 節水に資する機器を設置
 - イ 節水トイレの設置
 - ロ 節水水洗の設置
 - ハ 電気食器洗い機の設置
- ③ 雨水、井戸水又は雑排水利用
- ④ エネルギー管理に関する取組
 - イ BEMS
- ⑤ 再生可能エネルギー発電設備と連系した定置型蓄電池の設置
- ⑥ ヒートアイランド
 - イ 敷地緑化等
 - ロ 敷地の高反射性舗装
 - ハ 屋上緑化等
 - ニ 壁面緑化
 - ホ イ・ロ・ハ・ニの組み合わせによる措置
- ⑦ 木造住宅又は木造建築物
- ⑧ 高炉セメント等
 - イ 高炉セメント
 - ロ フライアッシュセメント
 - ハ 高炉スラグ又はフライアッシュを混和剤として利用したセメント
- ⑨ V2H充放電設備の設置
- ⑩ 総合的な環境性能評価

チェックシート その他

4 章. 認定基準（法第 5 4 条第 1 項第一号の基準） 毎のチェックシート

1. チェックシート一覧

タイトル		番号
1	総括 チェックシート/総括表	総括
2	住宅（住戸） チェックシート/住宅・非住宅計算法	住戸Ⅰ
3	住宅（住戸） チェックシート/誘導仕様基準	住戸Ⅱ
4	共用部 チェックシート/一次エネルギー消費量	共用部
5	非住宅 チェックシート/標準入力法	非住宅Ⅰ
6	非住宅 チェックシート/モデル建物法	非住宅Ⅱ
7	その他の措置チェックシート	その他

2. チェックシート

・ 共通条件 1. 総括 チェックシート/総括表

共通条件				
建築物の名称				適・否
建築物の所在地				
地域の区分	☐ 1 地域 ☐ 2 地域 ☐ 3 地域 ☐ 4 地域 ☐ 5 地域 ☐ 6 地域 ☐ 7 地域 ☐ 8 地域			[☐ 適 ☐ 否]
建築物の構造	☐ 木造 (☐ 軸組構法 ☐ 枠組工法) ☐ 鉄骨造 ☐ 鉄筋コンクリート造 (組石造含む。) ☐ その他			[☐ 適 ☐ 否]
建築物の用途等	☐ 一戸建ての住宅 ☐ 共同住宅等 ☐ 複合建築物 ☐ 非住宅建築物			[☐ 適 ☐ 否]
階数	・ 地上 () 階 地下 () 階			[☐ 適 ☐ 否]
面積	・ 敷地面積 () m ² ・ 建築面積 () m ² ・ 延べ面積 () m ²			[☐ 適 ☐ 否]
市街化区域等内外	☐ 市街化区域等内			[☐ 適 ☐ 否]
チェックの結果⇒ [☐ 適 ☐ 否]				

1 総括 チェックシート/総括表				総括
申請の別の確認				
	項目	確認項目	適・否	適・否
建築物 の用途	一戸建ての住宅	(1) 非住宅・住宅計算法による確認※ ⇒チェックシート 住戸Ⅰ	[☐ 適 ☐ 否]	[☐ 適 ☐ 否]
		(2) 誘導仕様基準による確認※ ⇒チェックシート 住戸Ⅱ	[☐ 適 ☐ 否]	
		(3) 住宅のその他措置の確認 ⇒チェックシート その他	[☐ 適 ☐ 否]	
	共同住宅等	(1) 住宅・非住宅計算法による確認※ ⇒チェックシート 住戸Ⅰ	[☐ 適 ☐ 否]	[☐ 適 ☐ 否]
		(2) 誘導仕様基準による確認※ ⇒チェックシート 住戸Ⅱ	[☐ 適 ☐ 否]	
		(3) 共用部の一次エネルギー消費量の確認 ⇒チェックシート 共用部	[☐ 適 ☐ 否]	
		(4) 共同住宅等のその他措置の確認 ⇒チェックシート その他	[☐ 適 ☐ 否]	
	複合建築物	(1) 非住宅・住宅計算法による確認※ ⇒チェックシート 住戸Ⅰ	[☐ 適 ☐ 否]	[☐ 適 ☐ 否]
		(2) 誘導仕様基準による確認※ ⇒チェックシート 住戸Ⅱ	[☐ 適 ☐ 否]	
		(3) 共用部の一次エネルギー消費量の確認 ⇒チェックシート 共用部	[☐ 適 ☐ 否]	
		(4) 標準入力法の確認 ⇒チェックシート 非住宅Ⅰ	[☐ 適 ☐ 否]	
		(5) モデル建物法の確認 ⇒チェックシート 非住宅Ⅱ	[☐ 適 ☐ 否]	
		(6) 住宅用途のその他措置の確認 ⇒チェックシート その他	[☐ 適 ☐ 否]	
		(7) 非住宅用途のその他措置の確認 ⇒チェックシート その他	[☐ 適 ☐ 否]	
	非住宅建築物	(1) 標準入力法の確認 ⇒チェックシート 非住宅	[☐ 適 ☐ 否]	[☐ 適 ☐ 否]
(2) モデル建物法の確認 ⇒チェックシート 非住宅		[☐ 適 ☐ 否]		
(3) 非住宅のその他措置の確認 ⇒チェックシート その他		[☐ 適 ☐ 否]		
※外皮性能の確認に誘導仕様基準、一次エネルギー消費量の確認に非住宅・住宅計算法を採用した場合は、各項目を確認する。 外皮性能の確認に住宅・非住宅計算法、一次エネルギー消費量の確認に誘導仕様基準を採用した場合も同様。				
チェックの結果⇒ [☐ 適 ☐ 否]				

2. 住宅（住戸）チェックシート/住宅・非住宅計算法

2 住宅（住戸） チェックシート/住宅・非住宅計算法		住戸 I
(1) 基本情報の確認		
建て方等	☐ 一戸建ての住宅 ☐ 共同住宅等の住戸（ ） ☐ 複合建築物の住戸（ ）	
(1) のチェック結果⇒ [☐ 適 ☐ 否]		
(2) 外皮性能の確認		
① 外皮平均熱貫流率の確認		
I. 計算結果の確認	☐ 設計 $U_A \leq$ 強化外皮基準 U_A である a. 当該住宅の設計外皮平均熱貫流率 設計 U_A = [] b. 当該住宅の強化外皮基準外皮平均熱貫流率 強化外皮基準 U_A = [] c. 当該住宅の外皮等面積 [] m^2	
II. 計算方法の確認	☐ 適切な計算方法を用いている	
III. 計算内容の確認	☐ 壁、窓、屋根、床等の部位の面積及び熱貫流率の確認 ☐ 構造熱橋部等の長さ及び線熱貫流率の確認 ☐ 外皮平均熱貫流率の確認 U_A = []	
① のチェック結果⇒ [☐ 適 ☐ 否]		
② 冷房期の平均日射熱取得率の確認		
I. 計算結果の確認	☐ 設計 $\eta_{AC} \leq$ 強化外皮基準 η_{AC} a. 当該住宅の冷房期の設計平均日射熱取得率 設計 η_{AC} = [] b. 当該住宅の強化外皮基準平均日射熱取得率 強化外皮基準 η_{AC} = []	
II. 計算方法の確認	☐ 適切な計算方法を用いている	
III. 計算内容の確認	☐ 壁、窓、屋根、床等の部位の面積の確認 ☐ 窓（ガラス）の日射熱取得率の確認 ☐ 床を除く各部位の面する方位の確認	
② のチェック結果⇒ [☐ 適 ☐ 否]		
③ 暖房期の平均日射熱取得率の確認		
I. 計算結果の確認	☐ 当該住宅の暖房期平均日射熱取得率の確認 η_{AH} = []	
II. 計算方法等の確認	☐ 適切な計算方法を用いている	
III. 計算内容の確認	☐ 部位面積及び面する方位が冷房期の平均日射熱取得率と同一であることの確認 ☐ 壁、窓、屋根、床等の部位の暖房期の日射熱取得率の確認	
③ のチェック結果⇒ [☐ 適 ☐ 否]		
(3) 一次エネルギー消費量の確認		
I. 計算結果の確認	☐ $E_T \leq E_{ST}$ である a. 当該住宅の誘導設計一次消費エネルギー E_T = [] b. 当該住宅の低炭素誘導基準一次消費エネルギー E_{ST} = []	
II. 計算方法等の確認	☐ 適切な計算式を用いている	
III. 入力内容の確認	☐ 床面積等の基本事項の入力内容の確認 ☐ U_A 、 η_{AC} 、 η_{AH} 及び外皮総面積等の入力内容の確認 ☐ 設備機器等の入力内容の確認	
(3) のチェック結果⇒ [☐ 適 ☐ 否]		
(1)、(2) (①から③)、(3) チェックの結果⇒ [☐ 適 ☐ 否]		

3. 住宅（住戸）チェックシート/誘導仕様基準

3 住宅（住戸） チェックシート/誘導仕様基準		住戸 II
①基本情報の確認		
建て方等	☐ 一戸建ての住宅 ☐ 共同住宅等の住戸（ ） ☐ 複合建築物の住戸（ ）	
①のチェック結果⇒ [☐ 適 ☐ 否]		
②外皮仕様の確認		
1.壁・屋根・床等の確認	☐ 部位の熱貫流率の基準 ☐ 断熱材の熱抵抗の基準 ☐ 屋根又は天井（断熱材の施工法： ）の設計値（ ） ☐ 壁（断熱材の施工法： ）の設計値（ ） ☐ 外気床（断熱材の施工法： ）の設計値（ ） ☐ その他床（断熱材の施工法： ）の設計値（ ） ☐ 外接部の土間床等外周（断熱材の施工法： ）の設計値（ ） ☐ その他の土間床等外周（断熱材の施工法： ）の設計値（ ） ☐ 外気床の床面積に対する5%緩和の利用 ☐ 鉄筋コンクリート造等における構造熱橋部の断熱補強の実施	
2.開口部の確認	☐ 開口部の熱貫流率の最低値（設置場所： 、最低値： ） ☐ 窓の床面積に対する2%緩和の利用 ☐ 窓の日射熱取得率の最高値（設置場所： 、最低値： ） ☐ ガラスの日射熱取得率の最高値（設置場所： 、最低値： ） ☐ 付属部材の設置（設置場所： ） ☐ ひさし、軒等の設置（設置場所： ） ☐ 窓（天窓除く。）の床面積に対する4%緩和の利用	
②のチェック結果⇒ [☐ 適 ☐ 否]		
③設備機器等の仕様の確認		
設備機器等の仕様	☐ 暖房方式と機器種別等（暖房方式： 、機器種別等： ） ☐ 暖房機器の性能等（ ） ☐ 冷房方式と機器種別等（冷房方式： 、機器種別等： ） ☐ 冷房機器の性能等（ ） ☐ 全般換気設備の仕様等（ ） ☐ 照明設備の照明は全てLED又はこれと同等以上の省エネ性能 ☐ 給湯設備機器の仕様等（機器種別： 、性能値等： ） ☐ 給湯配管がヘッダー方式かつ分岐後配管径13A以上 ☐ 浴室シャワー水栓が手元止水かつ小流量吐水 ☐ 高断熱浴槽 ☐ 住宅用一次エネルギー消費量の計算支援プログラムによる同等評価の使用	
③のチェック結果⇒ [☐ 適 ☐ 否]		
①②③チェックの結果⇒ [☐ 適 ☐ 否]		

4 共同住宅等 共用部 チェックシート/一次エネルギー消費量

4 共同住宅等 共用部 チェックシート/一次エネルギー消費量		共用部
(1) 共用部の一次エネルギー消費量の確認		
I. 計算結果の確認	☐ $E_T \leq E_{ST}$ である a. 当該共用部の誘導設計一次エネルギー消費量 $E_T = [\quad]$ b. 該当する低炭素誘導基準一次エネルギー消費量 $E_{ST} = [\quad]$	
II. 計算方法等の確認	☐ 標準入力法を用いている	
III. 入力内容の確認	☐ 床面積等の基本事項の入力内容の確認 ☐ 設備機器等の入力内容の確認	
(1) チェックの結果⇒ [☐ 適 ☐ 否]		
(2) 共同住宅等及び複合建築物の一次エネルギー消費量の確認		
I. 住戸部分の計算結果の合計	a. 住戸部分の誘導設計一次エネルギー消費量 $E_T = [\quad]$ b. 住戸部分の低炭素誘導基準一次エネルギー消費量 $E_{ST} = [\quad]$	
II. 共用部分の計算結果	a. 当該共用部の誘導設計一次エネルギー消費量 $E_T = [\quad]$ b. 該当する低炭素誘導基準一次エネルギー消費量 $E_{ST} = [\quad]$	
III. 非住宅部分の計算結果	a. 非住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量 $E_T = [\quad]$ b. 非住宅部分の低炭素誘導基準一次エネルギー消費量 $E_{ST} = [\quad]$	
IV. 計算結果の確認	☐ $E_T \leq E_{ST}$ である a. 当該建築物の誘導設計一次エネルギー消費量 $E_T = [\quad]$ b. 当該建築物の低炭素誘導基準一次エネルギー消費量 $E_{ST} = [\quad]$	
(2) チェックの結果⇒ [☐ 適 ☐ 否]		

5 非住宅 チェックシート/標準入力法

5 非住宅 チェックシート/標準入力法		非住宅
(1) 外皮性能の確認		
イ. 計算結果の確認	☐ 設計値 ≤ 基準値 a. 年間熱負荷係数 設計値 設計値 = [] b. 年間熱負荷係数 基準値 基準値 = []	
ロ. 入力内容の確認	☐ 非空調ゾーンの室用途や面積等の入力内容の確認 ☐ 非空調ゾーンの外皮の面積、方位、熱性能等の入力内容の確認	
(1) のチェック結果⇒ [☐ 適 ☐ 否]		
(2) 一次エネルギー消費量の確認		
イ. 計算結果の確認	☐ $\Sigma E_T \leq \Sigma E_{ST}$ である a. 当該建築物の誘導設計一次エネルギー消費量の合計 ΣE_T = [] b. 当該建築物の低炭素誘導基準一次エネルギー消費量の合計 ΣE_{ST} = []	
ロ. 入力内容の確認	☐ 地域の区分や床面積等の基本情報の入力内容の確認 ☐ 室仕様（室名、面積、計算対象設備等）の入力内容の確認 ☐ 空調関係情報（計算ゾーン、外皮構成、機器構成・性能等）の入力内容の確認 ☐ 換気関係情報（換気種類、機器性能等）の入力内容の確認 ☐ 照明関係情報（室指数、機器性能等）の入力内容の確認 ☐ 給湯関係情報（節湯器具、機器性能等）の入力内容の確認 ☐ 昇降機関係情報（積載量、速度及び制御方式等）の入力内容の確認 ☐ その他情報（太陽光発電等）の入力内容の確認	
(2) のチェック結果⇒ [☐ 適 ☐ 否]		
(1) 及び (2) チェックの結果⇒ [☐ 適 ☐ 否]		

6 非住宅 チェックシート/モデル建物法

6 非住宅 チェックシート/モデル建物法		非住宅
※ 非住宅複数用途の場合は、モデル建物用途ごとに作成することが必要		
(1) モデル建物用途の確認		
1.モデル建物用途の確認	☐ 事務所 ☐ ビジネスホテル ☐ シティホテル ☐ 総合病院 ☐ クリニック ☐ 福祉施設 ☐ 大規模物販 ☐ 小規模物販 ☐ 学校 ☐ 幼稚園 ☐ 大学 ☐ 講堂 ☐ 飲食店 ☐ 工場 ☐ 集会所（アスレチック場） ☐ 集会所（体育館） ☐ 集会所（公衆浴場） ☐ 集会所（映画館） ☐ 集会所（図書館） ☐ 集会所（博物館） ☐ 集会所（劇場） ☐ 集会所（カラオケボックス） ☐ 集会所（ボーリング場） ☐ 集会所（ぱちんこ屋） ☐ 集会所（競馬場又は競輪場） ☐ 集会所（社寺）	
(1) のチェック結果⇒ [☐ 適 ☐ 否]		
(2) 外皮性能の確認		
1.計算結果の確認	☐ $BPM \leq 1.0$	
2.入力内容の確認	☐ 一次エネルギー消費量の入力内容の確認と同じ	
(2) のチェック結果⇒ [☐ 適 ☐ 否]		
(3) 一次エネルギー消費量の確認		
1.計算結果の確認	☐ 誘導BELM ≤ 用途に応じた低炭素誘導基準値	
2.入力内容の確認	☐ 地域の区分、床面積、外周長等の基本情報の入力内容の確認 ☐ 外皮仕様（開口部、断熱仕様等）の入力内容の確認 ☐ 空調関係情報（熱源機器種別、性能等）の入力内容の確認 ☐ 換気関係情報（換気方式、機器性能等）の入力内容の確認 ☐ 照明関係情報（室指数、機器性能等）の入力内容の確認 ☐ 給湯関係情報（節湯器具、機器性能等）の入力内容の確認 ☐ 昇降機関係情報（速度制御方式）の入力内容の確認 ☐ その他情報（太陽光発電等）の入力内容の確認	
(2) のチェック結果⇒ [☐ 適 ☐ 否]		
(1)、(2) 及び (3) チェックの結果⇒ [☐ 適 ☐ 否]		

7 その他の措置チェックシート

7 その他の措置チェックシート		住宅・非住宅
※ 複合建築物の場合は住宅用途及び非住宅用途でそれぞれ適合することが必要		
(1) 適合方法の確認		
1. 適合方法	☐ 再エネ設備の導入かつその他の要件への1項目以上の適合 ☐ 建築物の総合的な環境性能評価による	
(1) のチェック結果⇒ [☐ 適 ☐ 否]		
(2) 再生可能エネルギー利用設備の設置の確認		
1. 再エネ設備の設置の確認	・以下のいずれかの設備を設置している ☐ 太陽光発電設備 ☐ 風力・水力・バイオマス等の発電設備 ☐ 太陽光・地中熱利用設備 ☐ 河川水熱等を利用する設備 ☐ 薪・ペレットストーブ等の熱利用	
2. 省エネ量の制限 (一戸建ての住宅のみ)	省エネ量 + 創エネ量 ≥ 基準一次エネ ×1/2 () + () ≥ () ×1/2 ※ 上記基準一次エネは、その他一次エネルギー消費量を除く。	
(2) のチェック結果⇒ [☐ 適 ☐ 否]		
(3) その他の要件 (①から⑨までの一つ以上に適合)		
① 節水に関する取組	・以下のいずれかを採用 ☐ 節水便器 ☐ 節水水栓 ☐ 定置型電気食洗器	
② 雨水等の利用の取組	・以下のいずれかを利用するための設備の設置 ☐ 雨水 ☐ 井戸水 ☐ 雑排水	
③ エネルギー管理の取組	☐ HEMSの採用 ☐ BEMSの採用	
④ 再エネ連携蓄電池の設置	☐ 再生可能エネルギー発電設備と連系した蓄電池を設置	
⑤ ヒートアイランド対策の取組	・以下のいずれかの措置を採用 ☐ 緑地等による措置 ☐ 舗装材による措置 ☐ 屋根緑化による措置 ☐ 壁面緑化による措置 ☐ 前記措置の複合による措置	
⑥ 住宅の劣化軽減に資する措置	・以下のいずれかの基準に適合 ☐ 劣化対策等級の等級3に適合 ☐ 長期優良住宅認定の基準に適合	
⑦ 木造住宅および建築物	☐ 木造住宅又は木造建築物である	
⑧ 高炉セメント等の仕様	・以下のいずれかを構造耐力上主要な部分に使用 ☐ 高炉セメント ☐ フライアッシュセメント	
⑨ 電気自動車充放電設備の設置	☐ 電気自動車等と建築物間で充放電等するための設備を設置	
(3) のチェック結果⇒ [☐ 適 ☐ 否]		
(4) 建築物の総合的な環境性能評価		
環境性能評価の実施	☐ CASBEE等の所管行政庁が認めたものの実施	
(4) のチェック結果⇒ [☐ 適 ☐ 否]		
(1)と(2)及び(3)又は(4)チェックの結果⇒ [☐ 適 ☐ 否]		

5 章. 参考資料

1. 規則様式・参考様式 一覧

番号	様式番号等	様式名
①	様式第五（第四十一条関係）	低炭素建築物新築等計画認定申請書
②	様式第六（第四十三条関係）	低炭素建築物新築等計画認定通知書
③	様式第七（第四十五条関係）	低炭素建築物新築等計画変更認定申請書
④	様式第八（第四十六条関係）	低炭素建築物新築等計画変更認定通知書
⑤-1)	参考様式 1	設計内容説明書（住宅用（新築））
⑤-2)		設計内容説明書（住宅用（増築・改築等））
⑤-3)		設計内容説明書（共同住宅共用部分）
⑤-4)		設計内容説明書（非住宅用（新築））
⑤-5)		設計内容説明書（非住宅用（増築・改築等））
⑥	参考様式 2	認定しない旨の通知
⑦	参考様式 3	計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の申出書
⑧	参考様式 4	認定の取消しの通知
⑨-1)	参考様式 5	認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書（建築士による書類を添付する場合）
⑨-2)		認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書（建設工事の受注者による書類を添付する場合）
⑨-3)		認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書（建設工事の受注者による書類）
⑩	参考様式 6	低炭素建築物の名義変更届出書
⑪	別記様式 1	低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証
⑫	別記様式 2	低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証（変更）
⑬	別記様式 3	低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査に適合しない旨の通知書

2. 規則様式・参考様式

① 様式第五（第四十一条関係） 低炭素建築物新築等計画認定申請書

様式第五（第四十一条関係）（日本産業規格 A 列 4 番）

（第一面）

低炭素建築物新築等計画認定申請書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代 表 者 の 氏 名

都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 3 条第 1 項の規定により、低炭素建築物新築等計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【申請の対象とする範囲】

- ☐ 建築物全体
- ☐ 複合建築物の非住宅部分
- ☐ 複合建築物の住宅部分

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）

1. この様式において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省令・国土交通省令第 1 号。以下「基準省令」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成 24 年経済産業省・国土交通省・環境省告示第 119 号。以下「建築物の低炭素化誘導基準」という。）において使用する用語の例によります。
2. この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
 - ①一戸建ての住宅 一棟の建築物からなる一戸の住宅-
 - ②共同住宅等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅
 - ③非住宅建築物 基準省令第 1 条令第 1 項第 1 号に規定する非住宅
 - ④複合建築物 基準省令第 1 条第 1 項第 1 号に規定する複合建築物

⑤施行日以後認定申請建築物 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和４年経済産業省・国土交通省令第１号。この様式において「令和４年改正基準省令」という。）附則第２項に規定する施行日以後認定申請建築物

３．申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

４．【申請の対象とする範囲】の欄は、一戸建ての住宅、非住宅建築物又は共同住宅等若しくは複合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」に、複合建築物の非住宅部分のみに係る申請の場合には「非複合建築物の非住宅部分」に、複合建築物の住宅部分に係る申請の場合には、「複合建築物の住宅部分」に、「✓」マークを入れてください。

(第二面)

[建築主等に関する事項]

【１．建築主】

【イ．氏名のフリガナ】

【ロ．氏名】

【ハ．郵便番号】

【ニ．住所】

【ホ．電話番号】

【２．代理者】

【イ．資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ．氏名】

【ハ．建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ．郵便番号】

【ホ．所在地】

【ヘ．電話番号】

【３．設計者】

(代表となる設計者)

【イ．資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ．氏名】

【ハ．建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ．郵便番号】

【ホ．所在地】

【ヘ．電話番号】

【ト．作成した設計図書】

(その他の設計者)

【イ．資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ．氏名】

【ハ．建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ．郵便番号】

【ホ．所在地】

【ヘ．電話番号】

【ト．作成した設計図書】

【イ．資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ．氏名】

【ハ．建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ．郵便番号】

【ホ．所在地】

【ヘ．電話番号】

【ト．作成した設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号 【ロ. 氏名】 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号 【ニ. 郵便番号】 【ホ. 所在地】 【ヘ. 電話番号】 【ト. 作成した設計図書】
【4. 確認の申請】 ☐ 申請済 () ☐ 未申請 ()
【5. 備考】

(注意)

- この面は、低炭素建築物新築等計画に係る建築物の新築等が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項の建築物のエネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合にのみ、記載してください。
- 建築主が2者以上の場合は、【1. 建築主】の欄は代表となる建築主について記入し、別紙に他の建築主について記入して添えてください。
- 【1. 建築主】の欄は、建築主が法人の場合は、「イ」は法人の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は法人の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は法人の所在地を、建築主がマンションの管理を行う建物の区分所有等に関する法律第3条又は第65条に規定する団体の場合は、「イ」は団体の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は団体の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は団体の所在地を記入してください。
- 【2. 代理者】の欄は、建築主からの委任を受けて提出をする場合に記入してください。
- 【2. 代理者】及び【3. 設計者】の欄は、代理者又は設計者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ代理者又は設計者の住所を書いてください。
- 【3. 設計者】の欄は、代表となる設計者及び提出に係る建築物のエネルギー消費性能確保計画に係る他のすべての設計者について記入してください。
- 【4. 確認の申請】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、申請済の場合には、申請をした市町村若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未申請の場合には、申請する予定の市町村若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を記入し、申請をした後に、遅滞なく、申請をした旨（申請先を変更した場合においては、申請をした市町村若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を含む。）を届け出てください。なお、所在地については、〇〇県〇〇市、郡〇〇町、村、程度で結構です。

(第三面)

低炭素建築物新築等計画

1. 新築等をしようとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項

〔建築物に関する事項〕

【1. 地名地番】	
【2. 市街化区域等】	☐ 市街化区域 ☐ 区域区分が定められていない都市計画区域のうち用途地域が定められている土地の区域
【3. 敷地面積】	m ²
【4. 建築面積】	m ²
【5. 延べ面積】	m ²
【6. 建築物の階数】	(地上) 階 (地下) 階
【7. 建築物の用途】	☐ 一戸建ての住宅 ☐ 共同住宅等 ☐ 非住宅建築物 ☐ 複合建築物
【8. 建築物の住戸の数】	戸
【9. 工事種別】	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 修繕又は模様替 ☐ 空気調和設備等の設置 ☐ 空気調和設備等の改修
【10. 構造】	造 一部 造
【11. 建築物の構造及び設備の概要】	別添設計内容説明書による
【12. 該当する地域区分】	地域
【13. 非住宅部分の床面積】	(床面積) (開放部分を除いた部分の床面積)
【イ. 新築】	(m ²) (m ²)
【ロ. 増築】	全体 (m ²) (m ²)
	増築部分 (m ²) (m ²)
【ハ. 改築】	全体 (m ²) (m ²)
	改築部分 (m ²) (m ²)
【14. 住宅部分の床面積】	

	(床面積)	(開放部分を除いた部分 の床面積)	(開放部分及び共用部分を 除いた部分の床面積)
【イ. 新築】	(m ²)	(m ²)	(m ²)
【ロ. 増築】全体	(m ²)	(m ²)	(m ²)
増築部分	(m ²)	(m ²)	(m ²)
【ハ. 改築】全体	(m ²)	(m ²)	(m ²)
改築部分	(m ²)	(m ²)	(m ²)

【15. 建築物全体のエネルギーの使用の効率性】

【イ. 非住宅建築物】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

☐ 基準省令第10条第1号イ (1) の基準

年間熱負荷係数 MJ / (m²・年)

(基準値 MJ / (m²・年))

B P I ()

☐ 基準省令第10条第1号イ (2) の基準

年間熱負荷係数 MJ / (m²・年)

(基準値 MJ / (m²・年))

B P I ()

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

☐令和4年改正基準省令附則第3項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

☐ 基準省令第10条第1号ロ (1) の基準

誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年

誘導設計一次エネルギー消費量 GJ/年

誘導BEI ()

(誘導 B E I の基準値)

☐ 基準省令第10条第1号ロ (2) の基準

誘導BEI ()

(誘導B E I の基準値)

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

□令和 4 年改正省令附則第 3 項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年

誘導設計一次エネルギー消費量 GJ/年

誘導BEI ()

(誘導基準B E I)

【ロ. 一戸建ての住宅】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

☐ 基準省令第10条第2号イ (1) の基準

外皮平均熱貫流率 $W / (m^2 \cdot K)$

(基準値 $W / (m^2 \cdot K)$)

冷房期の平均日射熱取得率

(基準値)

☐ 基準省令第10条第2号イ(2)の基準

☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

☐ 令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

(一次エネルギー消費量に関する事項)

☐ 基準省令第10条第2号ロ(1)の基準

誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年

誘導設計一次エネルギー消費量 GJ/年

誘導B E I ()

☐ 基準省令第10条第2号ロ(2)の基準

☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

☐ 令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

【ハ. 共同住宅等】

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

☐ 基準省令第10条第2号イ(1)の基準

☐ 基準省令第10条第2号イ(2)の基準

☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

☐ 令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

(一次エネルギー消費量に関する事項)

☐ 基準省令第10条第2号ロ(1)の基準

誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年

誘導設計一次エネルギー消費量 GJ/年

誘導B E I ()

☐ 基準省令第10条第2号ロ(2)の基準

☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

☐ 令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

【二. 複合建築物】

☐ 基準省令第10条第3号イの基準

(非住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

☐ 基準省令第10条第1号イ(1)の基準

年間熱負荷係数 MJ/ (m²・年)

(基準値 MJ/ (m²・年))

B P I ()

☐ 基準省令第10条第1号イ(2)の基準

年間熱負荷係数 MJ/ (m²・年)

(基準値 MJ／(㎡・年))

B P I ()

☐国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

☐令和4年改正基準省令附則第3項の規定による適用除外
(一次エネルギー消費量に関する事項)

☐基準省令第10条第1号ロ(1)の基準

誘導基準一次エネルギー消費量 GJ／年

誘導設計一次エネルギー消費量 GJ／年

誘導B E I ()

(誘導B E Iの基準値)

☐基準省令第10条第1号ロ(2)の基準

誘導B E I ()

(誘導B E Iの基準値)

☐国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

☐令和4年改正基準省令附則第3項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分
の基準

誘導基準一次エネルギー消費量 GJ／年

誘導設計一次エネルギー消費量 GJ／年

誘導B E I ()

(誘導基準B E I)

(住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

☐基準省令第10条第2号イ(1)の基準

☐基準省令第10条第2号イ(2)の基準

☐国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

☐令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分
の基準

(一次エネルギー消費量に関する事項)

☐基準省令第10条第2号ロ(1)の基準

誘導基準一次エネルギー消費量 GJ／年

誘導設計一次エネルギー消費量 GJ／年

誘導B E I ()

☐基準省令第10条第2号ロ(2)の基準

☐国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

☐令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分
の基準

☐基準省令第10条第3号ロの基準

(非住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

☐基準省令第10条第1号イ(1)の基準

年間熱負荷係数 MJ／(㎡・年)

(基準値 MJ／(㎡・年))

B P I ()

☐国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

(一次エネルギー消費量に関する事項)

☐基準省令1条第1項第1号イの基準

基準一次エネルギー消費量 GJ／年

設計一次エネルギー消費量 GJ／年

B E I ()

☐国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

(住宅部分)

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

☐基準省令第10条第2号イ(1)の基準

☐基準省令第10条第2号イ(2)の基準

☐国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

(一次エネルギー消費量に関する事項)

☐基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準一次エネルギー消費量 GJ／年

設計一次エネルギー消費量 GJ／年

B E I ()

☐国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

(複合建築物)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

誘導基準一次エネルギー消費量 GJ／年

誘導設計一次エネルギー消費量 GJ／年

誘導B E I ()

(誘導B E Iの基準値)

【16. 再生可能エネルギー利用設備】

【イ. 非住宅建築物】

再生可能エネルギー利用設備の種類 ()

【ロ. 一戸建ての住宅】

再生可能エネルギー利用設備の種類 ()

低炭素化促進基準一次エネルギー消費量 GJ／年

低炭素化促進設計一次エネルギー消費量 GJ／年

【ハ. 共同住宅等】

再生可能エネルギー利用設備の種類 ()

【二. 複合建築物】

再生可能エネルギー利用設備の種類 ()

【17. 確認の特例】 法第54条第2項の規定による申出の有無 ☐ 有 ☐ 無
【18. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】
【19. 備考】

(注意)

1. 【2. 市街化区域等】の欄は、新築等をしようとする建築物の敷地が存する区域が該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
2. 【7. 建築物の用途】及び【9. 工事種別】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
3. 【8. 建築物の住戸の数】の欄は、【7. 建築物の用途】で「共同住宅等」又は「複合建築物」を選んだ場合のみ記載してください。
4. 【12. 該当する地域区分】の欄は、建築物の低炭素化誘導基準において定めるところにより、該当する地域区分を記載してください。
5. 【13. 非住宅部分の床面積】の欄は、第三面の【9. 工事種別】の欄の工事種別に応じ、非住宅部分の床面積を記載して下さい。増築又は改築の場合は、延べ面積を併せて記載して下さい。
6. 【13. 非住宅部分の床面積】及び【14. 住宅部分の床面積】の欄において、「床面積」は、それぞれ、単に非住宅部分の床面積及び住宅部分の床面積をいい、「開放部分を除いた部分の床面積」は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第3条第1項に規定する床面積をいいます。
7. 【14. 住宅部分の床面積】の欄において、「開放部分及び共用部分を除いた部分の床面積」は、住宅部分の床面積のうち「開放部分を除いた部分の床面積」から共用部分の床面積を除いた部分の面積をいいます。
8. 【15. 建築物全体のエネルギーの使用の効率性】の欄は、【7. 建築物の用途】の欄において選択した用途に応じて、イからニまでのいずれかについて、以下の内容に従って記載してください。なお、イからニまでの事項のうち、記載しないものについては削除して構いません。
 - (1) (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項) 及び (一次エネルギー消費量に関する事項) のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れた上で記載してください。
 - (2) 「年間熱負荷係数」については、基準値（基準省令別表第1に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。
 - (3) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第10条第2号イ（1）の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。
 - (4) 「基準省令第10条第2号イ（2）の基準」又は「基準省令第10条第2号ロ（2）の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。また、「基準省令第10条第2号ロ（2）の基準」を用いる場合は、共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の共用部分（基準省令第4条第3項第1号の共用部分をいう。）の一次エネルギー消費量に関する事項は、「基準省令第10条第2号ロ（1）の基準」に記載してください。
 - (5) この欄において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
 - i) 年間熱負荷係数 屋内周囲空間の年間熱負荷を屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た数値をいいます。

- ii) B P I 年間熱負荷係数を基準値で除したものをいいます。「B P I」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
- iii) B E I 設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除したものをいいます。「B E I」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
- iv) 誘導 B E I 誘導設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除したものをいいます。「誘導 B E I」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
- v) 誘導 B E I の基準値 誘導基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除したものをいいます。なお、非住宅部分を二以上の用途に供する場合にあっては、用途ごとに算出した誘導基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）の合計を、用途ごとに算出した基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）の合計で除したものをいいます。「誘導 B E I の基準値」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

(6) 施行日以後認定申請建築物の増築、改築又は修繕等をする場合については、以下の内容に従って記載してください。

- i) 非住宅建築物及び複合建築物の非住宅部分について、建築物全体の一次エネルギー消費量は「基準省令第 10 条第 1 号ロ (1) の基準」又は「基準省令第 10 条第 1 号ロ (2) の基準」に、令和 4 年改正基準省令附則第 3 項の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に関する事項は「令和 4 年改正基準省令附則第 3 項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準」に記載してください。
 - ii) 一戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、住戸全体の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項は「基準省令第 10 条第 2 号イ (1) の基準」に、住戸全体の一次エネルギー消費量に関する事項は「基準省令第 10 条第 2 号ロ (1) の基準」に記載するとともに、令和 4 年改正基準省令附則第 4 項の基準の適用を受ける場合には、「令和 4 年改正基準省令附則第 4 項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準」に「✓」マークを入れ、別紙に詳細を記載してください。
9. 【16. 再生可能エネルギー利用設備】の欄の「低炭素化促進基準一次エネルギー消費量」及び「低炭素化促進設計一次エネルギー消費量」は、建築物の低炭素化誘導基準において定めるところに従って算出した数値を記載してください。
10. 【17. 確認の特例】の欄は、認定の申請に併せて建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項の規定による確認の申請書を提出して同項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合には「有」に、申し出ない場合には「無」に、「✓」マークを入れてください。
11. 【18. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】の欄には、法第 60 条の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積（建築基準法第 52 条第 3 項及び第 6 項並びに建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 2 条第 1 項第 4 号及び第 3 項の規定に基づき延べ面積に算入しない部分の床面積を除き、建築物の延べ面積の 20 分の 1 を超えるときは当該建築物の延べ面積の 20 分の 1 とする。）を記入してください。また、当該床面積の算定根拠を示す資料を別に添付してください。
12. この面は、建築確認等他の制度の申請書の写しに必要事項を補って追加して記載した書面その他の記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

【1. 付近見取図】

【2. 配置図】

(注意)

1. この面は、低炭素建築物新築等計画に係る建築物の新築等が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項の建築物のエネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合にのみ、記載してください。
2. 付近見取図には、方位、道路及び目標となる地物を明示してください。
3. 配置図には、縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、計画に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員を明示してください。

(第五面)

[申請に係る住戸に関する事項]

【1. 住戸の番号】	
【2. 住戸の存する階】	階
【3. 専用部分の床面積】	m ²
【4. 住戸のエネルギーの使用の効率性】 (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項) ☐ 基準省令第10条第2号イ(1)の基準 外皮平均熱貫流率 $W / (m^2 \cdot K)$ (基準値 $W / (m^2 \cdot K)$) 冷房期の平均日射熱取得率 (基準値) ☐ 基準省令第10条第2号イ(2)の基準 ☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果 () ☐ 令和4年改正省基準令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準 (一次エネルギー消費量に関する事項) ☐ 基準省令第10条第2号ロ(1)の基準 誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年 誘導設計一次エネルギー消費量 GJ/年 誘導BEI () ☐ 基準省令第10条第2号ロ(2)の基準 ☐ 国土交通大臣が認める方法及びその結果 () ☐ 改正省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準	

(注意)

1. この面は、共同住宅等又は複合建築物（複合建築物の非住宅部分の認定を除く。）に係る申請を行う場合に、申請に係る住戸ごとに作成してください。
2. 住戸の階数が二以上である場合には、【3. 専用部分の床面積】に各階ごとの床面積を併せて記載してください。
3. 【4. 住戸のエネルギーの使用の効率性】の欄は、以下の内容に従って記載してください。
 - (1) (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準) 及び (一次エネルギー消費量に関する事項) のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れた上で記載してください。
 - (2) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第10条第2号イ(1)の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。
 - (3) 「基準省令第10条第2号イ(2)の基準」又は「基準省令第10条第2号ロ(1)の基準」

を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。

(4)「誘導B E I」は、誘導設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除したものをいいます。「誘導B E I」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

(5) 施行日以後認定申請建築物の増築、改築又は修繕等をする場合の記載について、住戸全体の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項は「基準省令第10条第2号イ（1）の基準」に、住戸全体の一次エネルギー消費量に関する事項は「基準省令第10条第2号ロ（1）の基準」に記載するとともに、令和4年改正基準省令附則第4項の基準の適用を受ける場合には、「令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準」に「✓」マークを入れ、別紙に詳細を記載してください。

4. この面は、他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(別紙) 基準省令第10条第2号イ(2)の基準、基準省令第10条第2号ロ(2)の基準又は令和4年改正基準省令附則第4項に規定する増築、改築若しくは修繕等をする部分の基準を用いる場合

1. 住戸に係る事項

(1) 外壁、窓等を通して熱の損失の防止に関する措置

1) 屋根又は天井

【断熱材の施工法】☐内断熱 ☐外断熱 ☐両面断熱

☐充填断熱 ☐外張断熱 ☐内張断熱

【断熱性能】☐熱貫流率 ($W / (m^2 \cdot K)$) ☐熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K) / W$)

2) 壁

【断熱材の施工法】☐内断熱 ☐外断熱 ☐両面断熱

☐充填断熱 ☐外張断熱 ☐内張断熱

【断熱性能】☐熱貫流率 ($W / (m^2 \cdot K)$) ☐熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K) / W$)

3) 床

(イ) 外気に接する部分

【該当箇所の有無】☐有 ☐無

【断熱材の施工法】☐内断熱 ☐外断熱 ☐両面断熱

☐充填断熱 ☐外張断熱 ☐内張断熱

【断熱性能】☐熱貫流率 ($W / (m^2 \cdot K)$) ☐熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K) / W$)

(ロ) その他の部分

【該当箇所の有無】☐有 ☐無

【断熱材の施工法】☐内断熱 ☐外断熱 ☐両面断熱

☐充填断熱 ☐外張断熱 ☐内張断熱

【断熱性能】☐熱貫流率 ($W / (m^2 \cdot K)$) ☐熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K) / W$)

4) 土間床等の外周部分の基礎壁

(イ) 外気に接する部分

【該当箇所の有無】☐有 ☐無

【断熱性能】☐熱貫流率 ($W / (m^2 \cdot K)$) ☐熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K) / W$)

(ロ) その他の部分

【該当箇所の有無】☐有 ☐無

【断熱性能】☐熱貫流率 ($W / (m^2 \cdot K)$) ☐熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K) / W$)

5) 開口部

【断熱性能】熱貫流率 ($W / (m^2 \cdot K)$)

【日射遮蔽性能】

☐開口部の日射熱取得率(日射熱取得率)

☐ガラスの日射熱取得率(日射熱取得率)

☐付属部材

☐ひさし、軒等

6) 構造熱橋部

【該当箇所の有無】☐有 ☐無

【断熱性能】断熱補強の範囲(mm)断熱補強の熱抵抗値($(m^2 \cdot K) / W$)

(2) 一次エネルギー消費量に関する措置

【暖房】暖房設備（	）
効率（	）
【冷房】冷房設備（	）
効率（	）
【換気】換気設備（	）
効率（	）
【照明】照明設備（	）
【給湯】給湯設備（	）
効率（	）

2. 備考

(注意)

1. 1 欄は、共同住宅等又は複合建築物の住戸に係る措置について、住戸ごとに記入してください。なお、計画に係る住戸の数が二以上である場合は、当該各住戸に関して記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。
2. 1 欄の (1) の 1) から 3) までにおける「断熱材の施工法」は、部位ごとに断熱材の施工法を複数用いている場合は、主たる施工法のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。なお、主たる施工法以外の施工法について、主たる施工法に準じて、別紙のうち当該部位に係る事項を記入したものを添えることを妨げるものではありません。
3. 1 欄の (1) の 1) から 4) までにおける「断熱性能」は、「熱貫流率」又は「熱抵抗値」のうち、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、併せて必要な事項を記入してください。
4. 1 欄の (1) の 3) 及び 4) における (イ) 及び (ロ) の「該当箇所の有無」は、該当箇所がある場合には「有」のチェックボックスに、「✓」マークを入れてください。
5. 1 欄の (1) の 5) は、開口部のうち主たるものを対象として、必要な事項を記入してください。
6. 1 欄の (1) の 5) の「日射遮蔽性能」は、「開口部の日射熱取得率」、「ガラスの日射熱取得率」、「付属部材」又は「ひさし、軒等」について該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、必要な事項を記入してください。地域の区分（基準省令第1条第1項第2号イ (1) の地域の区分をいう。）のうち 8 の地域に存する共同住宅等又は複合建築物に係る「日射遮蔽性能」については、北±22.5 度以外の方位に設置する開口部について記載してください。
7. 1 欄の (1) の 6) の「該当箇所の有無」は、該当箇所がある場合には、「有」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、「断熱性能」の欄に、「断熱補強の範囲」及び「断熱補強の熱抵抗値」を記入してください。
8. 1 欄の (2) の「暖房」、「冷房」、「換気」、「照明」、「給湯」については、住戸に設置する設備機器とその効率（「照明」を除き、かつ、効率に係る基準を用いる場合に限る。）を記載してください。設備機器が複数ある場合は最も効率の低い設備機器とその効率を記載してください。「効率」の欄には、「暖房」では暖房能力を消費電力で除した値を、「冷房」では冷房能力を消費電力で除した値を、「換気」では比消費電力（全般換気設備の消費電力を設計風量で除した値をいう。）、有効換気量率又は温度交換効率を、「給湯」ではモード熱効率、年間給湯保温効率又は年間給湯効率をそれぞれ記載してください。ただし、浴室等、台所及び洗面所がない場合は、「給湯」の欄は記載する必要はありません。

9. 1 欄に書き表せない事項で特に記入すべき事項は、2 欄に記入し、又は別紙に記入して添えてください。

(第六面)

2. 低炭素化のための建築物の新築等に係る資金計画

--

3. 低炭素化のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期

【工事の着手の予定年月日】	年	月	日
【工事の完了の予定年月日】	年	月	日

(注意)

この面は、記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

②様式第六（第四十三条関係） 低炭素建築物新築等計画認定通知書

様式第六（第四十三条関係）（日本産業規格 A 列 4 番）

低炭素建築物新築等計画認定通知書

認 定 番 号	第	号
認 定 年 月 日	年	月 日
(※) 確 認 番 号	第	号
確 認 年 月 日	年	月 日
建築主事の氏名		

殿

所 管 行 政 庁

都市の低炭素化の促進に関する法律第 53 条第 1 項の規定により申請のあった低炭素建築物新築等計画について、同法第 54 条第 1 項の規定に基づき認定しましたので通知します。

1. 申請年月日
2. 申請者の住所
3. 認定に係る建築物の位置

(※) は法第 54 条第 4 項において準用する建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 18 条第 3 項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

③様式第七（第四十五条関係） 低炭素建築物新築等計画変更認定申請書

様式第七（第四十五条関係）（日本産業規格A列4番）

低炭素建築物新築等計画変更認定申請書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代理者の氏名

都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定により。低炭素建築物新築等計画の変更の認定を申請します。 この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

1. 低炭素建築物新築等計画の認定番号

第 号

2. 低炭素建築物新築等計画の認定年月日

年 月 日

3. 認定に係る建築物の位置

4. 申請の対象とする範囲

- ☐ 建築物全体
☐ 複合建築物の非住宅部分
☐ 複合建築物の住宅部分

5. 変更の概要

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）

- 申請者が法人である場合には、代理者の氏名を載せて記載してください。
- 3 欄には、認定に係る建築物の位置する地名地番を記載してください。
- 4 欄には、非住宅建築物、一戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物の全体に係る申請の場合

合には「建築物全体」に、複合建築物の非住宅部分に係る申請の場合には「複合建築物の非住宅部分」に、複合建築物の住宅部分に係る申請の場合には「複合建築物の住宅部分」に、「✓」マークを入れてください。

※「非住宅建築物」は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成 28 年経済産業省令・国土交通省令第 1 号)第 1 条第 1 号に規定する非住宅建築物をいい、「一戸建ての住宅」は一棟の建築物からなる一戸の住宅をいい、「共同住宅等」は共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいい、「複合建築物」は同号に規定する複合建築物をいいます。

④様式第八（第四十六条関係）低炭素建築物新築等計画変更認定通知書

様式第八（第四十六条関係）（日本産業規格A列4番）

低炭素建築物新築等計画変更認定通知書

認 定 番 号	第	号
認 定 年 月 日	年	月 日
(※) 確 認 番 号	第	号
確 認 年 月 日	年	月 日
建築主事の氏名		

殿

所 管 行 政 庁

都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定により申請のあった低炭素建築物新築等計画の変更について、同条法第2項において準用する同法第54条第1項の規定に基づき認定しましたので通知します。

1. 申請年月日
2. 申請者の住所
3. 当該変更認定を受ける前の低炭素建築物新築等計画の認定番号
4. 認定に係る建築物の位置

(※) は法第55条第2項において準用する法第54条第4項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

⑤-1) 参考様式 1 設計内容説明書 住宅用 (新築)

住戸番号	
建築物の名称	
建築物の所在地	
設計者氏名	
審査員氏名	

認定事項	確認項目※	設 計 内 容 説 明 欄 ※			設計内容 確認欄	
		項目	設計内容	記載図書		
0．基本事項	基本事項	地域の区分	☐ 1地域 ☐ 2地域 ☐ 3地域 ☐ 4地域 ☐ 5地域 ☐ 6地域 ☐ 7地域 ☐ 8地域	☐ 計算書 ☐		
		年間日射地域区分	()地域 注)下記設備のいずれかを設置した場合のみ ☐ 太陽光発電を採用 ☐ 太陽給湯設備を採用			
		建て方	☐ 一戸建での住宅 ☐ 共同住宅等			
		構造	☐ 木造住宅(☐ 軸組構法 ☐ 枠組工法) ☐ 鉄骨造住宅 ☐ 鉄筋コンクリート造(組石造含む。)住宅 ☐ その他()			
1．躯体の外皮性能等	躯体の外皮性能等に係る基本事項	用いた計算方法	☐ 住宅・非住宅計算法 ☐ 誘導仕様基準	☐ 計算書 ☐ 仕上表 ☐		
		住宅・非住宅計算法	外皮平均熱貫流率			平均熱貫流率 (U_A) ()【W/m²K】
			外皮平均日射熱取得率			冷房期の平均日射熱取得率 (η_{AC}) ()【-】 暖房期の平均日射熱取得率 (η_{AH}) ()【-】
		誘導仕様基準	外皮の断熱性能等			☐ 外皮の熱貫流率の基準に適合 ☐ 断熱材の熱抵抗の基準に適合 ☐ 構造熱橋部の基準に適合(鉄筋コンクリート造等のみ)
開口部の断熱性能等	☐ 緩和措置あり ☐ 外気に接する床(5%緩和) ☐ 窓の断熱(2%緩和) ☐ 窓の日射(4%緩和)					
2．一次エネルギー消費量	一次エネルギー消費量に係る基本事項	用いた計算方法	☐ 住宅・非住宅計算法 ☐ 誘導仕様基準	☐ 計算書 ☐ ☐		
		住宅・非住宅計算法	外皮計算法			☐ 一次エネルギー計算結果による
			居室等の面積・構成			☐ 一次エネルギー計算結果による
			通風の利用			☐ 一次エネルギー計算結果による ☐
			蓄熱の利用			☐ 一次エネルギー計算結果による ☐
			床下空間の利用			☐ 一次エネルギー計算結果による
			設備機器等の仕様			☐ 一次エネルギー計算結果による

	誘 導 仕 様 基 準	暖房設備	・暖房方式（ ・暖房機器の仕様等 （ ）	☐ 機器表 ☐ 平面図 ☐	
		冷房設備	・冷房方式（ ・冷房機器の仕様等 （ ）		
		換気設備	・熱交換換気設備の有無 ☐ 有 ☐ 無 ・換気設備の仕様等 （ ）	☐ 機器表 ☐ 平面図 ☐	
		照明設備	☐ 全ての照明設備が LED 又は同等以上	☐ 平面図 ☐	
		給湯設備	☐ 給湯熱源機の種類等（ ・所定の省エネ対策の実施 ☐ ヘッダー方式 分岐後配管径 13A 以下 ☐ 浴室シャワーの節湯水栓等の使用 ☐ 高断熱浴槽の採用	☐ 機器表 ☐ 平面図 ☐	
3. その 他基準 (第 1 又 は第 2 の いずれか に適合)	第 1 の 1	再生可能エ ネルギー利 用設備の設 置	・再生可能エネルギー利用設備が設けられていること ☐ 太陽光発電設備 ☐ 風力・水力・バイオマス等の発電設備 ☐ 太陽光・地中熱利用設備 ☐ 河川水熱等を利用する設備 ☐ 薪・ペレットストーブ等の熱利用 ・一戸建ての住宅の場合は以下に適合 ☐ 低炭素化促進設計一次エネルギー消費量が低炭素化促 進基準一次エネルギー消費量を超えないこと。	☐ 機器表 ☐ 平面図 ☐	
	第 1 の 2 (右記項 目のうち 1 項目以上 適合)	節水措置	☐ 節水便器の設置 ☐ 節水水洗の設置 ☐ 電気食器洗い機の設置	☐ 機器表 ☐ 平面図 ☐	
		雨水等の利 用	☐ 雨水利用 ☐ 井戸水利用 ☐ 雑排水利用		
		一次エネ削 減	☐ HEMS の採用		
		蓄電池使用	☐ 再生可能エネルギーと連系した定置型蓄電池の採用		
		ヒートアイ ランド対策	敷地緑化等 ☐ 緑地又は水面の面積が敷地面積の 10% 以上		
			敷地の高反射性塗装 ☐ 日射反射率の高い塗装の面積が敷地面積の 10% 以上		
			屋上緑化等 ☐ 緑化を行う又は日射反射率等の高い屋根材を使用する 面積が屋根面積の 20% 以上		
			壁面緑化等 ☐ 壁面緑化を行う面積が外壁面積の 10% 以上 ☐ 緑化等面積率+日射反射面積率+屋根緑化等面積率 × 1/2 + 壁面緑化面積率 ≥ 10%		
		劣化軽減	☐ 劣化対策等級 3 以上		
		木造住宅・建 築物	☐ 木造住宅		
		高炉セメン ト等の利用	☐ 高炉セメント使用の有無 ☐ フライアッシュセメント ☐ 高炉スラグ又はフライアッシュを混和材として利用		
		電気自動車 充放電設備 の設置	☐ 電気自動車等と建築物間で充放電等するための設備を 設置		

	第2	所管行政庁 の認めるも の	☐ ()	☐	
--	----	---------------------	------------------------------	--------------------------	--

⑤-2) 参考様式 1 設計内容説明書 住宅用 (増築・改築用)

住戸番号			
建築物の名称			
建築物の所在地			
建築士氏名		建築士番号	
審査員氏名			

建築基準法への適合性の確認	建築基準法の規定違反の有無	☐ 無
---------------	---------------	----------------------------

認定事項	確認項目※	設 計 内 容 説 明 欄 ※			設計内容 確認欄
		項目	設計内容	記載図書	
0．基本事項	基本事項	地域の区分	☐ 1地域 ☐ 2地域 ☐ 3地域 ☐ 4地域 ☐ 5地域 ☐ 6地域 ☐ 7地域 ☐ 8地域	□計算書 □	
		年間日射地域区分	() 地域 注) 下記設備のいずれかを設置した場合のみ ☐ 太陽光発電を採用 ☐ 太陽給湯設備を採用		
		建て方	☐ 一戸建ての住宅 ☐ 共同住宅等		
		構造	☐ 木造住宅（ ☐ 軸組構法 ☐ 桝組工法 ） ☐ 鉄骨造住宅 ☐ 鉄筋コンクリート造（組石造含む。）住宅 ☐ その他（ ）		
1．躯体の外皮性能等	躯体の外皮性能等に係る基本事項	用いた計算方法	☐ 住宅・非住宅計算法 ☐ 誘導仕様基準	□計算書 □仕上表 □	
		住宅・非住宅計算法	外皮平均熱貫流率	平均熱貫流率 (U_A) （ ）【W/m²K】	
		外皮平均日射熱取得率	冷房期の平均日射熱取得率 (η_{AC}) （ ）【-】 暖房期の平均日射熱取得率 (η_{AH}) （ ）【-】	□建具表 □矩計図 □	
	誘導仕様基準	外皮の断熱性能等	☐ 外皮の熱貫流率の基準に適合 ☐ 断熱材の熱抵抗の基準に適合 ☐ 構造熱橋部の基準に適合（鉄筋コンクリート造等のみ）		
		開口部の断熱性能等	☐ 緩和措置あり ☐ 外気に接する床（5%緩和） ☐ 窓の断熱（2%緩和） ☐ 窓の日射（4%緩和）		
	2．一次エネルギー消費量	一次エネルギー消費量に係る基本事項	用いた計算方法	☐ 住宅・非住宅計算法 ☐ 誘導仕様基準	□計算書 □ □
住宅・非住宅計算法			外皮計算法	☐ 一次エネルギー計算結果による	□計算書 □
		居室等の面積・構成	☐ 一次エネルギー計算結果による	□面積表 □平面図 □	
		通風の利用	☐ 一次エネルギー計算結果による ☐	□計算書 □	
		蓄熱の利用	☐ 一次エネルギー計算結果による ☐		
		床下空間の利用	☐ 一次エネルギー計算結果による		

		設備機器等の仕様	☐ 一次エネルギー計算結果による	☐ 機器表 ☐ 平面図 ☐	
	誘導仕様基準	暖房設備	・暖房方式 () ・暖房機器の仕様等 ()	☐ 機器表 ☐ 平面図 ☐	
冷房設備		・冷房方式 () ・冷房機器の仕様等 ()			
換気設備		・熱交換換気設備の有無 ☐ 有 ☐ 無 ・換気設備の仕様等 ()	☐ 機器表 ☐ 平面図 ☐		
照明設備		☐ 全ての照明設備が LED 又は同等以上	☐ 平面図 ☐		
給湯設備		☐ 給湯熱源機の種類等 () ・所定の省エネ対策の実施 ☐ ヘッダー方式 分岐後配管径 13A 以下 ☐ 浴室シャワーの節湯水栓等の使用 ☐ 高断熱浴槽の採用	☐ 機器表 ☐ 平面図 ☐		
3. その他基準 (第1又は第2のいずれかに適合)	第1の1	再生可能エネルギー利用設備の設置	・再生可能エネルギー利用設備が設けられていること ☐ 太陽光発電設備 ☐ 風力・水力・バイオマス等の発電設備 ☐ 太陽光・地中熱利用設備 ☐ 河川水熱等を利用する設備 ☐ 薪・ペレットストーブ等の熱利用 ・一戸建ての住宅の場合は以下に適合 ☐ 低炭素化促進設計一次エネルギー消費量が低炭素化促進基準一次エネルギー消費量を超えないこと。	☐ 機器表 ☐ 平面図 ☐	
	第1の2 (右記項目のうち1項目以上適合)	節水措置	☐ 節水便器の設置 ☐ 節水水洗の設置 ☐ 電気食器洗い機の設置	☐ 機器表 ☐ 平面図 ☐	
		雨水等の利用	☐ 雨水利用 ☐ 井戸水利用 ☐ 雑排水利用		
		一次エネ削減	☐ HEMSの採用		
		蓄電池使用	☐ 再生可能エネルギーと連系した定置型蓄電池の採用		
		ヒートアイランド対策	敷地緑化等 ☐ 緑地又は水面の面積が敷地面積の10%以上		
			敷地の高反射性塗装 ☐ 日射反射率の高い塗装の面積が敷地面積の10%以上		
			屋上緑化等 ☐ 緑化を行う又は日射反射率等の高い屋根材を使用する面積が屋根面積の20%以上		
			壁面緑化等 ☐ 壁面緑化を行う面積が外壁面積の10%以上 ☐ 緑化等面積率+日射反射面積率+屋根緑化等面積率×1/2+壁面緑化面積率≥10%		
		劣化軽減	☐ 劣化対策等級3以上		
木造住宅・建築物	☐ 木造住宅				
高炉セメント等の利用	☐ 高炉セメント使用の有無 ☐ フライアッシュセメント ☐ 高炉スラグ又はフライアッシュを混和材として利用				

		電気自動車 充電設備 の設置	☐ 電気自動車等と建築物間で充電等するための設備を 設置		
	第2	所管行政庁 の認めるも の	☐ ()	☐	

⑤-3) 参考様式 1 設計内容説明書 共同住宅共用部分

認定事項	確認 項目※	設 計 内 容 説 明 欄 ※			設計内容 確認欄
		項目	設計内容	記載図書	
1. 一次エネルギー消費量	空調	空調ゾーン	・標準入力法入力シート様式 2-1 による	☐ 機器表	
		外壁構成	・標準入力法入力シート様式 2-2 による	☐ 系統図	
		窓仕様	・標準入力法入力シート様式 2-3 による	☐ 平面図	
		外皮仕様	・標準入力法入力シート様式 2-4 による	☐	
		熱源入力	・標準入力法入力シート様式 2-5 による	☐	
		二次ポンプ	・標準入力法入力シート様式 2-6 による		
		空調機	・標準入力法入力シート様式 2-7 による		
	換気	換気対象室	・標準入力法入力シート様式 3-1 による		
		給排気送風機	・標準入力法入力シート様式 3-2 による		
		換気代替空調機	・標準入力法入力シート様式 3-3 による		
	照明	照明	・標準入力法入力シート様式 4 による		
	給湯	給湯対象室	・標準入力法入力シート様式 5-1 による		
		給湯機器	・標準入力法入力シート様式 5-2 による		
	昇降機	昇降機	・標準入力法入力シート様式 6 による		
	太陽光	太陽光発電等	・標準入力法入力シート様式 7-1 による		
	コジェネ	コジェネレーション設備	・標準入力法入力シート様式 7-3 による		

⑤-4) 参考様式 1 設計内容説明書 非住宅用 (新築)

建築物の名称	
建築物の所在地	
設計者氏名	
審査員氏名	

認定 事項	確認 項目※	設 計 内 容 説 明 欄 ※			設計内容 確認欄
		項目	設計内容	記載図書	
0. 基本 事項	計算方法	用いた計算法	☐ 標準入力法 ☐ モデル建物法	☐ 入力シート	
	基本事項	地域の区分	☐ 1 地域 ☐ 2 地域 ☐ 3 地域 ☐ 4 地域 ☐ 5 地域 ☐ 6 地域 ☐ 7 地域 ☐ 8 地域	☐ 建築概要書	
		階数	・地上 () 階、地下 () 階	☐ 平面図	
		敷地面積	() 【m ² 】	☐ 断面図	
		延べ面積	() 【m ² 】	☐	
		年間日射地域区分	() 地域 注) 太陽光発電又は太陽熱利用設備導入時のみ		
		地域熱供給等利用	・他人から供給された熱の一次エネルギー換算値 冷熱 ()、温熱 ()		
1. 標準 入力法	室仕様	室仕様	・標準入力法入力シート様式 1 による	☐ 機器表	
	空調設備	空調ゾーン	・標準入力法入力シート様式 2-1 による	☐ 系統図	
		外壁構成	・標準入力法入力シート様式 2-2 による	☐ 平面図	
		窓仕様	・標準入力法入力シート様式 2-3 による	☐	
		外皮	・標準入力法入力シート様式 2-4 による	☐	
		熱源	・標準入力法入力シート様式 2-5 による		
		2 次ポンプ	・標準入力法入力シート様式 2-6 による		
	換気設備	空調機	・標準入力法入力シート様式 2-7 による		
		換気室	・標準入力法入力シート様式 3-1 による		
		換気送風機	・標準入力法入力シート様式 3-2 による		
		換気空調機	・標準入力法入力シート様式 3-3 による		
	照明設備	照明	・標準入力法入力シート様式 4 による		
	給湯設備	給湯室	・標準入力法入力シート様式 5-1 による		
		給湯機器	・標準入力法入力シート様式 5-2 による		
	昇降機	昇降機	・標準入力法入力シート様式 6 による		
	太陽光	太陽光発電	・標準入力法入力シート様式 7-1 による		
	コジェネ	コジェネレーション設備	・標準入力法入力シート様式 7-3 による		
	PAL*	非空調外皮	・標準入力法入力シート様式 8 による		
2. モデ ル 建 物 法	基本情報	建築物用途等	・モデル建物法入力シート様式 A による	☐ 機器表	
		計算対象部分面積		☐ 系統図	
		空調対象床面積		☐ 平面図	
		外周長		☐	
		非空調コア部		☐	
	外皮仕様	開口部仕様	・モデル建物法入力シート様式 B1 による		
		断熱仕様	・モデル建物法入力シート様式 B2 による		
		外皮	・モデル建物法入力シート様式 B3 による		
	空調設備	空調熱源	・モデル建物法入力シート様式 C1 による		
		空調外気処理	・モデル建物法入力シート様式 C2 による		
		空調ポンプ	・モデル建物法入力シート様式 C3 による		
		空調送風機	・モデル建物法入力シート様式 C4 による		
	換気設備	換気	・モデル建物法入力シート様式 D による		
	照明設備	照明	・モデル建物法入力シート様式 E による		
	給湯設備	給湯	・モデル建物法入力シート様式 F による		

		昇降機	昇降機	・モデル建物法入力シート様式 G による		
		太陽光	太陽光発電	・モデル建物法入力シート様式 H による		
		コジェネ	コージェネレーション設備	・モデル建物法入力シート様式 I による		
3.その他基準 (第1又は第2のいずれかに適合)	第1の1	再生可能エネルギー利用設備の設置	☐ 太陽光発電設備 ☐ 風力・水力・バイオマス等の発電設備 ☐ 太陽光・地中熱利用設備 ☐ 河川水熱等を利用する設備 ☐ 薪・ペレットストーブ等の熱利用	☐ 機器表 ☐ 平面図 ☐		
	第1の1 (右記項目のうち1項目以上適合)	節水措置	☐ 節水便器の設置 ☐ 節水水洗の設置 ☐ 電気食器洗い機の設置	☐ 機器表 ☐ 平面図 ☐		
		雨水等の利用	☐ 雨水利用 ☐ 井戸水利用 ☐ 雑排水利用			
		一次エネ削減	☐ BEMSの採用			
		蓄電池使用	再生可能エネルギーと連系した定置型蓄電池の採用			
		ヒートアイランド対策	敷地緑化等 ☐ 緑地又は水面の面積が敷地面積の10%以上			
			敷地の高反射性塗装 ☐ 日射反射率の高い塗装の面積が敷地面積の10%以上			
			屋上緑化等 ☐ 緑化を行う又は日射反射率等の高い屋根材を使用する面積が屋根面積の20%以上			
			壁面緑化等 ☐ 壁面緑化を行う面積が外壁面積の10%以上 緑化等面積率+日射反射面積率+屋根緑化等面積率×1/2+壁面緑化面積率≥10%			
	木造住宅・建築物	☐ 木造建築物 ☐				
	高炉セメント等の利用	☐ 高炉セメント使用の有無 ☐ フライアッシュセメント ☐ 高炉スラグ又はフライアッシュを混和剤として利用				
	電気自動車充放電設備の設置	☐ 電気自動車等と建築物間で充放電等するための設備を設置				
	第2	所管行政庁の認めるもの	☐ ()	☐		

⑤-5) 参考様式 1 設計内容説明書 非住宅用（増築・改築等）

建築物の名称			
建築物の所在地			
建築士氏名		建築士番号	
審査員氏名			

建築基準法への適合性の確認※	建築基準法の規定違反の有無	☐ 無
----------------	---------------	----------------------------

認定 事項	確認 項目※	設 計 内 容 説 明 欄 ※			設計内容 確認欄	
		項目	設計内容	記載図書		
0. 基本 事項	計算方法	用いた計算法	☐ 標準入力法 ☐ モデル建物法	☐ 入力シート ☐ 建築概要書 ☐ 平面図 ☐ 断面図 ☐		
	基本事項	地域の区分	☐ 1 地域 ☐ 2 地域 ☐ 3 地域 ☐ 4 地域 ☐ 5 地域 ☐ 6 地域 ☐ 7 地域 ☐ 8 地域			
		階数	・地上（ ）階、地下（ ）階			
		敷地面積	（ ）【㎡】			
		延べ面積	（ ）【㎡】			
		年間日射地域区分	（ ）地域 注）太陽光発電又は太陽熱利用設備導入時のみ			
		地域熱供給等利用	・他人から供給された熱の一次エネ換算値 冷熱（ ）、温熱（ ）			
1. 標準 入力法	室仕様	室仕様	・標準入力法入力シート様式 1 による	☐ 機器表 ☐ 系統図 ☐ 平面図 ☐ ☐		
	空調設備	空調ゾーン	・標準入力法入力シート様式 2-1 による			
		外壁構成	・標準入力法入力シート様式 2-2 による			
		窓仕様	・標準入力法入力シート様式 2-3 による			
		外皮	・標準入力法入力シート様式 2-4 による			
		熱源	・標準入力法入力シート様式 2-5 による			
		2 次ポンプ	・標準入力法入力シート様式 2-6 による			
		空調機	・標準入力法入力シート様式 2-7 による			
	換気設備	換気室	・標準入力法入力シート様式 3-1 による			
		換気送風機	・標準入力法入力シート様式 3-2 による			
		換気空調機	・標準入力法入力シート様式 3-3 による			
	照明設備	照明	・標準入力法入力シート様式 4 による			
	給湯設備	給湯室	・標準入力法入力シート様式 5-1 による			
		給湯機器	・標準入力法入力シート様式 5-2 による			
	昇降機	昇降機	・標準入力法入力シート様式 6 による			
	太陽光	太陽光発電	・標準入力法入力シート様式 7-1 による			
	コージェネ	コージェネレーション設備	・標準入力法入力シート様式 7-3 による			
PAL*	非空調外皮	・標準入力法入力シート様式 8 による				
2. モデル 建物法	基本情報	建築物用途等	・モデル建物法入力シート様式 A による	☐ 機器表 ☐ 系統図 ☐ 平面図 ☐ ☐		
		計算対象部分面積				
		空調対象床面積				
		外周長				
		非空調コア部				
	外皮仕様	開口部仕様	・モデル建物法入力シート様式 B1 による			
		断熱仕様	・モデル建物法入力シート様式 B2 による			
		外皮	・モデル建物法入力シート様式 B3 による			
	空調設備	空調熱源	・モデル建物法入力シート様式 C1 による			
		空調外気処理	・モデル建物法入力シート様式 C2 による			
空調ポンプ		・モデル建物法入力シート様式 C3 による				
空調送風機		・モデル建物法入力シート様式 C4 による				

	換気設備	換気	・モデル建物法入力シート様式 D による		
	照明設備	照明	・モデル建物法入力シート様式 E による		
	給湯設備	給湯	・モデル建物法入力シート様式 F による		
	昇降機	昇降機	・モデル建物法入力シート様式 G による		
	太陽光	太陽光発電	・モデル建物法入力シート様式 H による		
	コジェネ	コージェネレーション設備	・モデル建物法入力シート様式 I による		
3. その他基準 (第 1 または第 2 のいずれかに適合)	第 1 の 1	再生可能エネルギー利用設備の設置	☐ 太陽光発電設備 ☐ 風力・水力・バイオマス等の発電設備 ☐ 太陽光・地中熱利用設備 ☐ 河川水熱等を利用する設備 ☐ 薪・ペレットストーブ等の熱利用	☐ 機器表 ☐ 平面図 ☐	
	第 1 の 1 (右記項目のうち 1 項目以上適合)	節水措置	☐ 節水便器の設置 ☐ 節水水洗の設置 ☐ 電気食器洗い機の設置	☐ 機器表 ☐ 平面図 ☐	
		雨水等の利用	☐ 雨水利用 ☐ 井戸水利用 ☐ 雑排水利用		
		一次エネ削減	☐ BEMS の採用		
		蓄電池使用	再生可能エネルギーと連系した定置型蓄電池の採用		
		ヒートアイランド対策	敷地緑化等 ☐ 緑地又は水面の面積が敷地面積の 10% 以上		
			敷地の高反射性塗装 ☐ 日射反射率の高い塗装の面積が敷地面積の 10% 以上		
			屋上緑化等 ☐ 緑化を行う又は日射反射率等の高い屋根材を使用する面積が屋根面積の 20% 以上		
			壁面緑化等 ☐ 壁面緑化を行う面積が外壁面積の 10% 以上		
			緑化等面積率 + 日射反射面積率 + 屋根緑化等面積率 $\times 1/2$ + 壁面緑化面積率 $\geq 10\%$		
		木造住宅・建築物	☐ 木造建築物 ☐		
		高炉セメント等の利用	☐ 高炉セメント使用の有無 ☐ フライアッシュセメント ☐ 高炉スラグ又はフライアッシュを混和剤として利用		
		電気自動車充放電設備の設置	☐ 電気自動車等と建築物間で充放電等するための設備を設置		
	第 2	所管行政庁の認めるもの	☐ ()	☐	

⑥参考様式2 認定しない旨の通知

(日本産業規格A列4番)

不認定通知書

第 号
年 月 日

申請者 殿

所管行政庁

下記の申請については、下記の理由により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定による認定をしないこととしたので、通知します。

記

1. 申請年月日 年 月 日
2. 申請者の住所
3. 申請に係る建築物の位置
4. 理由

⑦参考様式3 計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の申出書

(日本産業規格A列4番)

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の申出書

年 月 日

所管行政庁 殿

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめたいので、申し出します。

1. 低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号
2. 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日
3. 認定に係る建築物の位置
4. 認定建築主の氏名

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注意)

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 認定建築主の氏名の欄には、建築行う権原を有さない者は記載する必要はありません。

⑧参考様式 4 認定の取消しの通知

(日本産業規格 A 列 4 番)

認定取消通知書

第 号
年 月 日

認定計画実施者 殿

所管行政庁

下記の認定低炭素建築物新築等計画については、都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 8 条の規定に基づき、下記の理由により当該認定計画の認定を取消したのでこれを通知します。

記

認 定 番 号 第 号
認 定 年 月 日 年 月 日

(※) 確 認 番 号 第 号
確 認 年 月 日 年 月 日
建築主事の氏名

1. 認定計画実施者の氏名又は名称
2. 認定計画実施者の住所
3. 認定に係る建築物の位置
4. 認定に係る建築物の構造
5. 理由

(※) は法第 5 4 条第 4 項において準用する建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 1 8 条第 3 条の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

⑨- 1) 参考様式 5 計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書
(建築士による書類を添付する場合)

(日本産業規格 A 列 4 番)

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了したので報告します。

1. 低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号
2. 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日
3. 認定に係る建築物の位置
4. 認定建築主の氏名又は名称
5. 計画に従って建築物の建築工事が行われたことを確認した建築士

(級) 建築士 () 登録第 号
住所
氏名

(級) 建築士事務所 () 知事登録第 号
名称
所在地

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注意)

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

⑨-2) 参考様式5 計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書
(建設工事の受注者による書類を添付する場合)

(日本産業規格A列4番)

認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

認定低炭素建築物新築等計画に基づく住宅の建築工事が完了したので報告します。

1. 低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号
2. 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日
3. 認定に係る建築物の位置
4. 認定建築主の氏名
5. 当該住宅の建築工事の請負契約に基づき住宅の建築工事を実施した施工者

施工者の名称

建設業の許可番号

主任技術者の氏名

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注意)

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

⑨-3) 参考様式 5 計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書
(建設工事の受注者による書類)

(日本産業規格 A 列 4 番)

建築物の建築工事を完了した旨の報告書

年 月 日

発注者 殿

施工者の名称

建設業の許可番号

主任技術者の氏名

下記の住宅の建築工事の請負契約に基づき建築物の建築工事を完了したので報告します。

1. 建築物の所在地
2. 発注者の氏名
3. 建築工事の完了の日

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注意)

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

⑩参考様式6 低炭素建築物の名義変更届出書

低炭素建築物の名義変更届出書

年 月 日

(宛先) ○○市

譲渡人の住所又は
主たる事務所の所在地
譲渡人の氏名又は名称
代表者の氏名

譲受人の住所又は
主たる事務所の所在地
譲受人の氏名又は名称
代表者の氏名

下記の低炭素建築物の名義を変更したので、都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第11条の規定により届け出ます。

記

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 低炭素建築物の位置

(以下の欄には記入しないでください。)

受 付 欄	決 裁 欄
年 月 日	
第 号	
係員氏名	

(注意)

- 1 届出者が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 この届出時には、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第43条第2項（同規則第46条の規定により読み替えて準用する場合を含む。）に規定する認定の通知書の写し及び低炭素建築物の譲渡を証する書類を添付してください。

⑪別記様式 1 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査 適合証

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査
適合証

依頼者の氏名又は名称 殿

機関名

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程に基づき、都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項の認定基準のうち、以下に掲げる基準に適合していることを証します。

記

1. 建築物の位置
2. 建築物の名称
3. 市街化区域等 ☐市街化区域
☐区域区分が定められていない都市計画区域のうち用途地域が定められている土地の区域
4. 建築物の用途 ☐一戸建ての住宅 ☐非住宅建築物 ☐共同住宅等 ☐複合建築物
5. 建築物の工事種別 ☐新築 ☐増築 ☐改築 ☐修繕又は模様替
☐空気調和設備等の設置 ☐空気調和設備等の改修
6. 申請の対象とする範囲 ☐建築物全体
☐複合建築物の非住宅部分 ☐複合建築物の住宅部分
7. 認定申請先の所管行政庁
8. 適合することを確認した認定基準
☐法第 54 条第 1 項 1 号関係
☐外壁、窓等を通して熱の損失の防止に関する基準
☐一次エネルギー消費量に関する基準
☐その他の基準
☐法第 54 条第 1 項第 2 号関係(基本方針)
☐法第 54 条第 1 項第 3 号関係(資金計画)

技術的審査依頼年月日	年	月	日
認定申請日	年	月	日
適合交付年月日	年	月	日
適合証付番号	〇〇〇-〇-〇〇-〇〇〇〇-〇-〇-〇〇〇〇〇		
審査員氏名			

⑫別記様式 2 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査 適合証(変更)

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査

適合証(変更)

依頼者の氏名又は名称 殿

機関名

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程に基づき、都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項の認定基準のうち、以下に掲げる基準に適合していることを証します。

記

1. 建築物の位置
2. 建築物の名称
3. 市街化区域等 ☐市街化区域
☐区域区分が定められていない都市計画区域のうち用途地域が定められている土地の区域
4. 建築物の用途 ☐一戸建ての住宅 ☐非住宅建築物 ☐共同住宅等 ☐複合建築物
5. 建築物の工事種別 ☐新築 ☐増築 ☐改築 ☐修繕又は模様替
☐空気調和設備等の設置 ☐空気調和設備等の改修
6. 申請の対象とする範囲 ☐建築物全体
☐複合建築物の非住宅部分 ☐複合建築物の住宅部分
7. 認定申請先の所管行政庁
8. 適合することを確認した認定基準
☐法第 54 条第 1 項 1 号関係
☐外壁、窓等を通して熱の損失の防止に関する基準
☐一次エネルギー消費量に関する基準
☐その他の基準
☐法第 54 条第 1 項第 2 号関係(基本方針)
☐法第 54 条第 1 項第 3 号関係(資金計画)

技術的審査依頼年月日	年	月	日
認定申請日	年	月	日
適合交付年月日	年	月	日
適合証付番号	〇〇〇-〇-〇〇-〇〇〇〇-〇-〇-〇〇〇〇〇		
審査員氏名			

⑬別記様式 3 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査に適合しない旨の通知書

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査に適合しない旨の通知書

第 号
年 月 日

依頼者の氏名又は名称 殿

〔 機関名 〕

別添の低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査依頼書及びその添付図書に記載の建築物については、下記の理由により適合証を交付できませんので、低炭素建築物新築等計画に係る技術審査業務規程第 11 条第 3 項に基づき、通知書を交付します。

(理由)

低炭素建築物 認定マニュアル

平成 24 年 12 月 4 日	第 1 版発行
平成 25 年 5 月 1 日	第 2 版発行
平成 25 年 10 月 1 日	第 3 版発行
平成 27 年 7 月 8 日	第 4 版発行
平成 29 年 4 月 1 日	第 5 版発行
平成 30 年 4 月 1 日	第 6 版発行
令和 3 年 4 月 1 日	第 7 版発行
令和 4 年 10 月 1 日	第 8 版発行
令和 4 年 11 月 7 日	第 9 版発行
令和 5 年 10 月 1 日	第 10 版発行
令和 6 年 4 月 1 日	第 11 版発行
令和 7 年 4 月 1 日	第 12 版発行

編集協力 国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付
発行 一般社団法人 住宅性能評価・表示協会
